

参考資料 3 狭山池博物館関係資料集

- ① 大阪府立狭山池博物館条例
- ② 大阪府立狭山池博物館条例施行規則
- ③ 公の施設基本情報
- ④ 財務諸表
- ⑤ 会議室等使用料収入 (平成 27、28 年度)
- ⑥ 特別展等の開催実績 (平成 24～28 年度)
- ⑦ 事業計画 (平成 29 年度)
- ⑧ 大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に関する基本協定書
- ⑨ 大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する基本協定書
- ⑩ 狭山池とその周辺の成り立ち
- ⑪ グランドデザイン・大阪都市圏
- ⑫ 狭山池周辺の資源 MAP
- ⑬ 大阪府 ESCO 事業導入マニュアル 改訂 3 版 (抜粋)

○大阪府立狭山池博物館条例

平成十二年十月二十七日
大阪府条例第百三十六号

大阪府立狭山池博物館条例をここに公布する。

大阪府立狭山池博物館条例

(設置)

第一条 狭山池の治水及びかんがいに関する資料等(以下「資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって土木事業の歴史的役割に関する府民の理解を深めるとともに、府民の文化的向上に資するため、大阪府立狭山池博物館(以下「博物館」という。)を大阪狭山市池尻中二丁目に設置する。

(事業)

第二条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 資料等の収集、保管及び展示を行うこと。
 - 二 資料等に関する調査研究を行うこと。
 - 三 資料等に関する目録、図録、調査研究の報告書等の作成及び頒布を行うこと。
 - 四 資料等に関する講演会、研究会等を開催すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要なこと。
- 2 博物館は、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

(平二一条例三三・一部改正)

(利用の承認)

第三条 博物館を利用しようとするものは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の利用を承認しないものとする。

- 一 博物館の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(平二三条例九・追加)

(利用の承認の取消し等)

第四条 知事は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 博物館の利用の申込みに偽りがあったとき。
- 二 他の入館者に危害又は迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- 三 博物館の建物、設備又は展示品を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
- 四 博物館の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- 五 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(平二三条例九・追加)

(使用料)

第五条 博物館を利用しようとするものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(平二一条例三三・追加、平二三条例九・旧第三条繰下)

(還付)

第六条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平二一条例三三・追加、平二三条例九・旧第四条繰下)

(減免)

第七条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平二一条例三三・追加、平二三条例九・旧第五条繰下)

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、博物館に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二一条例三三・旧第三条繰下、平二三条例九・旧第六条繰下)

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一三年規則第二一号で平成一三年三月二八日から施行)

附 則(平成二一年条例第三三三号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第九号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

(平二一条例三三・追加、平二三条例九・一部改正)

区分		室料				
		午前	午後	全日		
会議室	土曜日、日曜日又は休日	円 四〇〇	円 八〇〇	円 一、二〇〇		
	その他の日	四〇〇	七〇〇	一、一〇〇		
特別展示室	土曜日、日曜日又は休日	四、二〇〇	八、四〇〇	一二、六〇〇		
	その他の日	三、五〇〇	七、〇〇〇	一〇、五〇〇		
ホール	土曜日、日曜日又は休日	二、三〇〇	四、四〇〇	六、七〇〇		
	その他の日	一、九〇〇	三、九〇〇	五、八〇〇		
区分		単位	金額			
ホール附帯設備	ワイヤレスマイクロホン	一台	円 一、〇〇〇			
	ビデオプロジェクター	一式	三、〇〇〇			
区分		金額				
		午前	午後	全日		
コートA	土曜日、日曜日又は休日	円 八〇〇	円 一、五〇〇	円 二、三〇〇		
	その他の日	七〇〇	一、三〇〇	二、〇〇〇		
コートB	土曜日、日曜日又は休日	一、四〇〇	二、九〇〇	四、三〇〇		
	その他の日	一、三〇〇	二、五〇〇	三、八〇〇		
区分		単位	金額			
			午前	午後	全日	
水庭	水の入換えを行わない場合	一般	土曜日、日曜日又は休日	円 五〇〇	円 一、〇〇〇	円 一、五〇〇
			その他の日	四〇〇	九〇〇	一、三〇〇
	水の入換えを行う場合		土曜日、日曜日又は休日	一一、八〇〇	一二、三〇〇	一二、八〇〇
			その他の日	一一、七〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇

備考

- 「午前」とは午前十時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「全日」とは午前十時から午後五時までをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。
- 「水の入換え」とは、水庭を利用するものが水を減らし、又は汚す等により水庭の水を入れ換えることをいう。

○大阪府立狭山池博物館条例施行規則

平成十三年三月二十七日
大阪府規則第二十二号

大阪府立狭山池博物館条例施行規則をここに公布する。

大阪府立狭山池博物館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府立狭山池博物館条例(平成十二年大阪府条例第百三十六号。以下「条例」という。)第八条の規定に基づき、大阪府立狭山池博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二一規則四四・平二三規則八五・一部改正)

(開館時間)

第二条 博物館の開館時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。

2 閉館時刻の三十分前から閉館時刻までの間は、博物館に入館できないものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又はこれらの休館日以外の休館日を臨時に設けることがある。

一 月曜日(その日が、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する平日(休日以外の日)をいう。))

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用の制限)

第四条 博物館を引き続き七日を超えて利用し、又は同じ月のうち七日を超えて利用することはできない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平二一規則四四・追加)

(利用の申込み)

第五条 条例第三条第一項の承認の申請は、利用申込書(別記様式)を提出することにより行わなければならない。

(平二一規則四四・追加、平二三規則八五・一部改正)

(使用料の還付)

第六条 条例第六条ただし書の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

一 天災その他条例第三条第一項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)の責めに帰することのできない理由により博物館を利用できない場合で知事が適当と認めるとき。

二 利用者が利用の申込みを取り消した場合において、博物館の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、知事が適当と認めるとき。

(平二一規則四四・追加、平二三規則八五・一部改正)

(使用料の減免)

第七条 条例第七条の特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

一 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が博物館を利用する場合で知事が適当と認めるとき。

二 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において知事が適当と認めるとき。

(平二一規則四四・追加、平二三規則八五・一部改正)

(転貸等の禁止)

第八条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(平二一規則四四・追加)

(入館の制限等)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁じ、又は退館を命ずることがある。

一 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

- 二 博物館の建物、設備若しくは展示品を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある者
- 三 知事の許可を受けないで、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- 四 前三号に掲げる者のほか、博物館の管理上支障があると認められる者
(平二一規則四四・旧第四条繰下・一部改正、平二三規則八五・旧第十条繰上)
(損傷等の届出)

第十条 入館者は、博物館の建物、設備又は展示品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を係員に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。
(平二一規則四四・旧第五条繰下・一部改正、平二三規則八五・旧第十一条繰上)

附 則

この規則は、平成十三年三月二十八日から施行する。

附 則(平成二一年規則第四四号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第八五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の大阪府立狭山池博物館条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府立狭山池博物館条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別記様式その1(第5条関係)

(平23規則85・全改)

別記様式その2(第5条関係)

大阪府立狭山池博物館ホール附帯設備利用申込書	
年 月 日	
大阪府知事 様	
申 込 者	住 所 (団体名:) ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日生 電話番号
次のとおり利用したいので、申し込みます。	
利 用 日 時	年 月 日(曜日・休日)(午前・午後・全日)
利 用 す る 附 帯 設 備	<input type="checkbox"/> ワイヤレスマイクロホン ()台 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター
確 認 事 項	<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。 <input type="checkbox"/> 施設の利用目的に従って利用します。
備考 「確認事項」欄は、該当することを確認した上で、□にレ印を付してください。	

公の施設基本情報

作成:平成29年3月末

施設名(愛称)	狭山池博物館	担当部・課・グループ	都市整備部 河川室 河川整備課 地域河川・ダムグループ
---------	--------	------------	--------------------------------

1. 施設の概要

根拠条例・規則名	大阪府立狭山池博物館条例 大阪府立狭山池博物館条例施行規則					
条例等に規定された設置目的	狭山池の治水及びかんがいに関する資料等を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって土木事業の歴史的役割に関する府民の理解を深めるとともに、府民の文化的向上に資する。					
開設年月日 (改築・大規模改修等の実施年度)	平成13年3月28日(H28.4現在経過年数 15年) (大規模改修:未実施)					
所在地等	〒589-0007 大阪狭山市池尻中2丁目 TEL072-367-8891					
敷地面積(敷地所有者)	15,412㎡(国土交通省)					
建物規模(施設構造)	地上2階(一部3階)(鉄筋コンクリート造)					
延床面積(建物所有者)	4,948㎡(大阪府)					
主な施設内容	1階:常設展示室(1,815㎡)、特別展示室(219㎡)、一般収蔵庫(159㎡)、特別収蔵庫(56㎡)、書庫1・2(計86㎡)、写真室(19㎡)、セミナー室(29㎡)等 2階:大阪狭山市立郷土資料館(兼情報コーナー)(111㎡)、ロビー(84㎡)、ホール(126席・154㎡)、会議室(32㎡)、学芸員室(89㎡)等 3階:喫茶コーナー(88㎡)、ロビー(22㎡)等 (主な常設展示) ・狭山池の堤(高さ約15m、幅約60m) ・東樋(長さ約60m)、中樋(石棺、重源碑を含む)…重要文化財、府指定文化財					
施設建設時の財源内訳	合計	左の財源内訳				
		地方債	国庫	その他	一般財源	
	53.00 億円	38.69 億円	13.25 億円	億円	1.06 億円	
管理運営形態	【H28管理】 府直営による管理 【H29管理】 同上					
施設で実施している主な事業	常設展示、企画展示					
開館日・開館時間	午前10時から午後5時まで(入館は午後4時30分まで) 休館日:毎週月曜日(月曜日が祝休日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)					
利用者数(過去5年間)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	利用者数①	95,013 人	103,595 人	93,495 人	89,331 人	99,442 人
	入館料:無料 ※H23年度の年齢別内訳(アンケート回答者の比率) 小学生以下:42.8%、中高生:16.6%、18歳から30歳未満:7.5% 30～40歳代:13.6%、50～60歳代:12.9%、70歳台以上:5.2% ※ピーク時の利用者数:平成24年度 103,595人					
施設運営に関する指標(稼働率、利用率等)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	特別展示室	92.7%	96.3%	80.7%	72.3%	73.4%
	ホール	33.6%	37.7%	35.2%	35.6%	41.1%
	稼働率:年間利用日数÷年間開館日数					

2. 料金体系

料金区分	目的による利用者の区分 なし 入場料無料※ただし、会議室等の利用は有料					
料金水準の考え方	本博物館は、税負担により運営しており、収益施設ではないこと、また、博物館の目標として「土木事業の歴史的役割に関する府民の理解を深めるとともに、府民の文化的向上に資すること」を掲げており、多くの府民に利用していただく観点から入館料を徴収していない。					
主な料金		会議室	特別展示室	ホール	コートA	コートB
	土曜日、日曜日又は休日	1,200 円	12,600 円	6,700 円	2,300 円	4,300 円
	その他の日	1,100 円	10,500 円	5,800 円	2,000 円	3,800 円
利用料金制	府直営施設のため対象外					

3. 施設運営に係る収支(直営施設)

■大阪府の予算

(千円)

区分	平成25年度予算	平成26年度予算	平成27年度予算	平成28年度予算	平成29年度予算
府収入					
施設使用料	570	570	570	570	802
行政財産目的外使用料	407	407	292	250	300
雑入	8,098	8,098	8,098	8,141	8,157
合計	9,075	9,075	8,960	8,961	9,259
府支出					
施設管理費	77,032	77,818	75,391	79,145	88,439
人件費	19,579	19,964	18,778	18,814	17,570
事業費	0	0	0	0	0
その他	7,383	6,644	6,918	7,081	7,085
合計	103,994	104,426	101,087	105,040	113,094
府費負担(府支出-府収入)	94,919	95,351	92,127	96,079	103,835

府支出(補修費)	-	-	-	-	-
----------	---	---	---	---	---

■大阪府の決算

府の決算(財務諸表等)はこちら

⇒H24は狭山池博物館を含む河川砂防事業の額。H25、26、27は狭山池博物館のみの額

貸借対照表

(千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
資産の部	I 流動資産	12,421	0	0	0
	現金預金等	0	-	-	-
	未収金	8,654	-	-	-
	不納欠損引当金	▲ 1,928	-	-	-
	短期貸付金	0	-	-	-
	その他流動資産	5,695	-	-	-
	II 固定資産	750,784,832	2,848,977	2,772,108	2,695,238
	土地	7,481,733	-	-	-
	建物	9,289,577	2,844,177	2,767,308	2,690,438
	工作物・立木竹・浮標等	704,147,367	-	-	-
	地上権	1,719	-	-	-
	重要物品	68,184	4,800	4,800	4,800
	リース資産・ソフトウェア等	0	-	-	-
	建設仮勘定	29,743,652	-	-	-
	出資金	52,600	-	-	-
	長期貸付金	0	-	-	-
	基金	0	-	-	-
資産合計	750,797,253	2,848,977	2,772,108	2,695,238	
負債及び純資産の部	I 流動負債	94,473,125	622	142,216	337,144
	地方債	94,213,325	-	141,560	336,478
	賞与引当金	257,471	622	656	666
	リース債務	0	-	-	-
	その他流動負債	2,329	-	-	-
	II 固定負債	461,305,860	9,879	1,862,515	1,526,291
	地方債	455,870,554	-	1,850,662	1,514,184
	退職手当引当金	5,435,307	9,879	11,853	12,107
	リース債務	0	-	-	-
	負債合計 ②	555,778,986	10,501	2,004,731	1,863,435
純資産	195,018,267	2,838,477	767,377	831,803	
負債及び純資産の合計	750,797,253	2,848,977	2,772,108	2,695,238	

府民1人あたり負債額(②/府人口)	62,692円	1円	226円	211円
-------------------	---------	----	------	------

※府の人口は国勢調査に基づき、平成26年度までは「8,865,245人」(平成22年度調査)とし、平成27年度は「8,839,469人」(平成27年度調査)とする。

■大阪府の決算

⇒H24は狭山池博物館を含む河川砂防事業の額。H25、26、27は狭山池博物館のみの額

行政コスト計算書

(千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
府収入				
行政収入	1,520,120	8,670	8,250	8,895
分担金及び負担金	109,962	7,776	7,260	7,791
使用料及び手数料	1,226,897	237	359	429
国庫支出金	21,970	-	-	-
財産収入	1,101	292	249	266
寄附金・繰入金	0	-	-	-
その他行政収入	160,190	366	382	409
金融収入	0	0	0	0
受取利息及び配当金	-	-	-	-
特別収入	12,644,862	0	0	0
分担金及び負担金	35,700	-	-	-
国庫支出金	7,261,339	-	-	-
固定資産売却益	40	-	-	-
その他特別収入	5,347,783	-	-	-
合 計 A	14,164,982	8,670	8,250	8,895
府支出				
行政費用 ③	47,121,223	1,113,701	513,531	181,195
給与関係費	4,169,431	23,981	22,327	23,553
物件費等	3,071,657	33,089	35,999	29,110
維持補修費	3,899,322	45,787	41,792	49,383
社会保障扶助費	0	-	-	-
負担金・補助金・交付金等	1,892,134	121	63	119
国直轄事業負担金	5,217,432	-	-	-
繰出金	0	-	-	-
減価償却費	28,052,547	76,870	76,870	76,870
不納欠損引当金等繰入額	806,111	11,416	3,970	2,160
その他行政費用	12,590	922,436	332,511	-
金融費用 ④	8,045,503	0	0	29,755
地方債利息・手数料	8,045,503	-	-	29,755
特別費用	15,312,048	0	0	0
固定資産売却損・除去損	1,115	-	-	-
その他特別費用	15,310,933	-	-	-
合 計 B	70,478,774	1,113,701	513,531	210,950
収支C(A-B)	▲ 56,313,791	▲ 1,105,031	▲ 505,282	▲ 202,055
一般財源等配分調整額 D ⑤	32,771,498	95,224	93,893	125,307
調整後収支 E(C+D)	▲ 23,542,294	▲ 1,009,806	▲ 411,389	▲ 76,748

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者1人あたり 通常費用額{(③+④)/①}	532,523円	11,912円	5,749円	2,121円

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者1人あたり 一般財源等配分調整額(⑤/ ①)	316,342円	1,018円	1,051円	1,260円

施設職員数(4月1日時点)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数	9人	9人	9人	9人	9人
常勤	1人	1人	1人	1人	1人
非常勤	8人	8人	8人	8人	8人

4. 主な代替・類似施設

(国)・淀川資料館(枚方市): 淀川の歴史、環境、河川改修事業について展示
 (市町村)・大阪市立下水道科学館(大阪市此花区): 下水道事業について展示

・昭和52年開設
 ・平成7年開設

・入館無料
 ・入館無料

5. 利用者の満足度調査

調査実施	あり	実施時期	来館時(開館時から実施)			対象者数	28年度回答: 240件
調査手法	アンケート						
調査結果	満足度 (%)		大変満足	満足	不満	大変不満	無回答
	博物館全体の雰囲気		136	85	5	6	8
	常設展示の内容		125	82	17	3	13
	スタッフの対応		126	73	15	6	20
	博物館の施設や設備		132	72	17	7	12
	博物館へのアクセス		91	65	48	18	18

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 (A-B)	科 目	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 (A-B)
資産の部				負債の部			
I 流動資産	—	—	—	I 流動負債	162	337	▲ 175
現金預金	—	—	—	地方債	162	336	▲ 175
歳計現金等	—	—	—	短期借入金	—	—	—
歳入歳出外現金	—	—	—	他会計借入金	—	—	—
未収金	—	—	—	その他短期借入金	—	—	—
税未収金	—	—	—	賞与引当金	1	1	0
その他未収金	—	—	—	未払金	—	—	—
不納欠損引当金	—	—	—	支払保証債務	—	—	—
基金	—	—	—	その他未払金	—	—	—
財政調整基金	—	—	—	還付未済金	—	—	—
減債基金	—	—	—	リース債務	—	—	—
短期貸付金	—	—	—	その他流動負債	—	—	—
貸倒引当金	—	—	—	II 固定負債	1,561	1,526	35
その他流動資産	—	—	—	地方債	1,548	1,514	34
II 固定資産	2,620	2,695	▲ 75	長期借入金	—	—	—
事業用資産	2,615	2,690	▲ 75	他会計借入金	—	—	—
有形固定資産	2,615	2,690	▲ 75	その他長期借入金	—	—	—
土地	—	—	—	退職手当引当金	13	12	1
建物	2,615	2,690	▲ 75	その他引当金	—	—	—
工作物	—	—	—	リース債務	—	—	—
立木竹	—	—	—	その他固定負債	—	—	—
船舶	—	—	—	負債の部合計	1,723	1,863	▲ 140
浮標等	—	—	—	純資産の部			
航空機	—	—	—	純資産	897	832	65
無形固定資産	—	—	—	(うち当期純資産増減額)	65	64	0
地上権	—	—	—				
特許権等	—	—	—				
インフラ資産	—	—	—				
有形固定資産	—	—	—				
土地	—	—	—				
建物	—	—	—				
工作物	—	—	—				
無形固定資産	—	—	—				
地上権	—	—	—				
特許権等	—	—	—				
重要物品	5	5	—				
図書	—	—	—				
リース資産	—	—	—				
ソフトウェア	—	—	—				
建設仮勘定	—	—	—				
投資その他の資産	—	—	—				
出資金	—	—	—				
法人等出資金	—	—	—				
公営企業会計出資金	—	—	—				
長期貸付金	—	—	—				
貸倒引当金	—	—	—				
基金	—	—	—				
減債基金	—	—	—				
減債基金借入金	—	—	—				
その他の基金	—	—	—				
その他基金借入金	—	—	—				
その他債権	—	—	—				
資産の部合計	2,620	2,695	▲ 75	純資産の部合計	897	832	65
				負債及び純資産の部合計	2,620	2,695	▲ 75

行政コスト計算書 (自平成28年4月1日・至平成29年3月31日) (単位：百万円)

科 目	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 (A-B)
通常収支の部			
I 行政収支の部			
1 行政収入	9	9	1
地方税	—	—	—
地方譲与税	—	—	—
市町村たばこ税府交付金	—	—	—
地方特例交付金	—	—	—
地方交付税	—	—	—
交通安全対策特別交付金	—	—	—
分担金及び負担金(行政費用充当)	8	8	0
使用料及び手数料	1	0	1
国庫支出金(行政費用充当)	—	—	—
財産収入	0	0	0
寄附金	—	—	—
繰入金	—	—	—
特別会計繰入金	—	—	—
公営企業会計繰入金	—	—	—
税諸収入	—	—	—
事業収入(特別会計)	—	—	—
その他行政収入	0	0	▲ 0
2 行政費用	184	181	3
税連動費用	—	—	—
給与関係費	24	24	0
物件費	40	29	11
維持補修費	41	49	▲ 9
社会保障扶助費	—	—	—
負担金・補助金・交付金等	0	0	0
国直轄事業負担金	—	—	—
繰出金	—	—	—
減価償却費	77	77	0
債務保証費	—	—	—
不納欠損引当金繰入額	—	—	—
貸倒引当金繰入額	—	—	—
賞与引当金繰入額	1	1	0
退職手当引当金繰入額	2	1	0
その他引当金繰入額	—	—	—
その他行政費用	—	—	—
行政収支差額	▲ 175	▲ 173	▲ 2

科 目	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 (A-B)
II 金融収支の部			
1 金融収入	—	—	—
受取利息及び配当金	—	—	—
2 金融費用	27	30	▲ 2
地方債利息・手数料	27	30	▲ 2
地方債発行差金	—	—	—
他会計借入金利息等	—	—	—
金融収支差額	▲ 27	▲ 30	2
通常収支差額	▲ 202	▲ 202	0
特別収支の部			
1 特別収入	—	—	—
分担金及び負担金(公共施設等整備)	—	—	—
分担金及び負担金(災害復旧費)	—	—	—
国庫支出金(公共施設等整備)	—	—	—
国庫支出金(災害復旧費)	—	—	—
固定資産売却益	—	—	—
過年度修正益	—	—	—
その他特別収入	—	—	—
2 特別費用	—	0	▲ 0
固定資産売却損	—	—	—
固定資産除却損	—	0	▲ 0
災害復旧費	—	—	—
過年度修正損	—	—	—
その他特別費用	—	—	—
特別収支差額	—	▲ 0	0
当期収支差額	▲ 202	▲ 202	0
一般財源等配分調整額	126	125	1
一般会計からの繰入金	—	—	—
一般会計への繰出金	—	—	—
再計	▲ 76	▲ 77	1

キャッシュ・フロー計算書 (自平成28年4月1日・至平成29年3月31日) (単位:百万円)

科 目	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 (A-B)
I 行政サービス活動			
行政収入	9	9	1
地方税	—	—	—
地方譲与税	—	—	—
市町村たばこ税府交付金	—	—	—
地方特例交付金	—	—	—
地方交付税	—	—	—
交通安全対策特別交付金	—	—	—
分担金及び負担金 (行政支出充当)	8	8	0
使用料及び手数料	1	0	1
国庫支出金(行政支出充当)	—	—	—
財産収入	0	0	0
寄附金	—	—	—
繰入金	—	—	—
特別会計繰入金	—	—	—
公営企業会計繰入金	—	—	—
税諸収入	—	—	—
事業収入(特別会計)	—	—	—
その他行政収入	0	0	▲ 0
行政支出	107	104	3
税連動支出	—	—	—
給与関係費	26	25	0
物件費	40	29	11
維持補修費	41	49	▲ 9
社会保障扶助費	—	—	—
負担金・補助金・交付金等	0	0	0
国直轄事業負担金	—	—	—
繰出金	—	—	—
金融収入	—	—	—
受取利息及び配当金	—	—	—
金融支出	27	30	▲ 2
地方債利息・手数料	27	30	▲ 2
他会計借入金利息等	—	—	—
特別収入	—	—	—
分担金及び負担金(災害復旧費)	—	—	—
国庫支出金(災害復旧費)	—	—	—
その他特別収入	—	—	—
特別支出	—	—	—
災害復旧費	—	—	—
その他特別支出	—	—	—
行政サービス活動収支差額	▲ 125	▲ 125	1

科 目	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	差 (A-B)
II 投資活動			
投資活動収入	—	—	—
分担金及び負担金 (公共施設等整備)	—	—	—
国庫支出金(公共施設等整備)	—	—	—
財産収入	—	—	—
基金繰入金(取崩額)	—	—	—
財政調整基金	—	—	—
その他の基金	—	—	—
貸付金元金回収収入	—	—	—
保証金等返還収入	—	—	—
その他投資活動収入	—	—	—
投資活動支出	2	—	2
公共施設等整備支出	2	—	2
基金積立金	—	—	—
財政調整基金	—	—	—
その他の基金	—	—	—
出資金	—	—	—
貸付金	—	—	—
保証金等支出	—	—	—
投資活動収支差額	▲ 2	—	▲ 2
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	▲ 126	▲ 125	▲ 1
III 財務活動			
財務活動収入	—	—	—
地方債	—	—	—
他会計借入金等	—	—	—
基金繰入金(取崩額)	—	—	—
減債基金	—	—	—
基金借入金	—	—	—
その他財務活動収入	—	—	—
財務活動支出	—	—	—
地方債償還金	—	—	—
他会計借入金等償還金	—	—	—
ファイナンス・リース債務返済支出	—	—	—
基金積立金	—	—	—
減債基金	—	—	—
基金借入金償還金	—	—	—
財務活動収支差額	—	—	—
収支差額合計	▲ 126	▲ 125	▲ 1
一般財源等配分調整額	126	125	1
一般会計からの繰入金	—	—	—
一般会計への繰出金	—	—	—
前年度からの繰越金	—	—	—
形式収支	—	—	—
歳入歳出外現金受入額	—	—	—
歳入歳出外現金払出額	—	—	—
再計	—	—	—

純資産変動計算書

(単位:百万円)

区 分	開始残高 相 当	収支差額	内部取引	一般財源等 配分調整額	一般会計から の繰入金	一般会計への 繰出金	合 計
前期末残高	—	▲ 1,813	2,330	314	—	—	832
当期変動額	—	▲ 202	141	126	—	—	65
当期末残高	—	▲ 2,015	2,471	441	—	—	897

純資産変動分析表

(単位:百万円)

区 分	純資産増加	純資産減少	増加－減少	残 高	主な増減要因
前期末純資産残高				832	
【当期増減内容】					
I 固定資産のうち負債を伴わない額の増減					
①事業用資産(建設仮勘定を含む)	65				
②インフラ資産(建設仮勘定を含む)					
③その他					
小 計	65		65		
II 資産の裏付けのない固定負債の増減					
①特別債					
②基金借入金					
③長期性債務(退職手当引当金等)		1			
小 計		1	▲ 1		
III その他の増減					
①その他の資産(負債を伴わないもの)					
②その他の負債(資産を伴わないもの)		0			
小 計		0	▲ 0		
I～IIIの増減合計	65	1	65		
当期末純資産残高				897	

固定資産附属明細表 (狭山池博物館管理運営事業)

【都市整備部】

固定資産(有形)

(単位:百万円)

区 分	前期末 取得原価 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	当期末 取得原価 ④=①+②-③	当期末減価 償却累計額 (減損を含む) ⑤	当期償却額 (減損を含む) ⑥	当期末残高 ④-⑤
事業用資産	3,843	2	—	3,845	1,230	77	2,615
土地	—	—	—	—	—	—	—
建物	3,843	2	—	3,845	1,230	77	2,615
工作物	—	—	—	—	—	—	—
立木竹	—	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	—	—	—	—	—
浮標等	—	—	—	—	—	—	—
航空機	—	—	—	—	—	—	—
インフラ資産	—	—	—	—	—	—	—
土地	—	—	—	—	—	—	—
建物	—	—	—	—	—	—	—
工作物	—	—	—	—	—	—	—
重要物品	327	—	—	327	323	—	5
図書	—	—	—	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—	—	—	—
ソフトウェア	—	—	—	—	—	—	—
建設仮勘定	—	2	2	—	—	—	—
合 計	4,171	3	2	4,172	1,553	77	2,620

固定資産(無形)

(単位:百万円)

区 分	前期末残高 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	当期償却額 ④	当期末残高 ①+②-③
事業用資産	—	—	—	—	—
地上権	—	—	—	—	—
特許権等	—	—	—	—	—
インフラ資産	—	—	—	—	—
地上権	—	—	—	—	—
特許権等	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

会議室等使用料収入

⑤

○ 平成28年度

番号	領収月日	金額	使用施設				
			会議室	平日	午後	マイク 本	PJ 有・無
1	H28.4.15	700	会議室	平日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
2	H28.4.21	11,200	ホール 水庭6段	平日	全日 午後	マイク 2本	PJ 有・無
3	H28.5.31	700	会議室	平日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
4	H28.8.19	1,900	ホール	平日	午前	マイク 1本	PJ 有・無
5	H28.9.3	800	会議室	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
6	H28.9.13	10,800	ホール ホール附帯設備	平日	全日	マイク 2本	PJ 有・無
7	H28.9.19	5,700	会議室 コートA 水庭	休日	全日 午後 午前	マイク 1本	PJ 有・無
8	H28.9.21	4,800	会議室 コートA 水庭	平日	全日 午後 午前	マイク 1本	PJ 有・無
9	H28.9.29	4,100	会議室 コートB 水庭	平日	午前	マイク 1本	PJ 有・無
10	H28.10.9	5,400	ホール ホール附帯設備	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
11	H28.10.30	1,200	会議室	休日	全日	マイク 1本	PJ 有・無
12	H28.11.25	1,900	ホール	平日	午前	マイク 1本	PJ 有・無
13	H28.12.4	5,400	ホール ホール附帯設備	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
14	H28.12.9	1,900	ホール	平日	午前	マイク 1本	PJ 有・無
15	H29.1.8	5,400	ホール ホール附帯設備	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
16	H29.2.9	1,100	会議室	平日	全日	マイク 1本	PJ 有・無
17	H29.2.28	4,500	コートA コートB	平日	A・・・全日 B・・・午後	マイク 1本	PJ 有・無
18	H29.3.12	5,400	ホール ホール附帯設備	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
合計		72,900					

○ 平成27年度

番号	領収月日	金額	使用施設				
			会議室	平日	午後	マイク 本	PJ 有・無
1	H27.5.17	1,200	会議室	休日	全日	マイク 1本	PJ 有・無
2	H27.6.21	800	会議室	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
3	H27.8.27	10,800	ホール	平日	全日	マイク 2本	PJ 有・無
4	H27.10.1	700	会議室	平日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
5	H27.10.12	8,400	ホール	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
6	H27.10.12	21,900	ホール	平日	午前	マイク 1本	PJ 有・無
7	H27.10.18	1,200	会議室	休日	全日	マイク 1本	PJ 有・無
8	H27.11.5	1,100	会議室	平日	全日	マイク 1本	PJ 有・無
9	H27.12.15	8,400	ホール	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
10	H27.12.15	8,400	ホール	休日	午後	マイク 1本	PJ 有・無
合計		62,900					

特別展等の開催実績

年度	テーマ	主催	会場	備考
24年度 (2012)	春休み特別企画展 鉄道模型ワールド in 博物館	協働運営委員会	特別展示室	企画展
	写真展 狭山池と狭山池博物館を写す	当館	特別展示室	
	大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館出張展示	当館・弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館	第5ゾーン	ミニ展示
	発掘調査速報展 陶器窯跡群—陶器山310号窯の調査—	当館・大阪狭山市教委・大阪府教委	第5ゾーン	ミニ展示
	高校生の芸術展	当館・大阪府立金岡高校	特別展示室	
	池守田中家文書特別公開 近世狭山池の水利技術	当館	特別展示室	特別公開
	子ども絵画コンクール応募作品展示 狭山池や博物館・郷土資料館を描こう!	当館	館内	
	虫の謎を探る昆虫展 命を伝える昆虫の世界	協働運営委員会・大阪府営箕面公園昆虫館・宝塚市立手塚治虫記念館	特別展示室	企画展
	高校生の芸術展	当館・大阪府立成美高校	特別展示室	
	韓国の民画 祝壽康寧	韓国嘉會民畫博物館、協働運営委員会	特別展示室	企画展
	中世狭山池の水下世界	当館・大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	特別展
	ボランティア企画 河内木綿～織の技と美～	協働運営委員会	特別展示室	ボラ企画
	書き初め展	当館	館内	
	大阪狭山市立郷土資料館企画展 くらしの道具展	大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	企画展
	橋梁模型展	富田林土木事務所	第5ゾーン	ミニ展示
日本一周ダムファン写真展	ダム愛好家集団 Dam Web Ring	館内	写真展	
春休み特別企画 鉄道模型ワールド in 博物館	協働運営委員会	特別展示室	企画展	
写真展 狭山池と狭山池博物館を写す	当館	特別展示室		
大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館出張展示	当館・弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館	第5ゾーン	ミニ展示	
池守田中家文書特別公開 池守田中家と水下惣代	当館	特別展示室	特別公開	
子ども絵画コンクール応募作品展示 狭山池や博物館・郷土資料館を描こう!	当館	館内		
虫の謎を探る昆虫展 昆虫のデザイン	協働運営委員会・大阪府営箕面公園昆虫館	特別展示室	企画展	
高校生の芸術展	当館・大阪府立狭山高校	特別展示室		
近世狭山池の水利変革—番水と水利技術—	当館・大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	特別展	
ボランティア企画 夜具 ～型染藍の技と美～	協働運営委員会	特別展示室	ボラ企画	
書き初め展	当館	館内		
大阪狭山市立郷土資料館企画展 くらしの道具展 むかしばなしの道具	大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	企画展	
春休み特別企画展 都市インフラ整備の最前線 —都市計画道路大和川線—	富田林土木事務所・協働運営委員会	特別展示室	企画展	
写真展 狭山池と狭山池博物館を写す	当館	特別展示室		
狭山藩陣屋の発掘調査成果 —発掘された大手筋—	当館・大阪府教委・大阪狭山市教委	第5ゾーン	ミニ展示	
南河内の渡来人 —須賀古墳群にみる葬送習俗とその変容— くらべてみよう、最後の縄土器と最初の弥生土器	近つ飛鳥博物館・弥生文化博物館	特別展示室	企画展	
国際博物館の日関連事業 黎明期の考古学を知る本	当館	特別展示室	企画展	
高校生の芸術展	当館・大阪府立登美丘高校	特別展示室		
池守田中家文書特別公開 近世狭山池の西除と東除	当館	特別展示室	特別公開	
子ども絵画コンクール応募作品展示 狭山池や博物館・郷土資料館を描こう!	当館	館内		
虫の謎を探る昆虫展 ヌズ坊を探せ ※蝶のデザイン	協働運営委員会・大阪府営箕面公園昆虫館	特別展示室	企画展	
高校生の芸術展	当館・大阪府立東百舌鳥高校	特別展示室		
南河内台地の中世集落	当館	特別展示室	特別企画展	
重源狭山池改修重要文化財指定記念特別展 重源と東大寺—鎌倉時代の復興を支えた人びと—	大阪狭山市・大阪狭山市教委・当館	特別展示室	特別展	
ボランティア企画 光と影の居場所 —回遊する宇宙— 小川幸三写真展	協働運営委員会	特別展示室	ボラ企画	
書き初め展	当館	館内		
大阪狭山市立郷土資料館企画展 くらしの道具 のりもの	大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	企画展	
春休み特別企画 現代の治水技術 —安威川ダムの誕生—	大阪府都市整備部・協働運営委員会	特別展示室	企画展	
南河内の縄文時代	当館・弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館	第5ゾーン	ミニ展示	
写真展 狭山池と狭山池博物館を写す	当館	特別展示室		
大阪狭山書道協会 色紙展	当館	館内		
池守田中家文書特別公開 弓と矢の礼法	当館	特別展示室	特別公開	
形と意味の昆虫展 昆虫のこぼれ	協働運営委員会・大阪府営箕面公園昆虫館	特別展示室	共同企画	
鉄道展 モノレールがきた!	協働運営委員会	特別展示室	企画展	
近世狭山池絵図 —水と農民の狭山池改修史—	当館・大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	特別展	
ダム治水防災啓発関連事業 どぼくの日企画展 てんきとくらし	協働運営委員会	第5ゾーン	企画展	
大和川今池遺跡調査速報展示	大阪府教委・当館	第5ゾーン	速報展示	
ボランティア企画展 片桐且元 没後400年展	協働運営委員会	特別展示室	ボラ企画	
書き初め展	当館	館内		
大阪狭山市立郷土資料館企画展 くらしの道具 大工さんの道具	大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	企画展	
土木テーマ展 街をまもる、人をまもる	大阪府都市整備部・協働運営委員会	第5ゾーン	テーマ展	
狭山池築造1400年・狭山藩誕生400年記念特別展 狭山藩北条氏—戦国大名 小田原北条五代の末裔—	大阪狭山市・大阪狭山市教委	特別展示室	特別展	
狭山池築造1400年記念企画 小瀬一紀絵画展 神々の微笑	協働運営委員会	特別展示室	記念企画	
南河内の発掘成果展	当館・大阪府教委・大阪狭山市教委 近つ飛鳥博物館・弥生文化博物館	第5ゾーン	ミニ展示	
写真展 狭山池と狭山池博物館を写す	当館	特別展示室		
池守田中家文書特別公開 戦陣の礼法	当館	特別展示室	特別公開	
子ども絵画コンクール応募作品展示 狭山池や博物館・郷土資料館を描こう!	当館	館内		
虫の謎を探る昆虫展 昆虫の魅力	協働運営委員会・大阪府営箕面公園昆虫館	特別展示室	共同企画	
高校生の芸術展	当館・大阪府立美原高校	特別展示室		
須田剋太展 —司馬遼太郎『街道をゆく』挿絵原画—	狭山池築造1400年記念事業実行委員会・協働運営委員会	特別展示室	特別企画展	
河内の開発と渡来人 —部屋北遺跡の世界—	当館・大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	特別展	
大和川今池遺跡の調査成果展	大阪府教委・大阪府文化財センター・当館	第5ゾーン		
名誉市民没後25年記念企画展 末永雅雄先生 —その生涯と郷土狭山—	大阪狭山市・大阪狭山市教委	特別展示室	企画展	
書き初め展	当館	館内		
狭山池築造1400年・大阪狭山市立郷土資料館企画展 くらしの道具展 —とっくり、どっさり—	大阪狭山市立郷土資料館	特別展示室	企画展	
土木遺産展 —関西の土木遺産展巡歴—	協働運営委員会	特別展示室	特別企画展	



公開講座



田中家展



田中家展講演



特別展



特別展解説



特別展講演会



魅力発見ツアー



博物館ツアー

平成29年度事業計画

府が中心 市が中心 池まつりが中心 市制30周年

→H30

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
特展室	土木展 3/18~5/7		写真展 5/16~5/28	春季展「田中家文書 特別公開」 6/3~7/17	夏期企画展「ホネの動物ラ ンド」 7/17~8/27		高校生の芸術 展9/5 ~9/18	市制30周年展 9/30~10/29		特別展 12/2~1/28		郷土資料館展 「くらしの道具」 2/6~3/4	ダム展 3/10~4/8	ボランティア展 4/14~5/13			
ホール (講演会)	15 土木展講演会	3 ミニ 展示講演会	18 古文書講座	25.15 田中家文書特別公開 史セミナー	1.8.29 古文書講座	22 狭山池魅力発見 講演会カフェ	6.10 26 ホネ展WS ホネ展講座	30 歴史講座	14 21 歴史講座 歴史講座	11/14~26 臨時休館		17.23 13 歴史セミナー ミニ展示講演会	25 10.17.24 くらしの道具 講演会・WS	3.10 17.24 25? 公開講座 公開講座 土木展講演会 さくら講演会	21 土木展講演会 ボランティア展 講演会		
ホール (催し物)	29 水庭灯りイベント プロジェクト	21 フレッシュ コンサート	14 写真展表彰式	25 絵はがき表彰式	9 30 フレッシュ コンサート フレッシュ コンサート	11 20 24.25 27 絵画展表彰式 子ども歴史塾 手づくりカメラ イベント	2.10.17 9 歴史セミナー フレッシュ コンサート	22 環境実験 イベント	2 水庭灯り イベント	26.27 子ども歴史塾	28 フレッシュ コンサート 寄席	11 書き初め 表彰式	21 人形劇 イベント				
常設展示室 屋外・館外	9 歴史 ウォーク、 古文書	29.30 水庭灯り プロジェクト、 アーチ橋 博覧会	14 歴史 ウォーク、 古文書	11 歴史 ウォーク	29 再発見 ツアー	子ども絵画コンクール 7/11~8/30		10 歴史 ウォーク、 古文書	8 歴史 ウォーク、 古文書	12 歴史 ウォーク、 古文書	ミニ展示 12/6~1/21		11 書き初め展 2/6~2/25	11 クリエイティ ブ・フラッグ	11 歴史 ウォーク、 古文書	11 歴史 ウォーク、 古文書	歴史 ウォーク、 古文書
博物館教育			国際 博物館の 日			23~ 27 博物館 実習		13 26.27 中学生 職場体 験	9.10 中学生 職場体 験	7.8 中学生 職場体 験							
協働運営 推進事業	受付運營業務 魅力づくり ● グッズ検討、ポスター・チラシデザイン、ブログ等発信 ボランティア育成・支援 ● 古文書をよむ会、集額会、研修、水辺のイベント検討部会、展示解説、池博クローン隊																

大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に関する基本協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪狭山市（以下「乙」という。）とは、平成21年4月1日以降の大阪府立狭山池博物館（以下「府立博物館」という。）と大阪狭山市立郷土資料館（以下「市立資料館」という。）の共同運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が共同して、地域との協働を図りながら、府立博物館と市立資料館の管理運営を行うことにより、一層効果的かつ効率的な両館の活用を図ることを目的とする。

（市立資料館の設置）

第2条 乙は、市立資料館を大阪狭山市池尻中二丁目府立博物館内の別添図面に示す区域に設置する。

（経費の負担等）

第3条 府立博物館と市立資料館の共同運営に係る経費の負担、職員の派遣その他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（疑義等の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

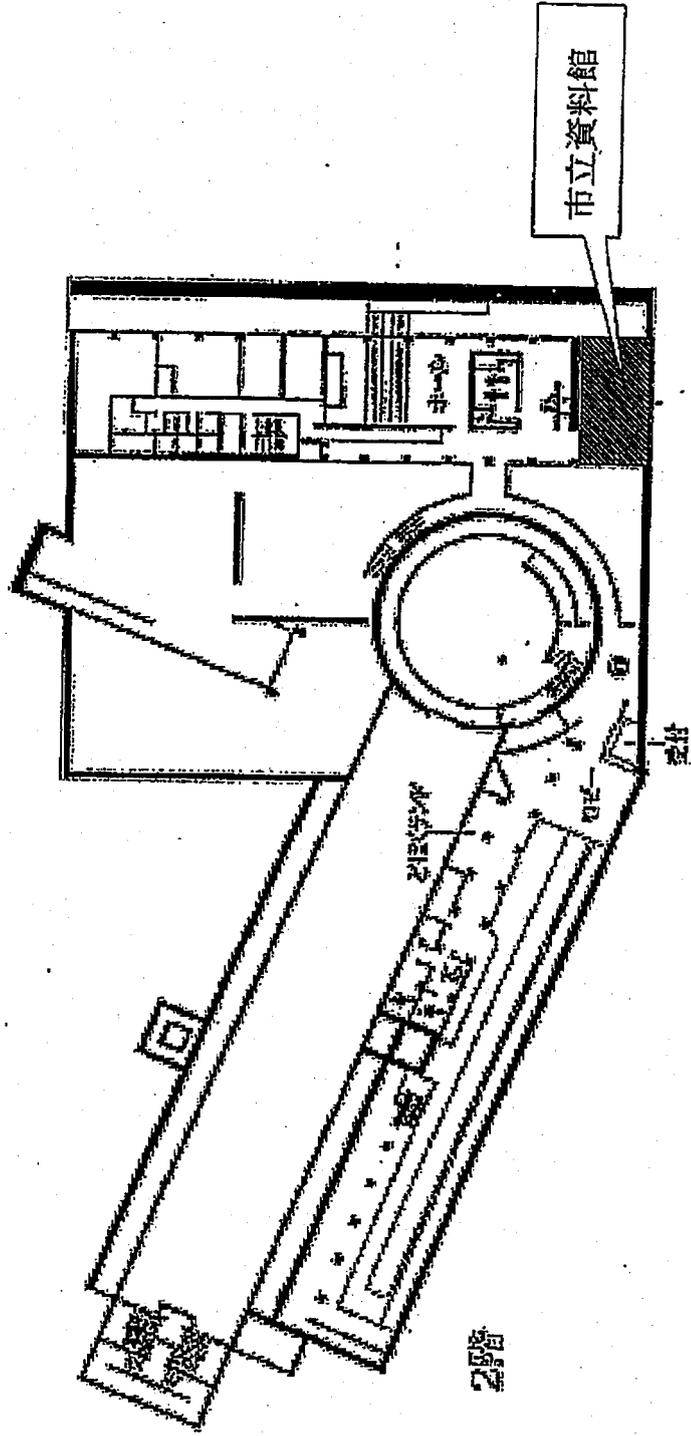
平成21年 3月 9日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 橋 下

乙 大阪狭山市
代表者 大阪狭山市長 吉 田 友

別添図面

府立博物館 平面図 (2階)





大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の 共同運営に関する費用負担の確認書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪狭山市（以下「乙」という。）は、平成21年3月9日付けで締結した、「大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第3条に基づき、大阪府立狭山池博物館（以下「府立博物館」という。）と大阪狭山市立郷土資料館（以下「市立資料館」という。）の共同運営に関する費用の負担について、次のとおり確認する。

（用語の定義）

第1 本確認書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「常設展示」とは、来館者の観覧を目的として常時設置している遺構、模型、解説機器等の展示物をいう。
- 二 「保守点検」とは、展示物を常時適切な状態に保つために必要となる点検、調整等をいう。
- 三 「施設管理費」とは、府立博物館の施設である建物、水庭、コート等の管理運営に必要となる光熱水費、清掃費、定期点検等の費用をいう。
- 四 「非常勤職員」とは、甲の「大阪府非常勤職員の雇用等に関する要綱」に定める非常勤嘱託員及び「非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別嘱託員の雇用等に関する要綱」に定める非常勤特別嘱託員をいう。
- 五 「雇用費」とは、報酬と共済費をいう。
- 六 「企画展」とは、特別に企画する催しをいう。
- 七 「甲と乙が共有する文化財」とは、甲と乙が、「狭山池の治水ダム化事業に伴う発掘調査で出土した文化財について、平成12年4月1日以降の所有・保管について」平成12年3月31日に締結した協定書に定める狭山池出土文化財をいう。

（甲の費用負担）

第2 甲は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- 一 府立博物館の常設展示及びその保守点検に要する費用
- 二 乙の費用負担を除く施設管理費
- 三 乙の費用負担を除く非常勤職員の雇用費

（乙の費用負担）

第3 乙は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- 一 市立資料館の常設展示及びその保守点検に要する費用
- 二 施設管理費のうち、基本協定第2条の区域の面積に応じた額
- 三 甲の非常勤職員一人分の雇用費
- 四 企画展を開催するための費用のうち乙が負担すべき額
- 五 甲と乙が共有する文化財の研究及び保存等に要する費用のうち、乙が負担すべき額

2 乙は、前項第二号から第五号の費用について、甲乙協議して額を定め、甲

に支払うものとする。

(確認書に定めのない事項)

第4 この確認書に定めのない事項については、甲乙の協議において定めるものとする。

(その他)

第5 本確認書の締結と同時に、平成13年3月19日に締結した確認書(狭山池ダムの治水ダム事業に伴う発掘調査で出土した大阪府と大阪狭山市が共有する文化財を、大阪府立狭山池博物館において保管、展示および活用することについての確認書)は廃止する。

この確認の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成21年3月26日

甲 大阪府富田林土木事務所長
所長

田中 拓夫

乙 大阪狭山市教育委員会
教育長

宮崎 順介

大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する基本協定書

大阪府富田林土木事務所(以下「甲」という。)と、大阪狭山市(以下「乙」という。)及び狭山池まつり実行委員会(以下「丙」という。)は、平成21年3月9日に締結した「大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に関する基本協定書」第1条(目的)並びに、平成21年3月25日付け「大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する意見について(回答)」に基づき、地域と協働した大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館(以下「館」という。)の運営(以下、「協働運営」)について、次のとおり、基本協定を締結する。

(目的)

第1条 館の運営について、甲、乙、丙の協働運営により、地域の実情に即した柔軟かつ機動的で、きめ細かなサービスの提供を図り、地域に開かれた魅力的な館の気運を目指す。

(相互協力と役割)

第2条 甲、乙及び丙は、館の協働運営にあたり、前条の目的を達成するため、それぞれの基本的な役割のもと相互に協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、「公の施設」の管理者として、館の維持・管理に努めるとともに、丙と協働して、展示や調査・研究を通じ、土木遺構や郷土の歴史を未来に継承する取組みや、館の魅力づくりに努めるものとする。
- 3 丙は、その特性や専門性を活かし、多様化する市民や来館者のニーズに対応したサービスを提供するとともに、甲及び乙と協働し、館の魅力づくりに努めるものとする。

(運営の体制及び内容)

第3条 協働運営にあたっては、甲、乙、丙を中心とした運営委員会を設置し、館の運営方針や事業計画の策定、並びに会計事務等を行うとともに、事業計画に基づく事業を実施するものとする。

(協働事業の実施)

第4条 甲、乙、丙は、事業計画に基づく事業の実施にあたり、第2条の3号に規定する役割を達成するため運営委員会で合理的と判断した場合は、甲は乙へ、乙は丙に協働事業として委託等を行うことができる。

(他団体との連携)

第5条 甲、乙、丙は、互が「公の施設」であることを踏まえ、他の活動団体との連携も図り、協働運営を進めるものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期限は、協定書の締結の日から3年とする。

2 丙が本協定の解除を申し出た時もしくは、甲または乙が、丙の活動継続が困難と判断したときは、甲、乙、丙協議の上、本協定を解除できるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各一通を保有する。

平成21年3月27日

甲 大阪府富田林土木事務所
所長

田中拓夫

乙 大阪狭山市教育委員会
教育長

宮崎順介

丙 住所 大阪狭山市今熊 1-540-3

狭山池まつり実行委員会

会長

武田博光

大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する基本協定書

大阪府富田林土木事務所(以下「甲」という。)と、大阪狭山市教育委員会(以下「乙」という。)及び狭山池まつり実行委員会(以下「丙」という。)は、平成21年3月9日に締結した「大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に関する基本協定書」第1条(目的)並びに、平成21年3月25日付け「大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する意見について(回答)」に基づき、地域と協働した大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館(以下「館」という。)の運営(以下、「協働運営」)について、次のとおり、本協定を締結する。

(目的)

第1条 館の運営について、甲、乙、丙の協働運営により、地域の実情に即した柔軟かつ機動的で、きめ細かなサービスの提供を図り、地域に開かれた魅力的な館の創造を目指す。

(相互協力と役割)

第2条 甲、乙及び丙は、館の協働運営にあたり、前条の目的を達成するため、それぞれの基本的な役割のもと相互に協力するものとする。

2 甲及び乙は、「公の施設」の管理者として、館の維持・管理に努めるとともに、丙と協働して、展示や調査・研究を通じ、土木遺構や郷土の歴史を未来に継承する取組みや、館の魅力づくりに努めるものとする。

3 丙は、その特性や専門性を活かし、多様化する市民や来館者のニーズに対応したサービスを提供するとともに、甲及び乙と協働し、館の魅力づくりに努めるものとする。

(運営の体制及び内容)

第3条 協働運営にあたっては、甲、乙、丙を中心とした運営委員会を設置し、館の運営方針や事業計画の策定、並びに会計事務等を行うとともに、事業計画に基づく事業を実施するものとする。

(協働事業の実施)

第4条 甲、乙、丙は、事業計画に基づく事業の実施にあたり、第2条の3号に規定する役割を達成するため運営委員会で合理的と判断した場合は、甲は乙へ、乙は丙に協働事業として委託等を行うことができる。

(他団体との連携)

第5条 甲、乙、丙は、館が「公の施設」であることを踏まえ、他の活動団体との連携も図り、協働運営を進めるものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期限は、協定書の締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 丙が本協定の解除を申し出た時もしくは、甲または乙が、丙の活動継続が困難と判断したときは、甲、乙、丙協議の上、本協定を解除できるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各一通を保有する。

平成24年3月23日

甲 大阪府富田林土木事務所
所長 平野

乙 大阪狭山市教育委員会
教育長 小林 光明

丙 住所 大阪狭山市今熊 1-540-3

狭山池まつり実行委員会
会長 武田 博允

大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する基本協定を変更する協定書

大阪府富田林土木事務所(以下「甲」という。)と、大阪狭山市教育委員会(以下「乙」という。)及び狭山池まつり実行委員会(以下「丙」という。)が、平成24年3月23日に締結した「大阪府立狭山池博物館と大阪狭山市立郷土資料館の共同運営に係る地域との協働に関する基本協定」の一部を次のとおり変更する。

第6条 有効期限について

「この協定の有効期限は、協定書の締結の日から平成25年3月31日までとする。」を

「この協定の有効期限は、協定書の締結の日から1年とする。」

なお、甲、乙、丙ともに、この協定の期限の1か月前までに異議の申し出がない場合は毎年度更新されるものとする。」に改める。

本協定の締結を証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各一通を保有する。

平成25年4月1日

甲 大阪府富田林土木事務所
所長 小笠原 洋

乙 大阪狭山市教育委員会
教育長 小林 光明

丙 住所 大阪狭山市今熊1-540-3

狭山池まつり実行委員会
会長 武田 博允

狭山池とその周辺の成り立ち

自然基盤（治水）

利水

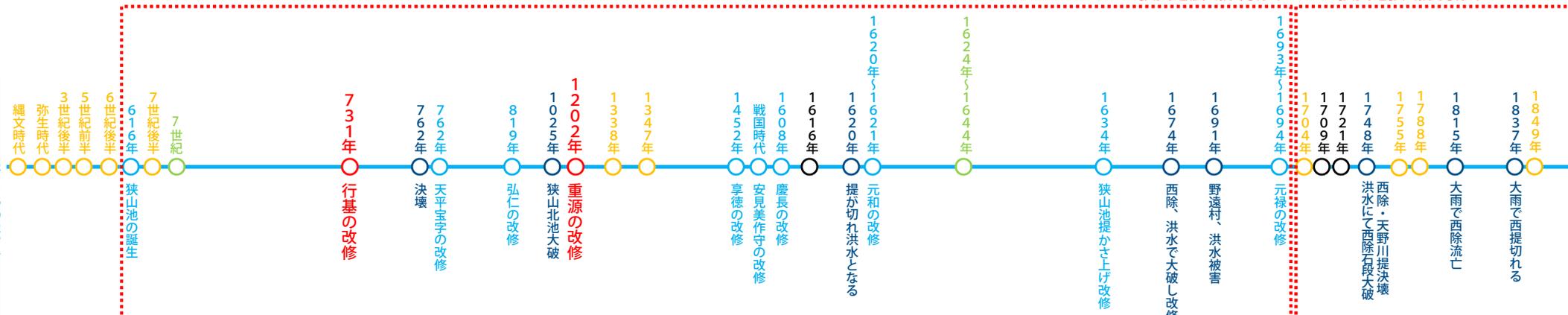
狭山池周辺の営み

活用

保全

狭山池広域かんがい

狭山池狭域かんがい



中世狭山池のかんがい範囲



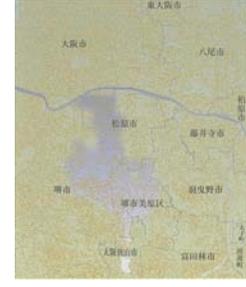
番水のしくみ（慶長改修後）



17世紀のかんがい範囲



19世紀のかんがい範囲



東野に古代寺院（東野麻寺）が建設される
農業用水の溜池として活用
須恵器の生産かさかんとなる
陶器窯跡群で須恵器の生産かはじまる
旧天野川流域に集落が営まれる池尻遺跡の水田跡
茶黄木に高地性集落が営まれる
市域で狩猟がおこなわれていた

行基が狭山池院を建てた



水の管理を行っていた池尻城をめぐって合戦
水の管理を行っていた池尻城をめぐって合戦

狭山新信が成立

狭山藩が誕生

狭山池用水かさ上げ始める

池内の松林を新開とする

狭山池御用所になる

狭山池西除の新道完成
西除川に新しい水車完成

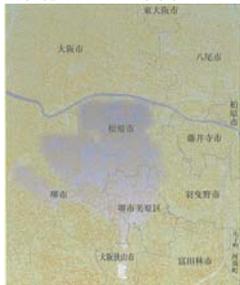
東野村で寺子屋がはじまり、各地区でも開設される

狭山池狭域かんがい

1857年〜1859年 大雨で西除大きく崩壊
1858年 安政の改修
1865年 台風で北堤大破
1869年 大雨にて西除川筋洪水
1871年
1872年
1873〜1874年
1878年 明治初期

1880年
1881年
1884年
1886年
1889年
1895年
1896年
1898年
1900年
1903年
1907年
1917年
1931年
1926年〜1931年
1937年

20世紀のかんがい範囲



狭山町で上水道の給水が始まる

狭山池エンターテイメント

1952年 太平洋戦争
1951年
1949年
1945年
1944年
1941年
1954年
1958年
1959年
1961年
1962年〜1964年
1967年
1973年
1974年

狭山町で上水道の給水が始まる

1988年〜2002年 平成の大改修

1981年
1982年
1987年
1994年
2000年
2001年
2002年
2003年
2009年

狭山池活用と保全

2015年
2016年
2017年
2017年

1857年 龍神社建立
1858年 龍神社が池の中に移される
西提に桜、もみじ、松、杉の木を植える

1873〜1874年 狭山池の地券手続きがされる
1878年 学区発布で池尻村に小学校東小学校が設立される
1879年 狭山藩が廃止され、堺県に編入
現在市の市域が堺県に編入
1880年 狭山池北堤に煮炊店・茶店が出来た
1889年 狭山池関係村組合を設置
1895年 堺県廃止で大阪府に編入
1900年 狭山池関係村組合解散
1903年 高野鉄道南海高野線の大小路駅〜狭山駅間が開通
1907年 河内半田駅大阪狭山市駅が開業
1917年 狭山池関係村組合設置
1931年 狭山村と三都村が合併し狭山村になる
1937年 狭山村と三都村が合併し狭山村になる
1941年 金剛駅が開業
1944年 狭山池土地改良区を設置
1945年 池尻の軍需工場(のちの富士車輛)が米軍機に爆撃される
1949年 アメリカ軍空母艦載機が架更木に墜落
1951年 大阪府北田辺国民学校の児童が狭山村に集団疎開
1952年 狭山住宅地池尻自由丘の造成工事が始まる
1954年 府道堺河内長野線国道301号が開通
1958年 さやま遊園再開
1959年 さやま遊園再開
1961年 狭山観光が釣り池を始め

1962年 狭山遊園閉園
1967年 狭山遊園閉園
1973年 狭山遊園閉園
1974年 狭山遊園閉園

1981年 狭山遊園閉園
1982年 狭山遊園閉園
1987年 狭山遊園閉園
1994年 狭山遊園閉園
2000年 狭山遊園閉園
2001年 狭山遊園閉園
2002年 狭山遊園閉園
2003年 狭山遊園閉園
2009年 狭山遊園閉園

2015年 重要文化財に指定
2016年 国の史跡指定
2017年 重要文化財に指定
2017年 国の史跡指定

2017年 重要文化財に指定
2017年 国の史跡指定

市制施行により大阪狭山市となる

1988年 狭山池まつり実行委員会発足
1994年 狭山池まつり
2000年 狭山池まつり
2001年 狭山池まつり
2002年 狭山池まつり
2003年 狭山池まつり
2009年 狭山池まつり

市制施行により大阪狭山市となる

1988年 狭山池まつり実行委員会発足
1994年 狭山池まつり
2000年 狭山池まつり
2001年 狭山池まつり
2002年 狭山池まつり
2003年 狭山池まつり
2009年 狭山池まつり

市制施行により大阪狭山市となる

1988年 狭山池まつり実行委員会発足
1994年 狭山池まつり
2000年 狭山池まつり
2001年 狭山池まつり
2002年 狭山池まつり
2003年 狭山池まつり
2009年 狭山池まつり

狭山池の歴史



- ### 1 明治・大正・昭和の改修

明治以降の狭山池では、農業をさかんにし、米の生産をふやすために、特に大きな改修は国や大阪府の補助のもとにおこなわれた。大正15(1926)年から昭和6(1931)年の改修、昭和37~39(1962~64)年の改修がこれにあたる。
大正・昭和初年の改修は、尺八樋にかかる取水塔をつくったこと、東西の除・幹線水路の改修、まわりに堤をつくったこと、副池をつくったこと、堤のかさ上げなど大きな改修であった。この改修によって、貯水量も慶長の改修直後くらいに回復したが、池底の土さらはは行われなかった。
- ### 2 江戸時代の改修

江戸時代、慶長の改修以降、数多くの改修が記録されている。大規模な改修に、元和の改修(1620~21年)、元禄の改修(1693~94年)、安政の改修(1857~59年)があり、高さ13.8m、底幅60mになった。堤の長さは変わらず、推定600m。
- ### 3 慶長の改修

江戸時代のはじめ、1608年に片桐且元が改修し、東樋、中樋、西樋、木製神工を造った。
堤は西側に伸びて、長さは推定600mになった。池の内側の斜面に盛り土された。底幅に変化はなく、60m。
- ### 4 鎌倉~室町時代の改修

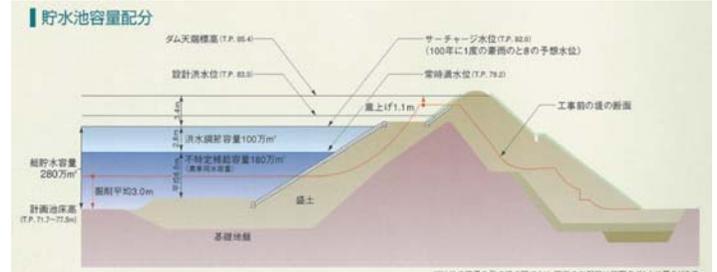
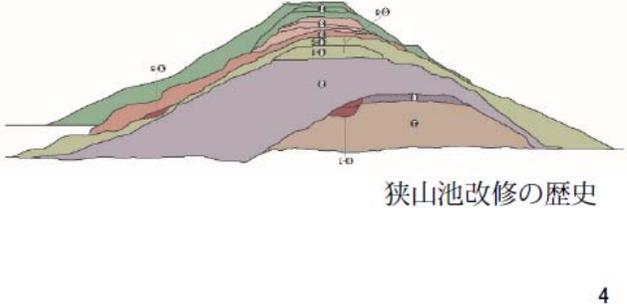
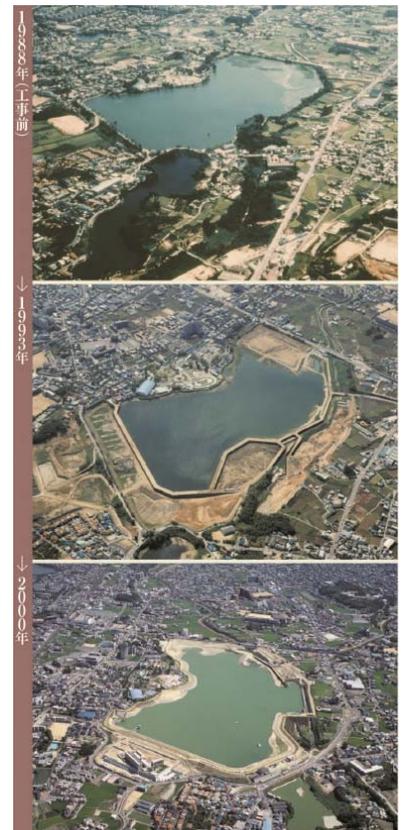
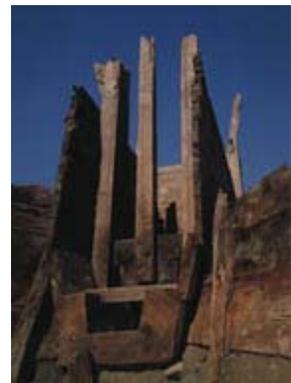
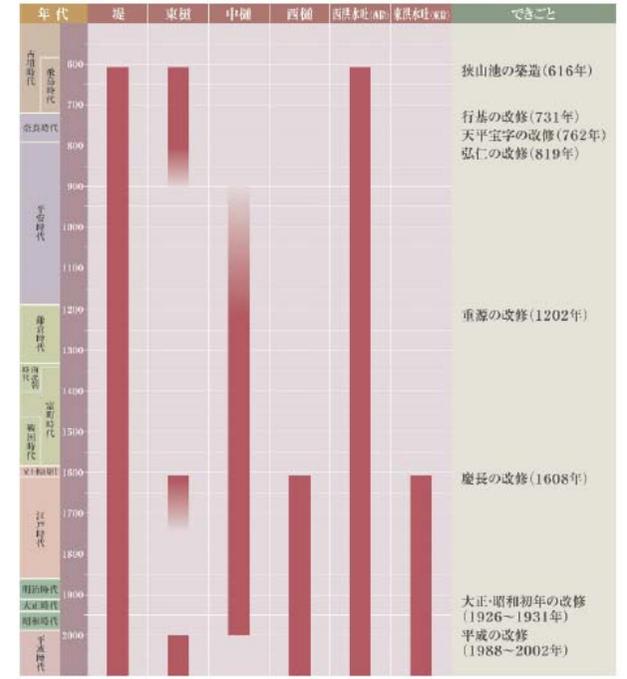
重源の改修(1202年)、室町時代の享徳の改修(1452年)、同じく室町時代1500年代前半の安見美作守の改修が記録されている。
4-1 石箱で樋管をつくり、中樋を改修した重源が有力。
堤は高さ10.2m、底幅5.4m。長さは推定310m。
4-2 享徳の改修か安見美作守の改修のいずれか。
高さ11.3m、幅60m。長さは推定310m。
- ### 5 天平宝字の改修

奈良時代の762年、律令国家が改修した。堤は3.5m高くなった。底幅は池の内側に27m広がり、同時に東樋も延長された。長さ310m、高さ9.5m、底幅5.4m。盛り土には敷葉工法が使われた。
- ### 6 行基の改修

奈良時代の731年に行基が改修した。堤は60cmほどかさ上げされ、高さは6mになった。堤の長さや底幅に変化はない。盛り土には敷葉工法が使われた。
- ### 7 狭山池の誕生

飛鳥時代の616年ごろに造られた最初の堤。高さ5.4m、底幅27m。長さは推定300m。
西除川をせき止めた堤で、日本で初めてのダム式のため池が誕生した。盛り土には、カシなどの枝を敷きつめて土を盛る、この作業をくりかえす敷葉工法が使われた。
- ### 8 地震の痕跡

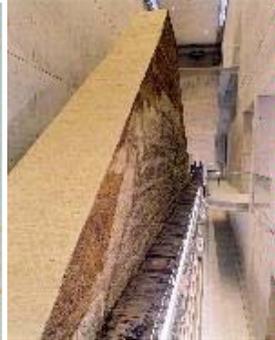
奈良時代734年と安土・桃山時代1596年の伏見大地震の痕跡が、堤断面の3ヶ所に観察された。
8-1 734年の地震
行基が改修した堤が池内側にすべった。
8-2 伏見大地震
伏見大地震により近畿地方は大きな被害を受けた。堤の断面には噴砂や地すべりが現れている。また池底堆積物の調査から、堤の西側が大きく崩れていたこともわかっている。



狭山池の保全



狭山池の文化財出土地点



上層東樋 (重要文化財)



下層東樋 (重要文化財)



中樋取水部



西樋取水部



中樋 (重要文化財)



実物で復元した重源の石樋 (重要文化財)



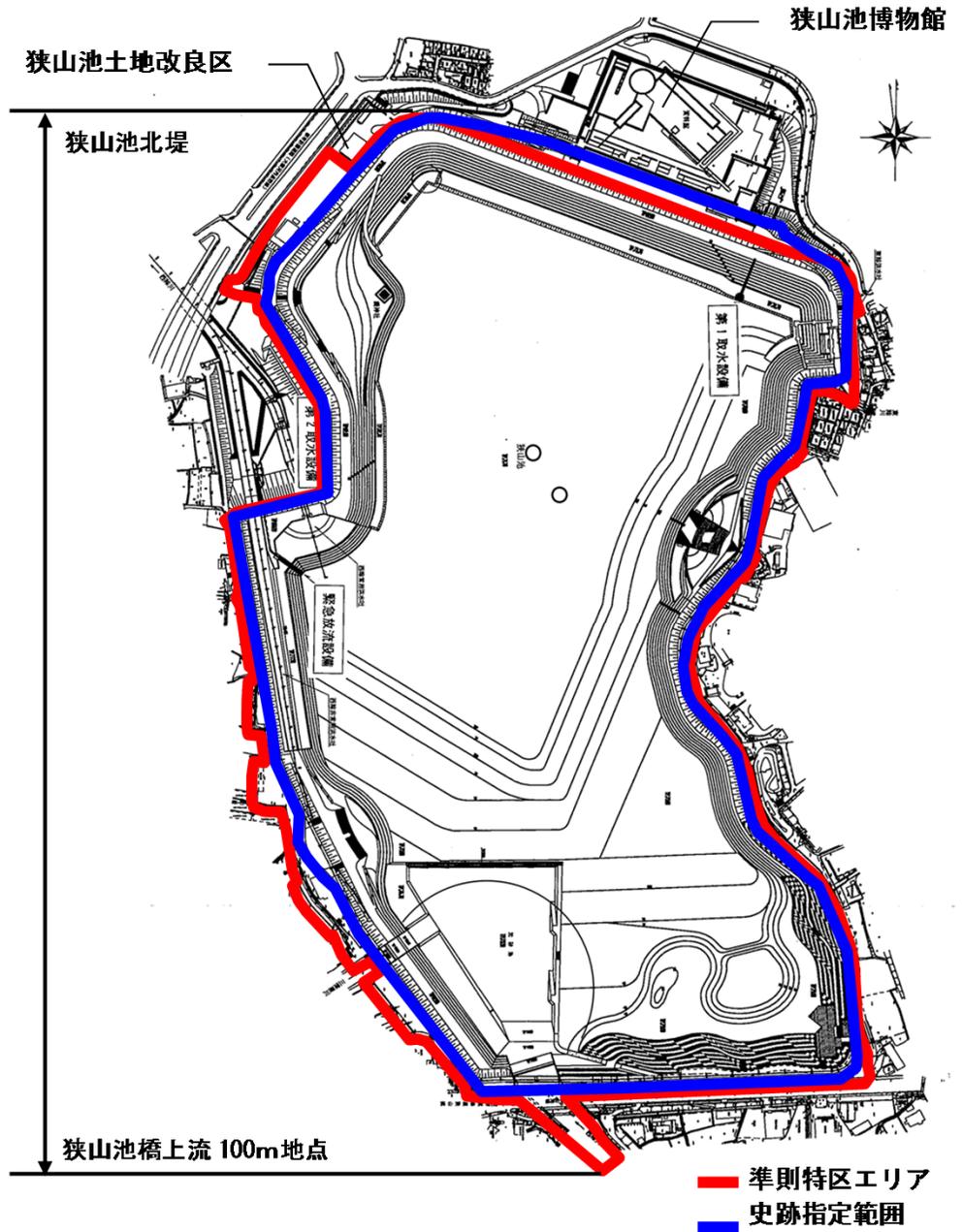
重源狭山池改修碑 (13世紀)



中樋四番樋 (17世紀) と大正・昭和の取水塔



上層東樋取水部 (17世紀)



狭山池土地改良区

狭山池北堤

狭山池博物館

狭山池橋上流 100m地点

■ 準則特区エリア
■ 史跡指定範囲

グランドデザイン・大阪都市圏

「グランドデザイン・大阪都市圏」とは

- 大阪が東西二極の一極として、大きく発展していくためには、創造的な人材をはじめとする多様な人の集積や、地域価値の創造を進め、人がいきいきと活動できる魅力あふれる都市空間となる必要があります。
- リニア中央新幹線や関西大環状道路など、広域インフラの整備等が進み、人・モノの流れが大きく変化する中で、府内市町村や近隣府県を含め、広く都市圏として、広域的な視点に立って、都市空間の創造に取り組むことが求められます。
- このため、「グランドデザイン・大阪都市圏」では、2050年を目標に、関西全体を視野に、概ね関西大環状道路の範囲内を大阪都市圏として、都市間連携の強化や大胆な土地利用の転換等を行い、民間主導により人・モノ・情報・投資を呼び込める、府域全体の都市空間創造に向けた大きな方向性を示すものです。

東西二極の一極を担う大阪都市圏の実現

(基本的な考え方)

多様な人材の集積

- ・都市の活力の源は「人」
- ・創造的な人材をはじめとする多様な「人」を集積させていく

好循環

地域価値の創造

- ・地域のストック・ポテンシャルを活かし、「人」を惹きつける新たな都市魅力の創造

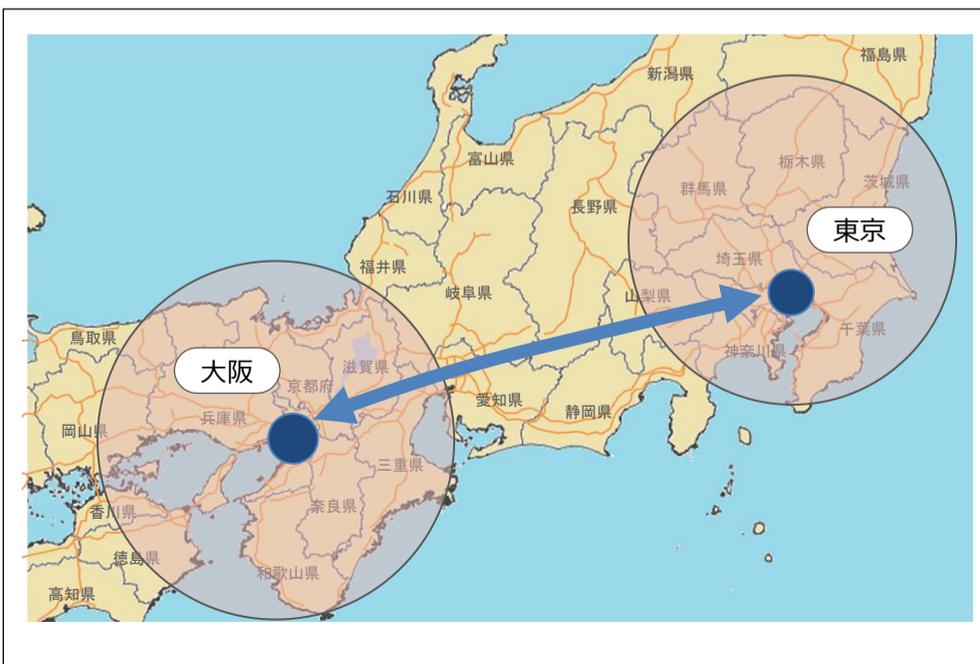
圧倒的な魅力を備えた都市空間の創造

国土から見た大阪都市圏の役割

(魅力あふれる都市空間の創造に向けて)

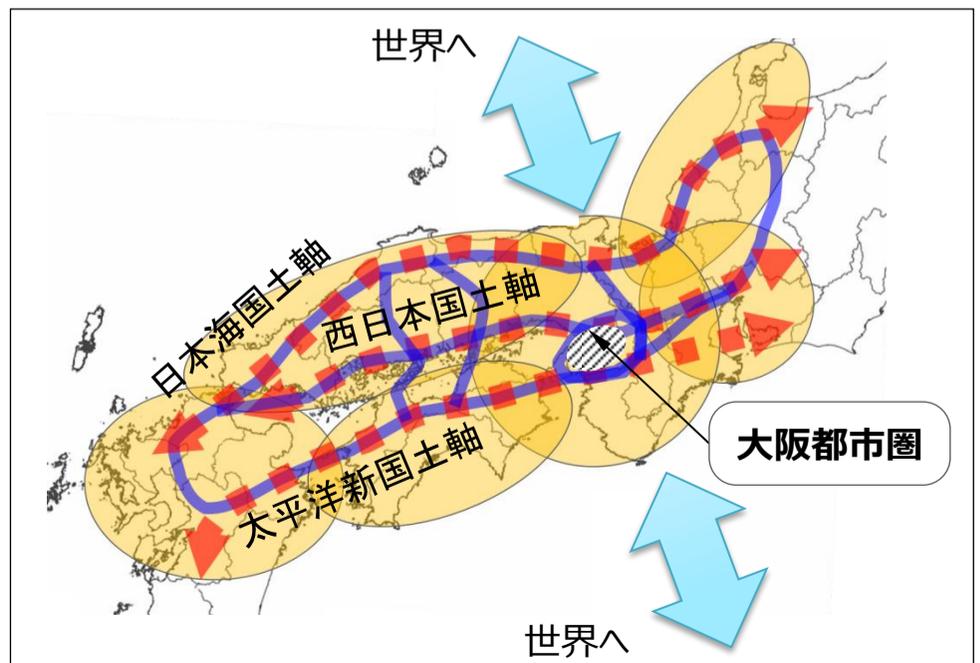
東京とは異なる大阪独自の個性と新たな価値をもって、東西二極の一極を担い、世界へのゲートウェイとしての機能を果たす

【東西二極の一極】



出典：国土地理院ウェブサイト 標準地図を基に作成

【世界へのゲートウェイ】



出典：国土地理院ウェブサイト 白地図を基に作成

大阪都市圏における都市空間創造の目標

➤ 都市間競争に打ち勝つ

- ◇若者を中心に国内外から人々をひき寄せ、人口が集積
- ◇広域インフラで各都市圏を結合し、市場が拡大

➤ 多様な人材が集積する

- ◇職・住・学など、多様な機能により知的創造を支える
- ◇大学や研究機関の集積と交流が促進

➤ 都市魅力あふれる

- ◇みどりや水辺など、圧倒的な都市魅力と品格ある都市景観が実現
- ◇歴史・文化を身近に感じ、住み、働き、学び、楽しめる

➤ 便利で快適

- ◇利用者視点に立った利便性の高い交通システムの実現
- ◇自動車を抑制し、中心市街地を人に開放、歩いて楽しい

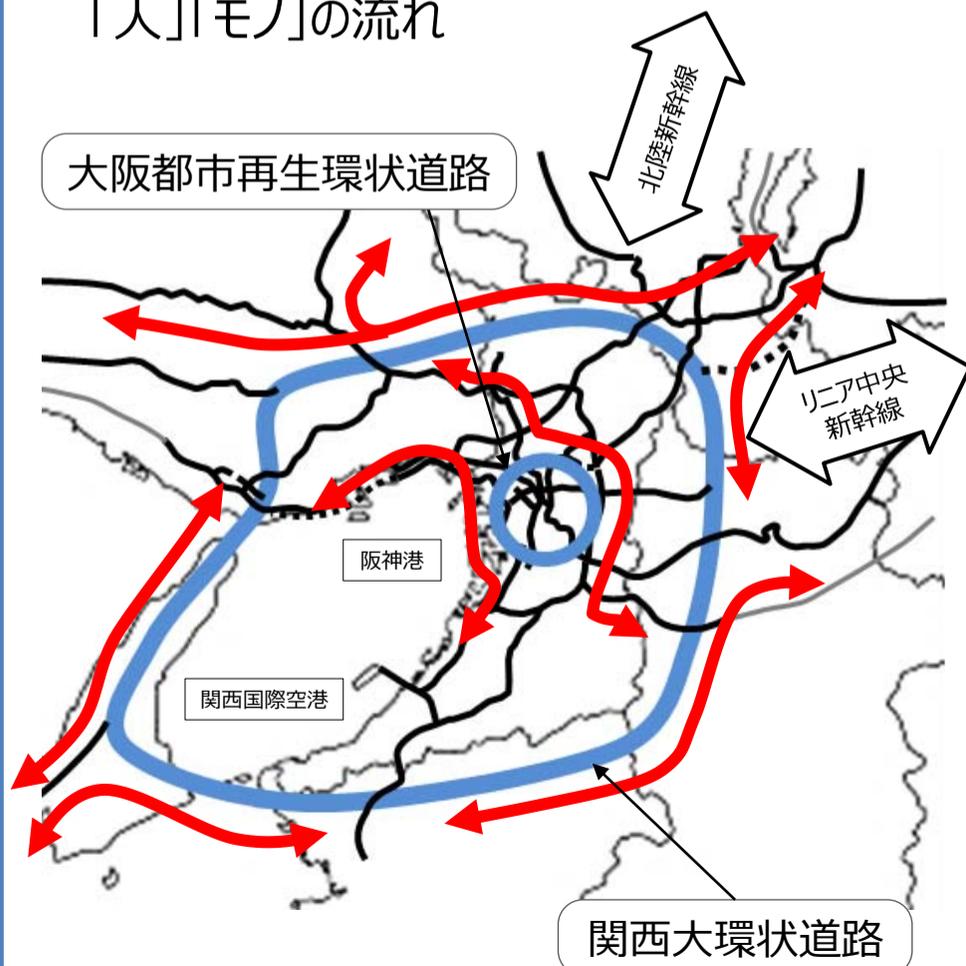
➤ 安全・安心

- ◇安全・安心で、首都機能をも代替し得る

大阪都市圏の特性

都市インフラ

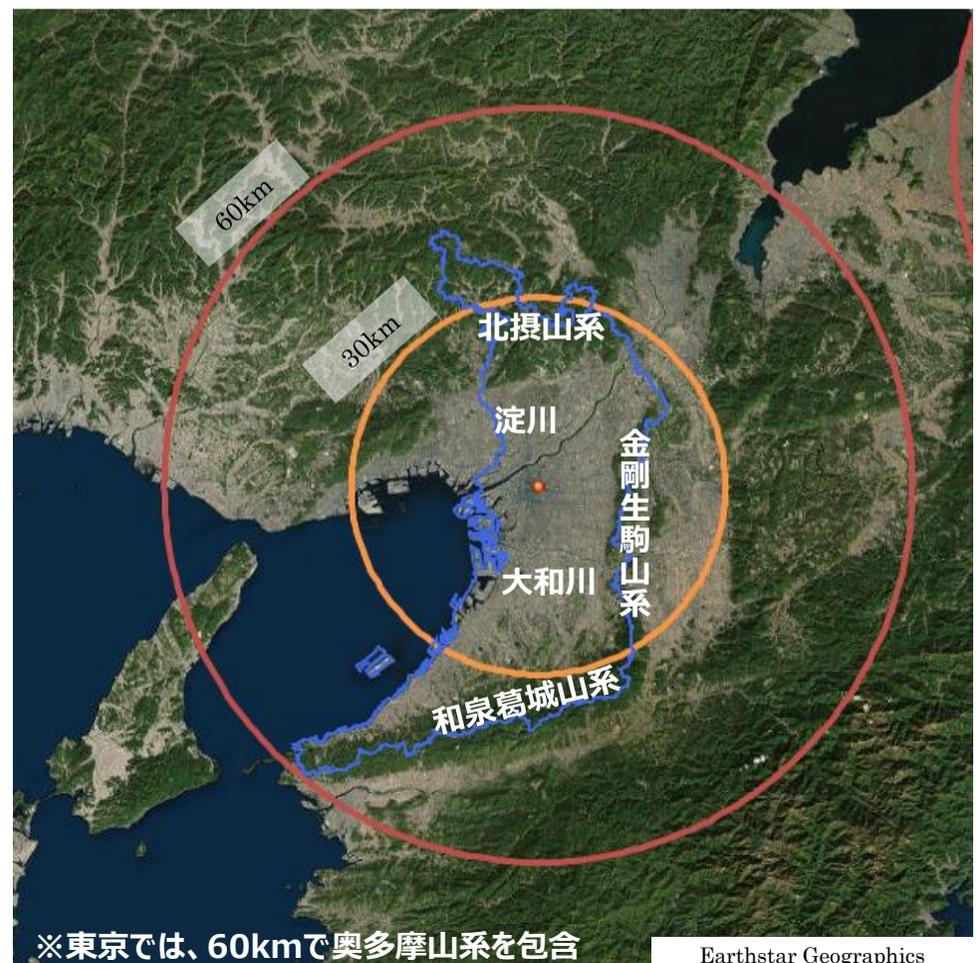
環状道路、新幹線等により大きく変わる
「人」「モノ」の流れ



自然

都市に近接した豊かな自然

(半径30km圏で、北摂、金剛生駒山系を包含し、和泉葛城山系にも到達)

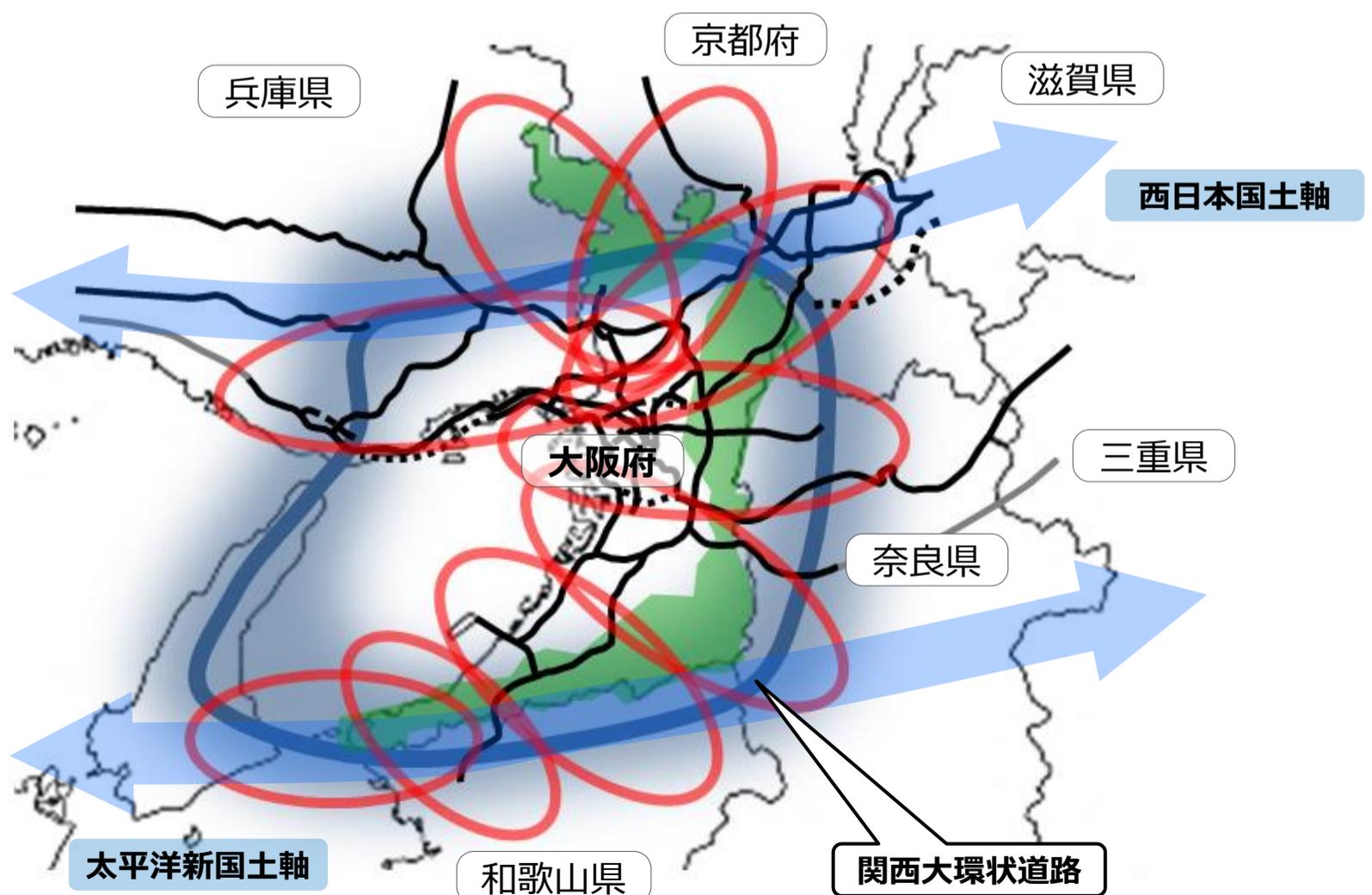


都市構造についての基本的な考え方

圧倒的な魅力を備えた都市空間を持つ、強い大阪都市圏となるためには、以下の視点で、都市構造を大胆にとらえなおし、「広域連携型都市構造」へ転換する必要がある。

- ① 都市の活力の源である「人」の活動を中心
- ② 多様な機能が集積する強みを活かし、都市間連携を強化
- ③ 山や川、海などの地形的要素や、行政区域にとらわれない広域的な視点で、大胆に土地利用を転換

「広域連携型都市構造」(全体イメージ)

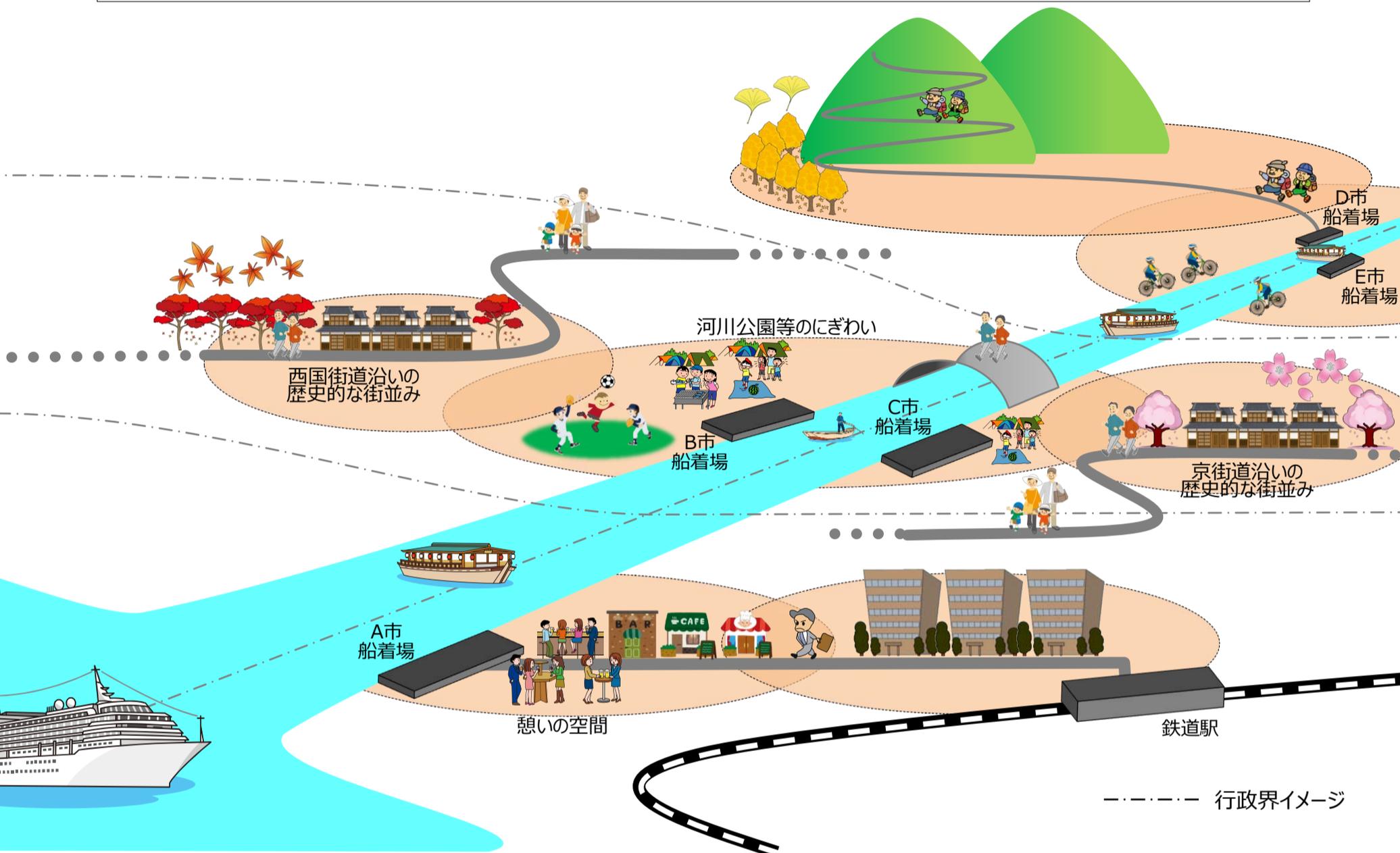


※本図は、あくまでもイメージを示すものである。

「広域連携型都市構造」を踏まえた都市空間創造の例

➤ 淀川における取組イメージ

船着場を核とし、沿川市町の地域資源を有効活用したにぎわいづくりを、関係者が連携して進めることで、淀川流域全体が魅力あふれる都市空間となることをめざす。



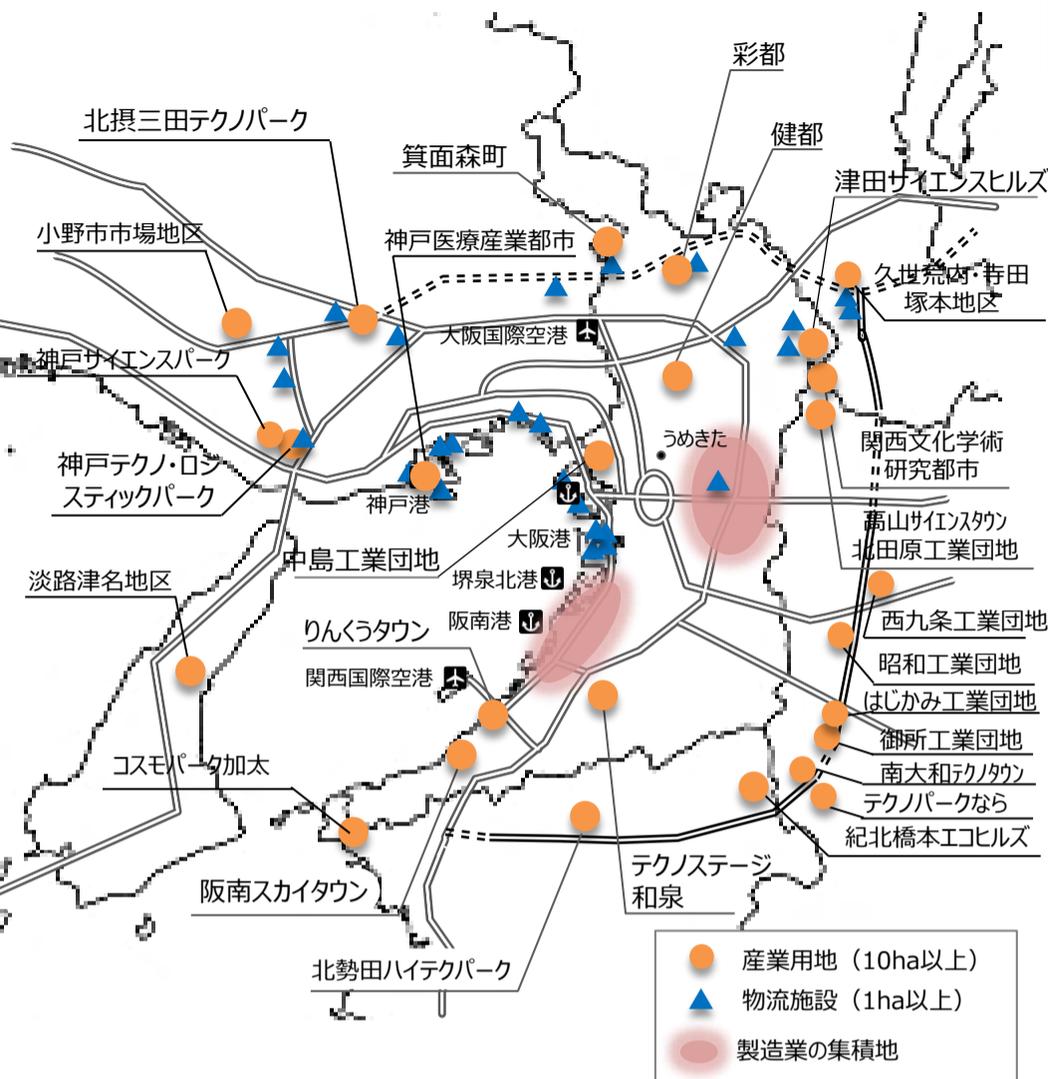
- かつて大阪は、水の都として栄え、大阪から京都まで、人・モノを運ぶ、淀川舟運が隆盛
- 車や鉄道の普及など、移動や運搬手段が陸運中心となり、橋が架けられ、河川を埋め、舟運が衰退し、河川の役割が防災（治水）中心へと変化
- このような中で、「人」の活動を中心に、河川という広域的な空間を活かし、「観光」という視点で、土地利用の転換を図り、沿川市町間での特色ある船着場の整備と連携などにより、河川を軸とした都市空間創造の骨格（都市構造）を形成
- こうしてできた都市構造を基に、船着場を核として、それぞれの沿川市町が持つ個性豊かなストックやポテンシャルを活かした、様々な取組を関係者が連携して進めることで、一層の集客魅力あふれる都市空間を創造

「広域連携型都市構造」を踏まえた都市空間創造の方向性

～ 地域資源を最大限に活かす ～

- 多様な産業の集積を活かす
- 優れた学術・研究の集積を活かす
- 多彩な集客機能の集積を活かす
- 豊かな自然環境を活かす
- 豊富な歴史・文化の集積を活かす
- 良好な居住環境を活かす

多様な産業の集積を活かす



ストック・ポテンシャル

- **医薬品・製剤製造業の集積**
 - ・ 事業所数、出荷額ともに全国2位
- **環境・新エネルギー産業の集積**
 - ・ リチウムイオン電池、太陽光電池の国内生産シェア約6割（関西）
- **ライフサイエンス産業の集積**
 - ・ 彩都、健都、うめきた、関西文化学術研究都市、神戸医療産業都市 など
- **高い技術力のものづくり中小企業の集積**
 - ・ 幅広い業種の多様な地場産業が集積、約30万の中小企業が立地
- **物流基盤の充実**
 - ・ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港、完全24時間空港・関西国際空港、北大阪・東大阪流通業務地区 など
- **利便性の高い産業用地**
 - ・ りんくうタウン、阪南スカイタウン、テクノステージ和泉、箕面森町、彩都 など

様々な産業の集積化とネットワーク形成により、一層成長・発展する都市空間を創造

今後の取組

短期	中期	長期
～2020	～2035	～2050

短・中期

➤ 産業の集積・維持のため、時代のニーズに即応した産業用地の創出

- ・ 箕面森町第3区域、彩都東部地区において、土地区画整理事業による産業用地の創出
- ・ 北大阪健康医療都市（健都）における、複合医療産業拠点（医療クラスター）の形成
- ・ 開発許可制度による市街化調整区域における産業立地規制の緩和
- ・ 第二京阪道路、大阪外環状線沿道等の幹線道路沿道における産業用地の創出
- ・ 産業集積に向けた企業の操業環境づくり

➤ ライフデザイン・イノベーションの実現に向けた都市空間の創造

- ・ うめきた2期における「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成

➤ 国際博覧会大阪誘致・開催を契機とした産業の集積

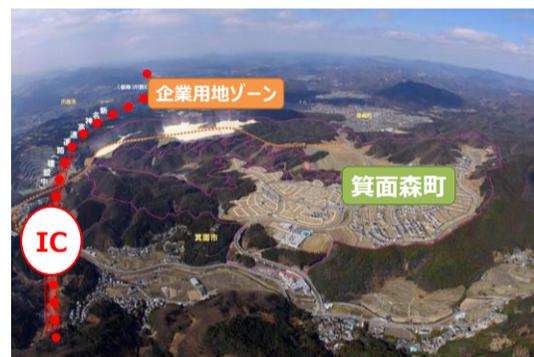
- ・ 「ライフデザイン・イノベーション」をテーマとしたうめきた2期などとの連携により健康・長寿に関連する産業の集積促進

➤ 環境・新エネルギー産業等の立地促進

- ・ ものづくり中小企業との連携等により、水素や蓄電池など、新エネルギー産業等の立地促進

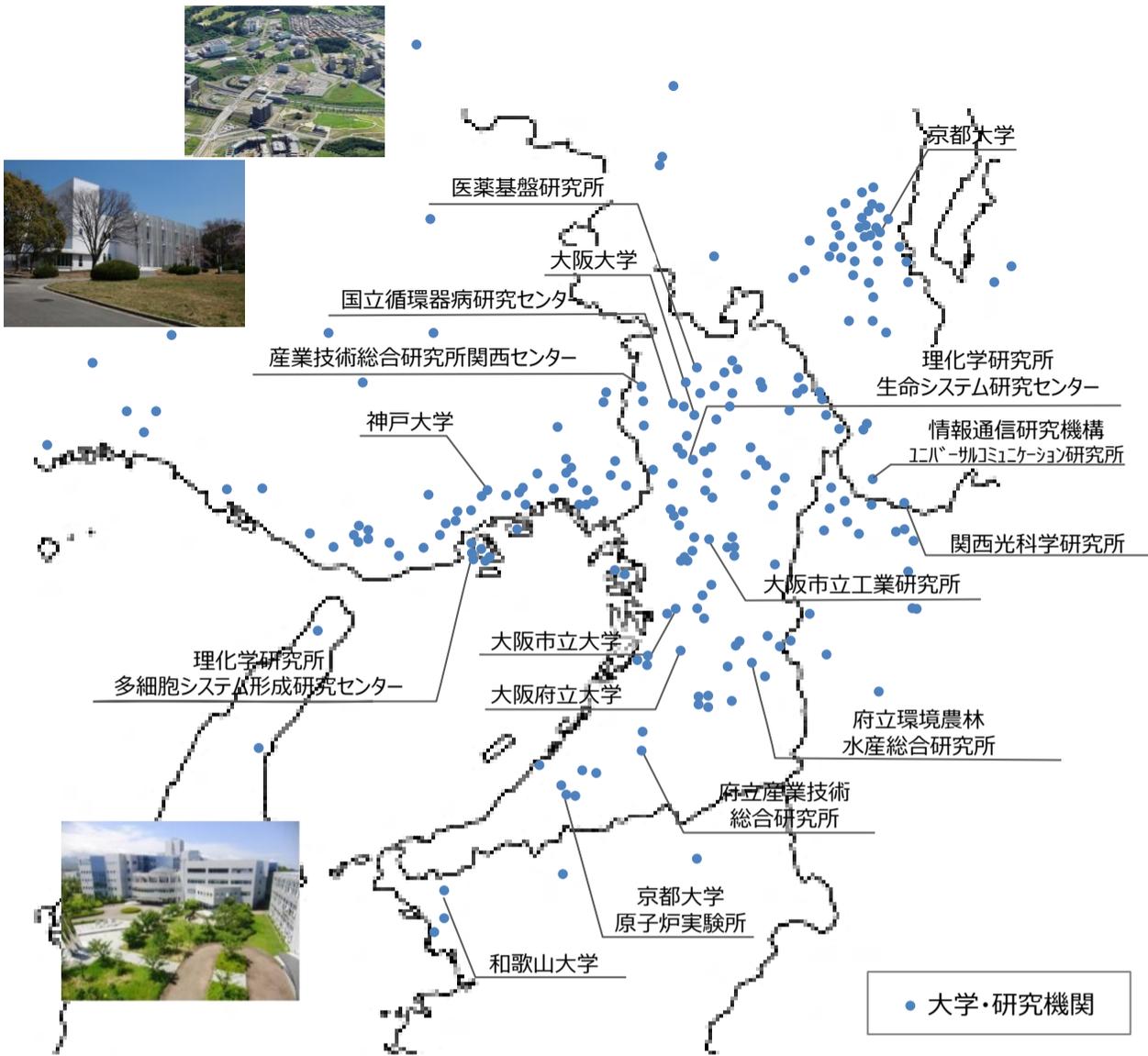
中・長期

➤ IoT※などを活用した業種や産業の垣根を越えた連携強化による産業集積の促進



IoT※・・・Internet of Things（モノのインターネットのことで、様々な「物」がインターネットに接続されていること。）

優れた学術・研究の集積を活かす



ストック・ポテンシャル

- **国内有数の大学数、学生数**
 - ・大阪府域における大学数、学生数ともに全国2位
- **盛んな研究・開発活動**
 - ・大阪府域における特許申請数全国2位、登録数全国3位
- **大学、研究機関の集積**
 - ・京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学、大阪府立大学、大阪市立大学、理化学研究所、国立循環器病研究センター、医薬基盤研究所、京都大学原子炉実験所、大阪市立工業研究所、府立産業技術総合研究所、府立環境農林水産総合研究所 など

さらなる知的創造活動を生み、支える都市空間を創造

今後の取組

短期	中期	長期
～2020	～2035	～2050

短・中期

➤ 産学官民連携による新たなイノベーション拠点の創造

- ・うめきた2期における「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成
- ・彩都ライフサイエンスパークを核とした研究開発拠点づくり
- ・北大阪健康医療都市（健都）における国立循環器病研究センターを核とした医療クラスターの形成
- ・熊取アトムサイエンスパーク構想等の推進による国際的なBNCT※医療研究拠点の形成

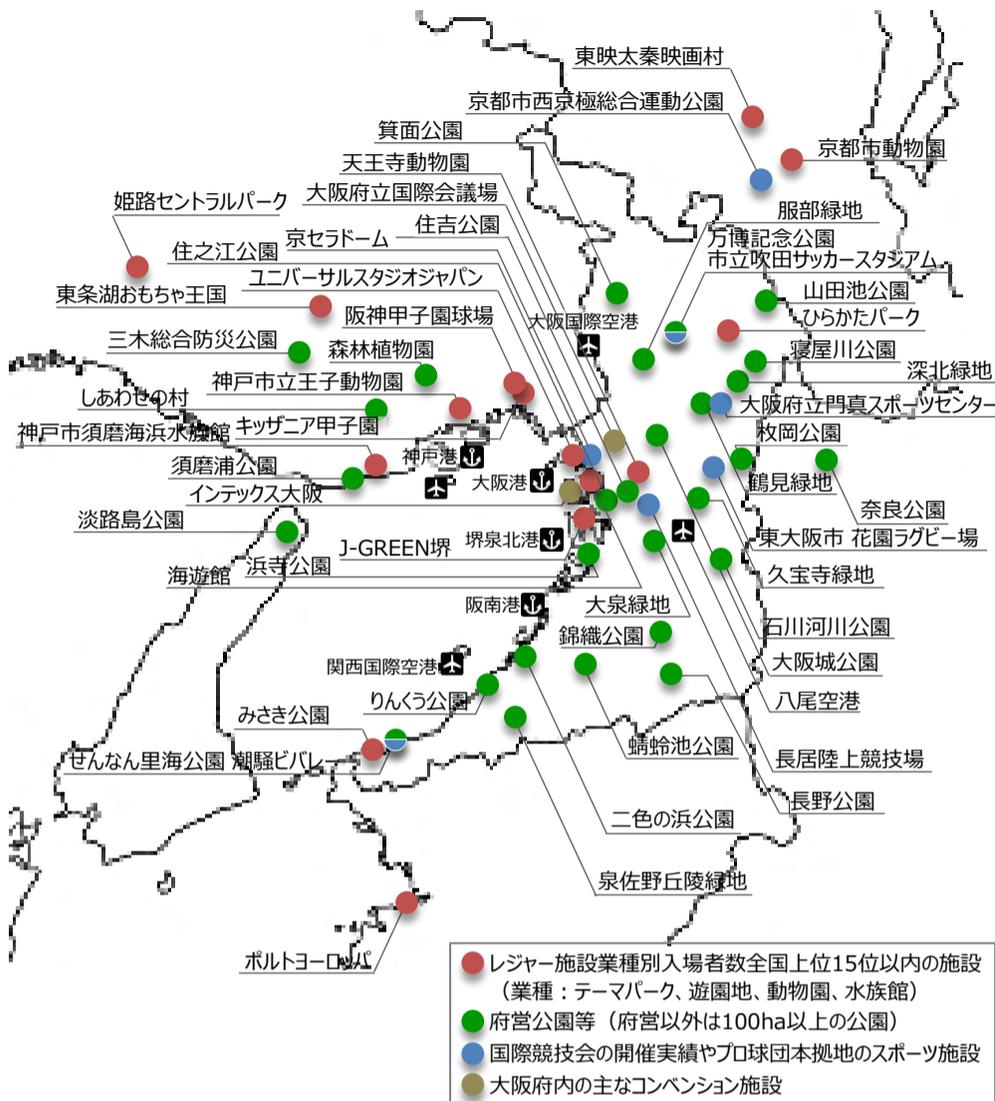
中・長期

➤ 優れた「知」の集積を最大限に活かす大学・研究機関の広域連携による知的空間の創造

- ・大学間連携の強化と連合体の形成などにより、高度で多様な知的空間の創造



多彩な集客機能の集積を活かす



ストック・ポテンシャル

- **大規模テーマパーク、公園等**
 - ユニバーサルスタジオジャパン、ひらかたパーク、みさき公園、天王寺動物園、海遊館、万博記念公園、大阪城公園、鶴見緑地、服部緑地、大泉緑地 など
- **多様なスポーツ施設**
 - 東大阪市花園ラグビー場、J-GREEN堺、長居陸上競技場、市立吹田サッカースタジアム、せんなん里海公園 潮騒ビバレー、大阪府立門真スポーツセンター など
- **国際会議・見本市等のコンベンション機能**
 - 大阪府立国際会議場、インテックス大阪 など
- **臨海エリアの大規模用地**
 - 夢洲、りんくうタウン、泉大津フェニックス など
- **広域アクセスの拠点**
 - 関西国際空港、大阪国際空港、大阪港、堺泉北港、JR新大阪駅、JR大阪駅 など

国内外から多くの人を訪れる圧倒的な魅力を備えた都市空間を創造

今後の取組

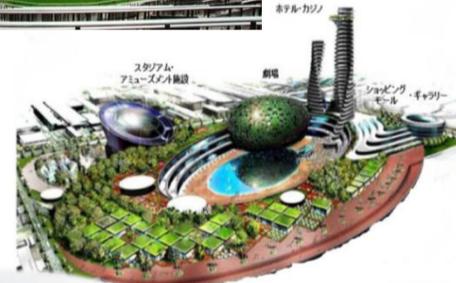
短期	中期	長期
～2020	～2035	～2050

短・中期

- **国際的スポーツイベントの開催を見据えたまちづくり**
 - ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、関西ワールドマスタースゲームズ2021の開催に併せたアクセス機能の充実、強化とにぎわいづくり
- **関西国際空港に近接する強みを活かしたりんくうタウンの魅力創出**
 - スケートリンクを核とした新たな国際集客力向上をめざした魅力づくり
- **府営公園等の特色を活かしたにぎわい空間の創出**
 - 新たな施設や大規模イベントの誘致による魅力アップ
- **国際博覧会大阪誘致・開催を見据えたまちづくり**
 - 都市インフラの充実、強化とにぎわい空間の創造

中・長期

- **国際観光エンターテインメント空間の創造**
 - IR※の大阪誘致
 - 深日・洲本間フェリー、クルーズ船の拠点化、LCC※※やプライベートジェット等、受入機能の充実
- **新たな交通拠点を活かしたにぎわい空間の創造**
 - 新駅設置や新たな交通結節点創出を契機とした様々な機能集積によるまちづくり



出典：
北大阪急行線延伸事業
ディスクロージャー2016
(真面目)

IR※…Integrated Resort (カジノを含めた統合型リゾート)
LCC※※…Low Cost Carrier (徹底したコストカットと効率的な運営により低価格の運賃を実現した航空会社)

豊かな自然環境を活かす

ストック・ポテンシャル

➤ 豊かな自然

- 30km圏内に周辺山系等の大規模な自然が存在
- 郊外～都心を貫流する広域河川の存在（淀川、大和川）

➤ 憩い、楽しむレジャースポット

- 自然公園、長距離自然歩道等
- 大阪湾を囲むよう点在する11の海の駅

➤ 水辺のにぎわい

- 規制緩和による水辺空間の活用
- 水都大阪の取組

➤ 特色ある「大阪産(もん)」農林水産物

- 17品目のなにわの伝統野菜など
- 消費地との近接性を活かした製品の提供



豊かなみどりや水辺をさらに楽しめる都市空間を創造

今後の取組

短期	中期	長期
～2020	～2035	～2050

短期

➤ 水辺の魅力空間づくり

- 水の回廊における水辺魅力の向上や舟運活性化に資する空間・景観整備

短・中期

➤ 淀川舟運の復活によるにぎわい空間の創造

- 淀川上流域と下流域をつなぐ舟運の活性化による沿川のにぎわいづくり
- 三川合流域の大阪・京都の新たな地域間交流拠点施設の整備を契機とした沿川の魅力空間づくり

➤ 安威川ダム周辺の環境を活かした魅力ある地域づくり

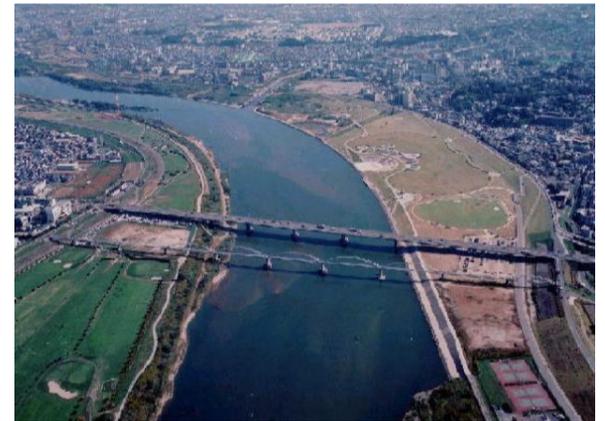
- 公民の協調・協働による周辺整備

➤ 都市近郊にある自然公園を活かした地域づくり

- ダイヤモンドトレールをはじめとする長距離自然歩道等を活用した周辺地域のまちづくり

➤ 大阪湾の魅力を楽しめる回遊性の向上による都市空間の創造

- 泉州地域における自転車を活かした健康・長寿につながるまちづくり（泉州サイクルルート構想（案）の実現）



豊富な歴史・文化の集積を活かす



ストック・ポテンシャル

- **優れた歴史・文化遺産の集積**
 - ・世界遺産 5件 (関西)
 - ・国宝の55%、重要文化財の45% (関西)
 - ・文楽、歌舞伎、落語、能勢浄瑠璃などの上方伝統文化
 - ・史跡(国指定) 大坂城跡、百済寺跡、難波宮跡 など 67件
 - ・重要伝統的建造物群保存地区 富田林市寺内町
- **歴史街道**
 - ・熊野街道、竹内街道、東高野街道、高野街道、西高野街道、京街道、西国街道、紀州街道、能勢街道 など

他にない豊かな歴史・文化を身近に感じられる都市空間を創造

今後の取組

短期	中期	長期
～2020	～2035	～2050

短・中期

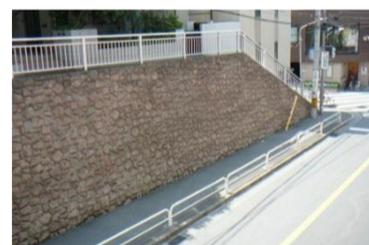
- **世界文化遺産にふさわしい景観形成とまちづくり**
- **優れた歴史・文化的資産を活かしたまちづくり**
 - ・日本最古の官道・竹内街道をはじめとする熊野街道、京街道、能勢街道等の歴史街道沿道におけるまちなみ形成とにぎわい創出
 - ・日本遺産認定による地域のブランド化や都市魅力の向上
 - ・築造1400年を迎えた日本最古のダム形式のため池・狭山池を活かしたまちづくり



堺市提供



藤井寺市提供



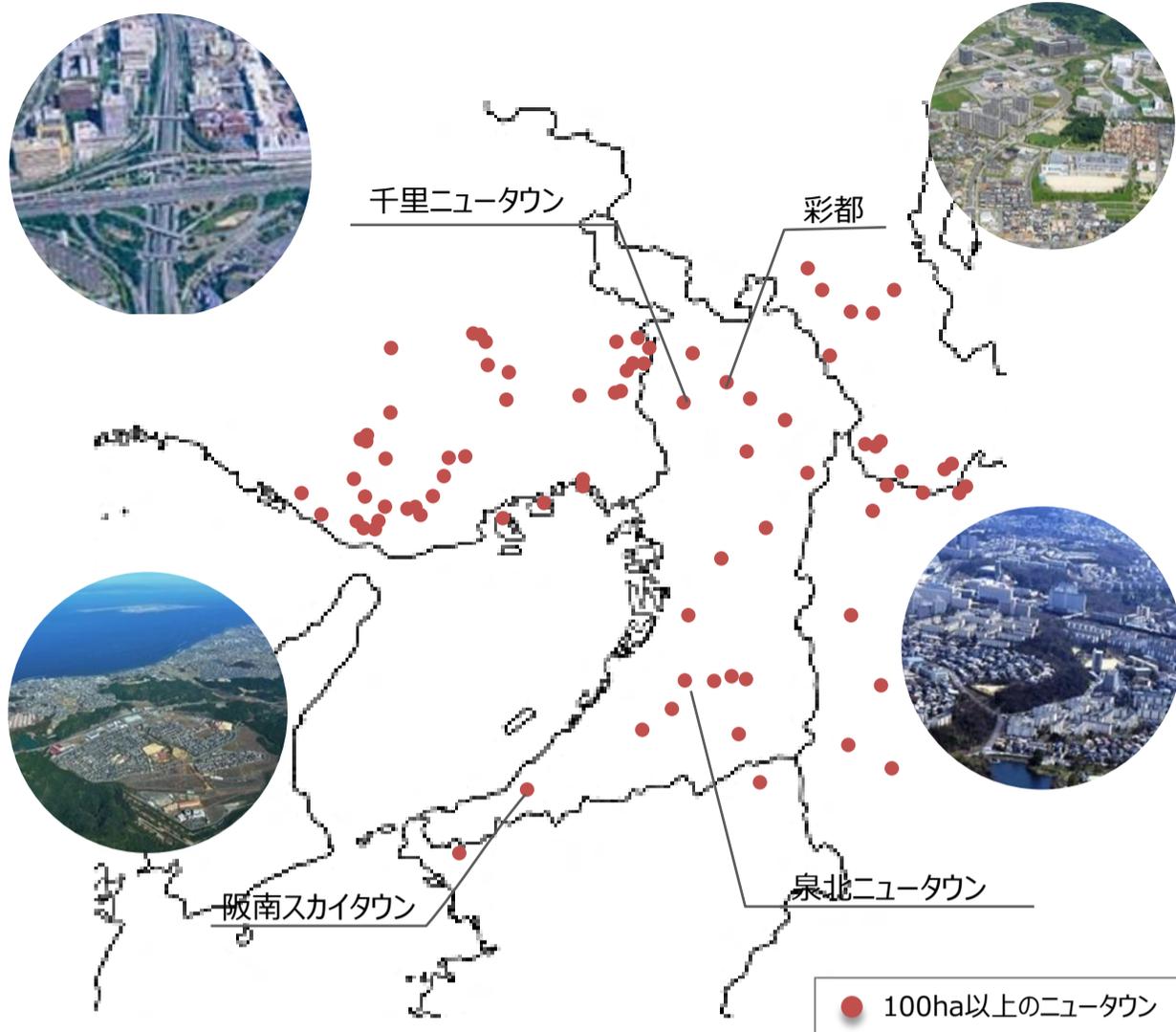
中・長期

- **世界文化遺産等を気軽に満喫できる観光ネットワークの形成**
 - ・姫路と伊勢などを結ぶ相互直通運転等により、スムーズで快適に移動できる広域観光ルートづくり



高槻市教育委員会提供

良好な居住環境を活かす



ストック・ポテンシャル

▶ 多彩なニュータウンの存在

- 千里ニュータウン
(千里ブランドを牽引、2016関西住みたい街ランキング5位)
- 泉北ニュータウン
(泉ヶ丘駅前に近畿大学医学部及び附属病院が立地予定、駅周辺に大学・高校が集積。)
- 阪南スカイタウン
(まちの1/3が公園・緑地の豊かな住環境、産業誘致も推進)
- 彩都
(豊かな自然環境と快適な都市機能が調和したまち)
- 箕面森町
(豊かな自然に囲まれたまち、IC近接を活かした企業誘致も推進) など

▶ 利便性が高く、くらしやすい環境

- 豊富な公的賃貸住宅
- 発達した鉄道網(府内517駅)
- 都心に近く改善が進む密集市街地 など

ライフデザインに応じた多様な居住環境が実現できる都市空間を創造

今後の取組

短期	中期	長期
～2020	～2035	～2050

短・中期

▶ 千里・泉北ニュータウンの再生

- 近畿大学医学部、附属病院立地を契機とした泉ヶ丘駅前地域の活性化と学園都市化
- 千里中央等の機能強化や、緑道・自転車道を活用した周辺地域との広域ネットワーク化

▶ 府有施設の市町村、民間への開放

- 府営住宅の市町移管によるまちづくりの推進
- 府有施設等を活用した子育て支援施設等の導入促進

▶ 子育て世代・高齢者など多様な生活支援を目的とした住宅地の再生

- 子育て、医療、福祉等の生活支援機能の導入による住宅地再生(日本版CCRC構想※の実現)

▶ 密集市街地の緊急整備

- 密集市街地の解消と地域魅力あるまちづくり

中・長期

▶ 大阪らしい多様な居住空間の創造

- 働き方などのライフスタイルに応じた多様な暮らしが選択できる住宅地の形成



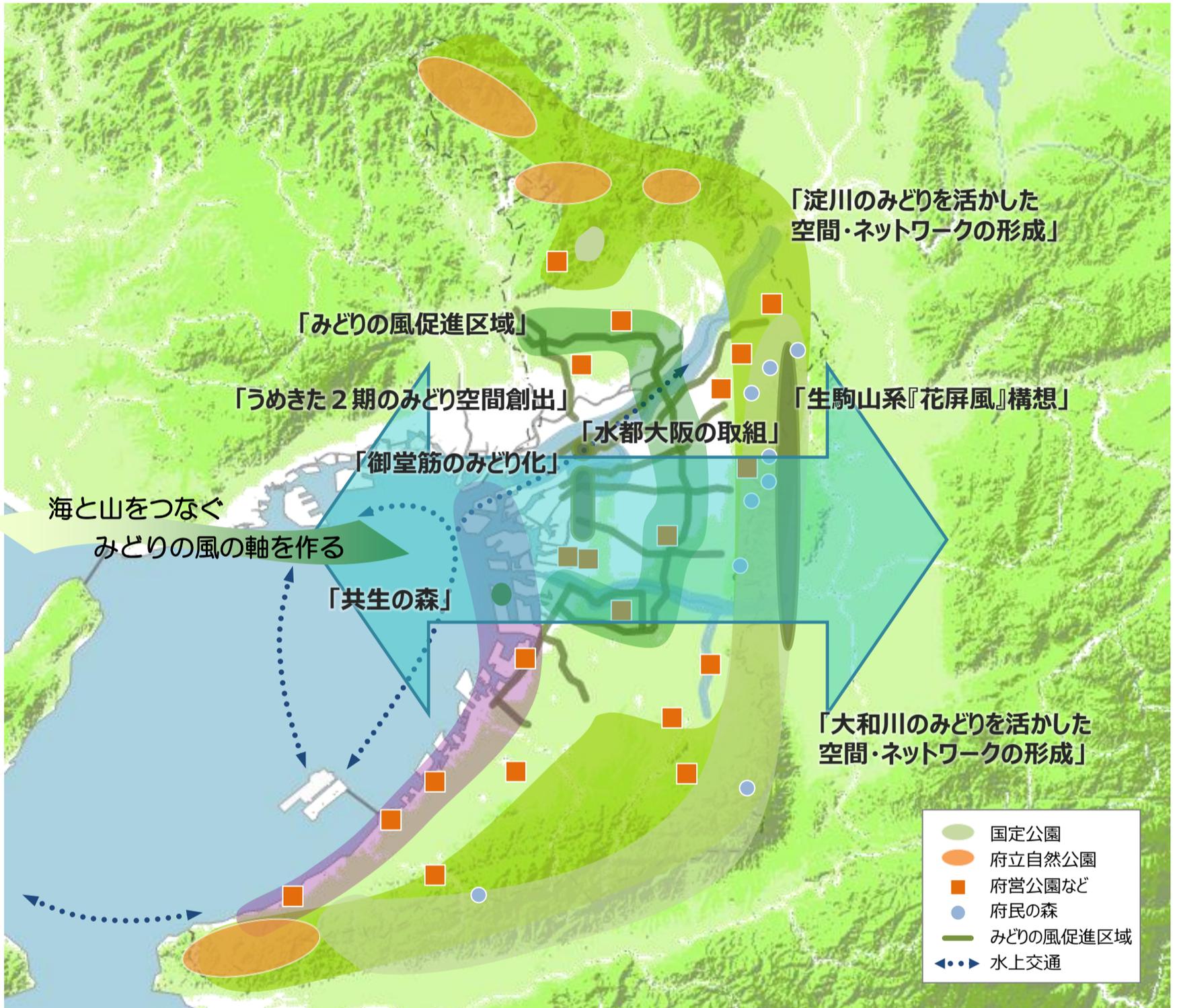
大阪都市圏の都市空間創造を支える基盤の方向性

- みどり
- 防災
- 交通
 - ・ 道路ネットワーク
 - ・ 鉄道ネットワーク
 - ・ 空港
 - ・ 港湾

【基盤】 みどり

大阪湾等から周辺山系へ、都市公園や河川、街路樹などをつなぎ、みどりの軸線やネットワークを充実

- ・親水空間を創造し、舟運等により広域ネットワークを形成
- ・みどりの減災効果を活かした、災害に強いしなやかな都市構造を形成
- ・良好な緑化空間の整備等による都市環境の向上



<現在の取組>



みどりの風促進区域

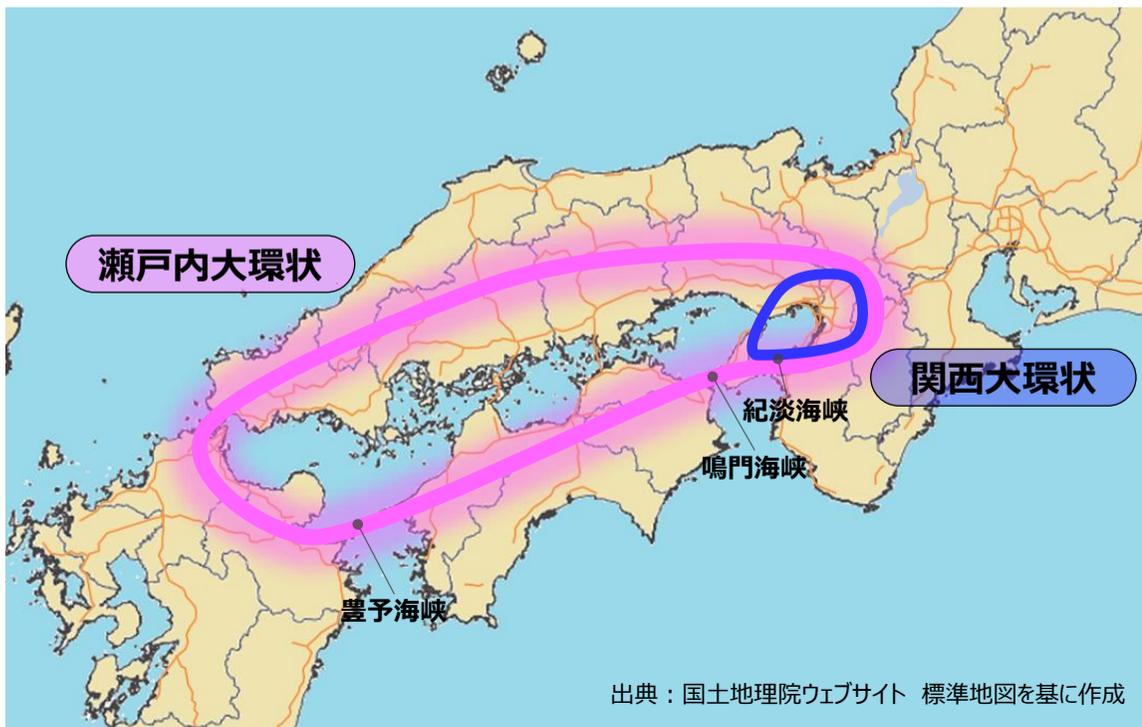
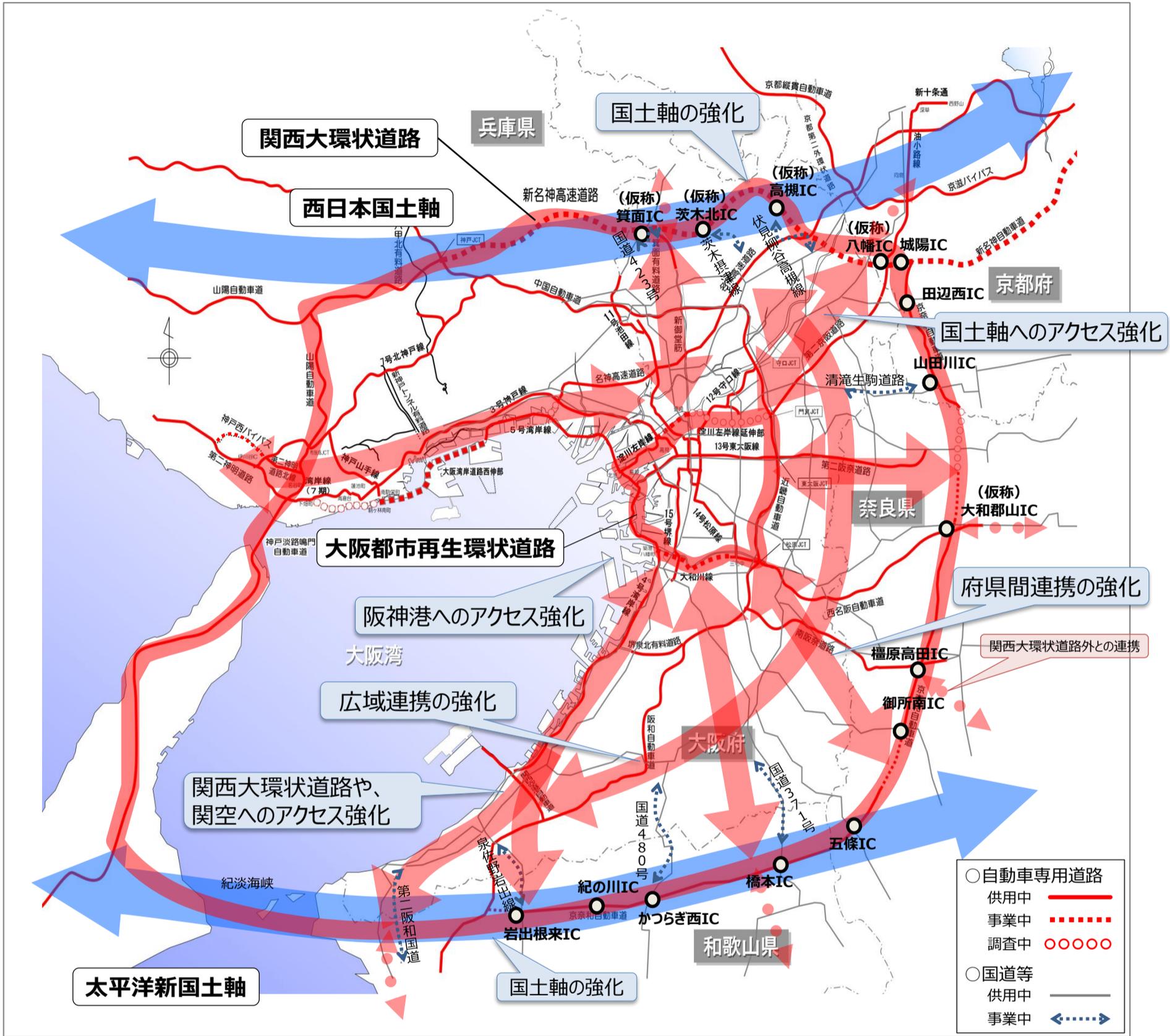


生駒山系「花屏風」構想

【基盤】 交通（道路ネットワーク）

「活力・成長」を支える道路

- ・活力・成長を支えるための物流効率化や広域連携の強化に資する道路の整備
- ・阪神圏の高速道路料金体系一元化（シームレス料金）



新名神高速道路（仮称）箕面IC付近
資料提供：西日本高速道路(株)

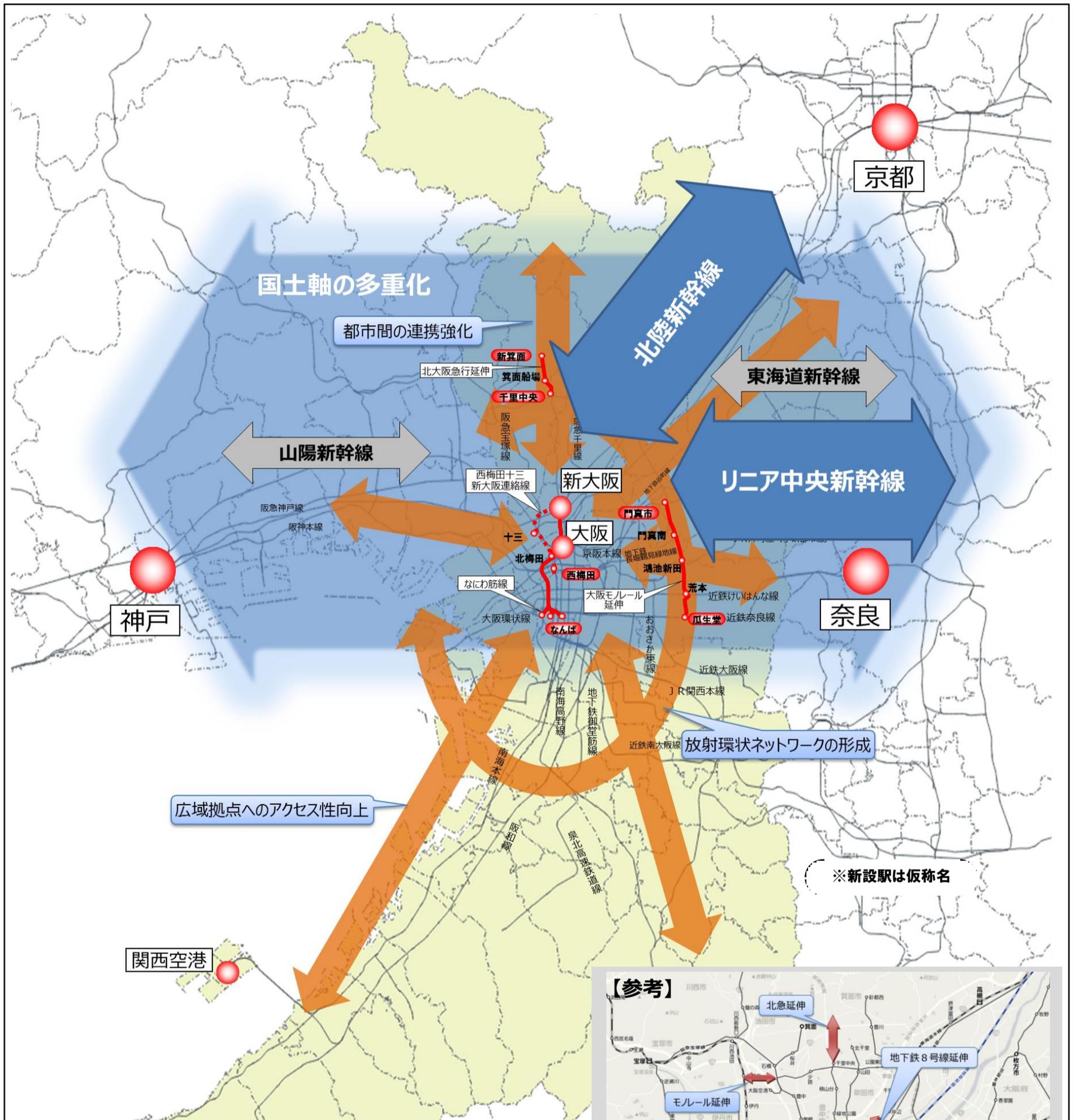


京奈和自動車道 紀の川IC付近

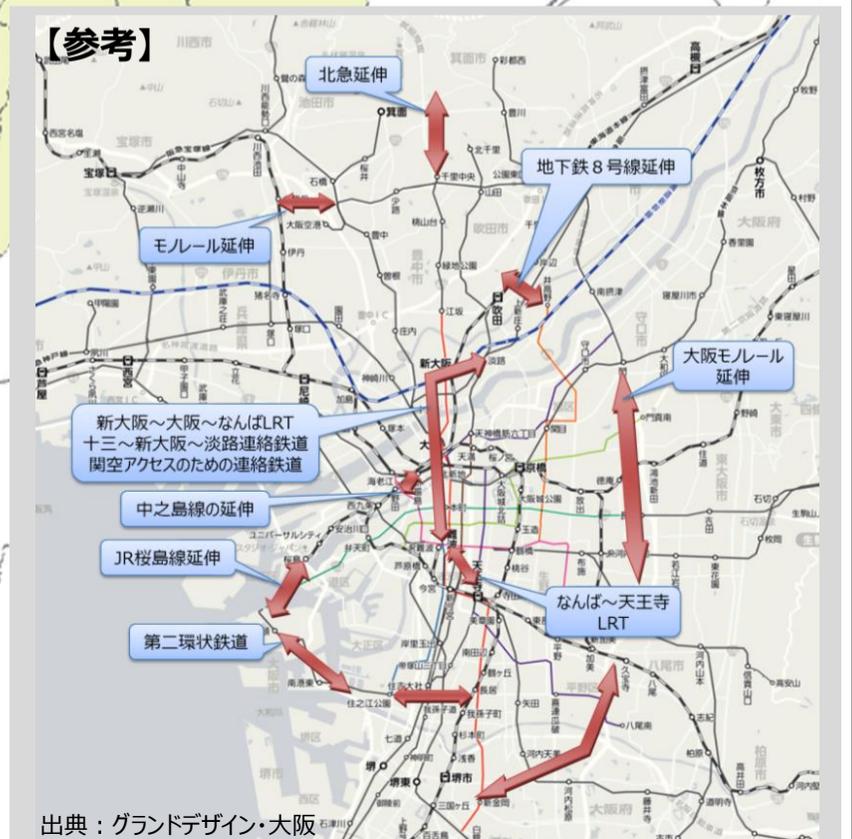
海峽部等を連絡するプロジェクトによる広域連携イメージ

【基盤】 交通（鉄道ネットワーク）

新幹線等の東西二極を結ぶ広域インフラに、これらの整備効果を最大限に発揮できるように鉄道ネットワークを充実



- 新幹線等の広域交通インフラの複数ルート確保
- 放射環状ネットワークの形成
(おおさか東線、大阪モノレール延伸 など)
- 広域拠点へのアクセス性向上
(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線 など)
- 都市間の連携強化 (北大阪急行延伸 など)
- 観光地へのアクセス性向上
(相互乗入れ、乗継改善 など)



【基盤】 交通（空港・港湾）

世界へのゲートウェイとしての役割等を発揮するため、空港・港湾の機能を強化

○ 関西国際空港等の充実・強化

- コンセッション等を活用した空港機能の強化 など
(国際貨物ハブの機能強化、空港へのアクセス利便性向上 など)



関西国際空港



大阪国際空港



八尾空港

○ 港湾の国際競争力強化

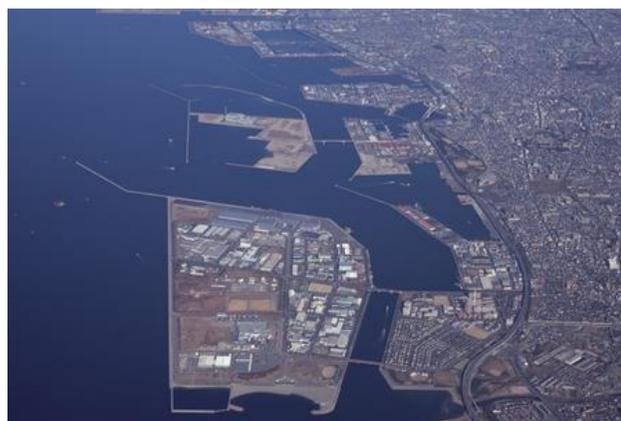
- 港湾管理の一元化
- 国際コンテナ戦略港湾の機能強化（航路浚渫、岸壁整備 など）



大阪港 資料提供：近畿地方整備局港湾部



堺泉北港



阪南港

具体化に向けて

○ 「行政主導」ではなく「民間主導」

- ・ 規制緩和や公民連携などを促進し、民間が動きやすい環境を整えることで、民間の力を最大限に引き出す

【民間資金の活用例】

- PPP/PFI
- クラウドファンディング活用型まちづくりファンド、BID※ など

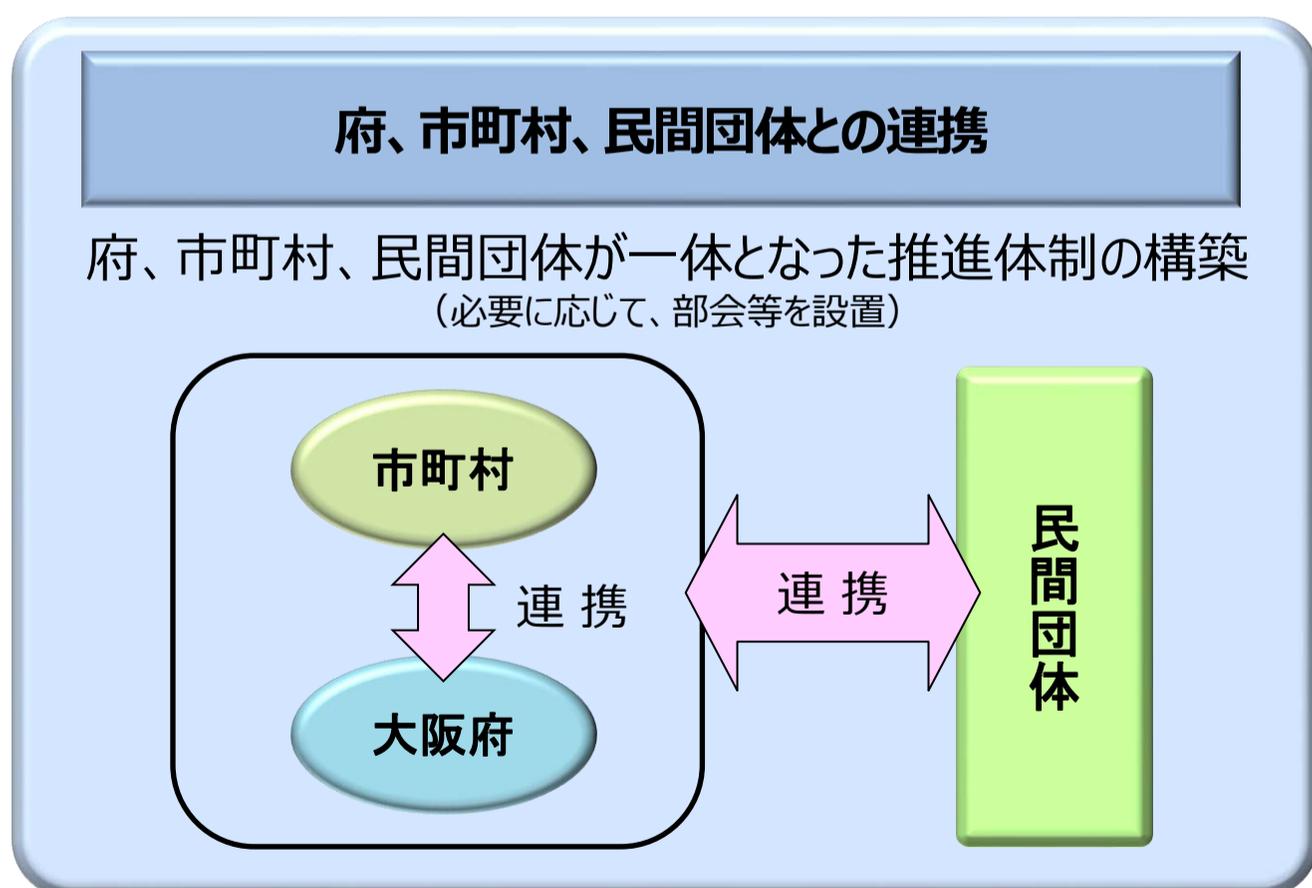
○ 府・市町村等との協議の場などの推進体制の構築、国等への働きかけ

- ・ 府、市町村、民間団体も含めた協議の場などの推進体制を構築
- ・ 現行制度の活用および制度的、財政的な課題について国等への働きかけ

【活用できる交付金の例】

- 社会資本整備総合交付金
 - 地方創生推進交付金
- など

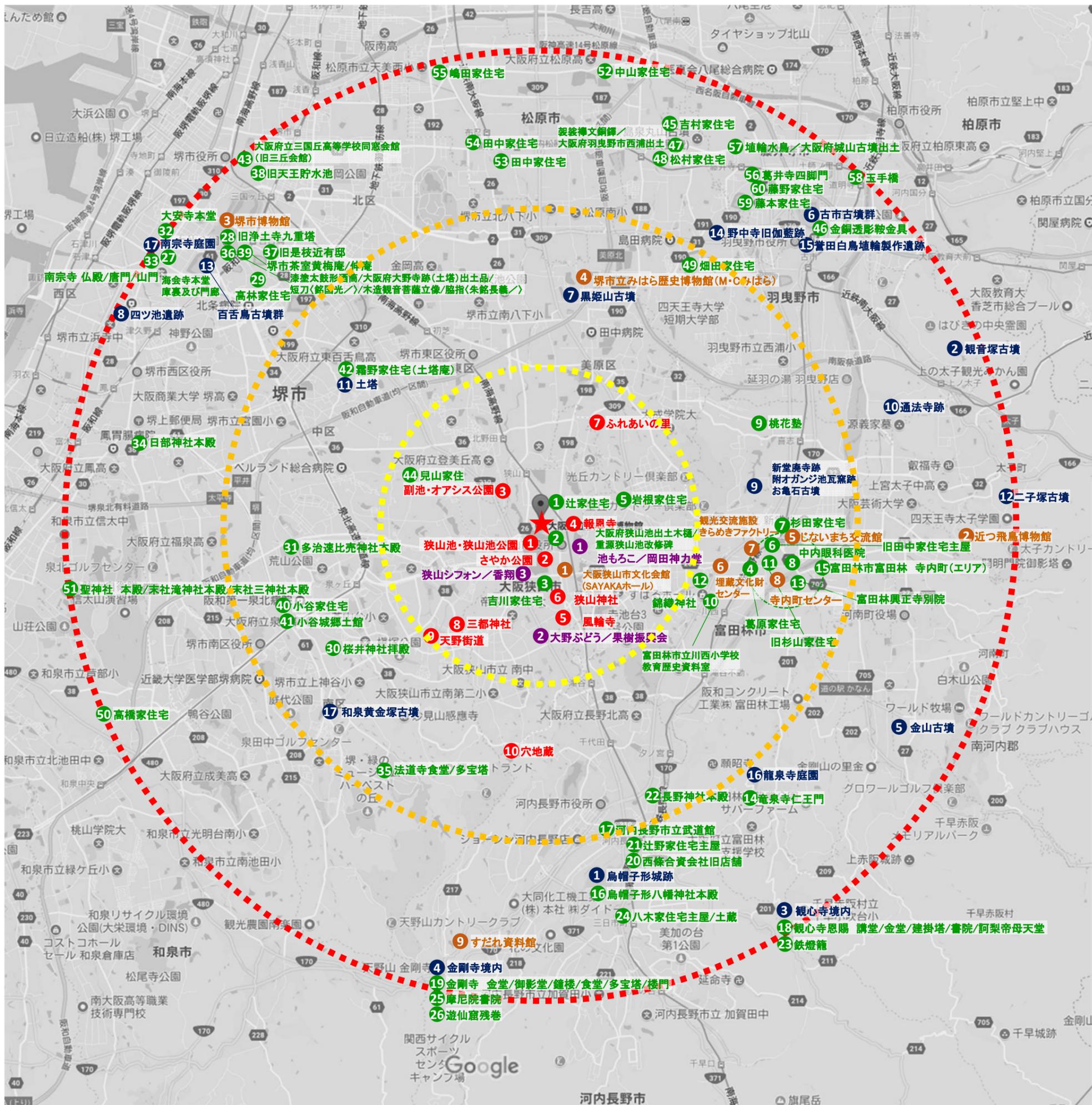
< 「グランドデザイン・大阪都市圏」の推進体制のイメージ >



BID※・・・Business Improvement District (都市の再生、地域の活性化に向けた事業を進めるため、地域の合意を基礎に設立される都市経営組織。負担金や公共空間等の活用により独自の財源を持つ。①組織運営、②プロモーション、③デザイン、④経済活性化を包括的に実施するルール・資金等を含んだ総合的的制度。)

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

凡例			
★	大阪府立狭山池博物館	①～⑨	周辺施設
①～⑥⑩	文化財	①～⑩	その他観光資源
①～⑭	史跡		
①～③	名産		



狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称	所在地	概要	
1	登録有形文化財	辻家住宅高塀	大阪狭山市池之原4-927	長屋門の西妻から北に延び、北辺で折れて本蔵に接する。折曲り延長約42mと長大で、精緻に組んだ切石積基礎の上に建つ。真壁造、漆喰塗とし、腰を縦板で覆い、椼瓦の屋根を架ける。敷地西辺の境を整えるとともに、良好な街路景観を形成している。	
1	登録有形文化財	辻家住宅居間	大阪狭山市池之原4-927	東は米蔵、西は本蔵と接している。真壁造の平屋建、切妻造、椼瓦葺で、米蔵や本蔵より一段低く造る。南面は戸口を設け、北面は横長窓をつけ、腰を縦板で覆う。内部は畳敷で、居間として用いられた。本蔵、米蔵とともに敷地後方の景観を整えている。	
1	登録有形文化財	辻家住宅仕切塀	大阪狭山市池之原4-927	主屋の式台玄関の西端から南に延び、西に向かう折曲り延長約13mの塀。真壁造で椼瓦葺屋根を架けるが、主屋寄りには引戸を設けた門を構え、屋根を一段高く造る。主屋居室部の前庭と座敷の前庭を区切っており、屋敷の空間構成上、欠かせない要素である。	
1	登録有形文化財	辻家住宅主屋	大阪狭山市池之原4-927	いわゆる茅葺の大和棟の民家で、落棟や庇は本瓦葺とし、ほぼ南面して建つ。居室部は四間取平面で、式台玄関を備え、東側の落棟の台所はもと土間、西側に格式の高い座敷を突出する。軸部は差鴨居を用い強固な構造とする。田園風景に豪壮な行まいを見せている。	
1	登録有形文化財	辻家住宅長屋門	大阪狭山市池之原4-927	敷地南辺に建ち、東西に細長く、中央東寄りに門口を構え、この東に供部屋、西に納屋が続く。門口と供部屋が入母屋造、本瓦葺、納屋は一段高い切妻造、椼瓦葺とする。外壁は漆喰塗、腰を下見板で覆い、納屋には庇がつく。風格のある屋敷正面の景観を形成する。	
1	登録有形文化財	辻家住宅米蔵	大阪狭山市池之原4-927	主屋の後方、敷地北辺にあり、西は居間と接する。土蔵造平屋建、東西棟の置屋根式で、南面と東面に下屋を廻し、本瓦葺とする。つくりは堅牢で、南面には引戸の開口部を設け、北面は庇付の窓と丸窓を配し、腰を縦板で覆う。整った外観意匠を呈している。	
1	登録有形文化財	辻家住宅本蔵	大阪狭山市池之原4-927	土蔵造2階建、南北棟の本瓦葺屋根とし、外壁は漆喰塗で軒裏まで塗り込み、ほぼ1階の階高まで縦板で覆う。1階南妻面の戸口は廊下で主屋と連続し、妻面の1、2階には庇付の窓を設ける。全体につくりは丁寧。主屋後方であり、敷地北辺の景観を形成している。	
2	重要文化財	大阪府狭山池出土木樋 /重源狭山池改修碑	大阪狭山市池尻中2丁目	狭山池の改修の際に出土した木樋一括と樋の一部として利用されていた石碑一基から成る。木樋は飛鳥時代に初めて構築され、江戸時代初期まで継続的に改修されていた。石碑には鎌倉時代の僧重源が、狭山池を改修した内容が記されている。	
3	大阪府指定文化財	吉川家住宅	大阪狭山市半田5丁目168番地の1	江戸初期の建築といわれ、河内の農家の姿をよく伝えている。屋根は入母屋造り、ひさしと座敷は本瓦葺、間取りは田の字型の妻入り四間取り型で、最も貴重な納戸の部分が非常に原型をとどめており、形式は極めて古風で江戸初期の農家の形態をよく知ることが出来ます。(要予約)	
4	登録有形文化財(建造物)	葛原家住宅(南葛原別邸)主屋	大阪府富田林市常盤町1-12	当時流行したコテージ風の文化住宅の好例である。平面は中廊下式で、玄関・階段・応接間等に分離派の意匠が見られる。2階に個性的な床欄を備えた座敷がある。セメント瓦葺の切妻屋根がT字に交差する外観は特異で、地域のランドマークとなっている。	
4	登録有形文化財(建造物)	葛原家住宅(南葛原別邸)倉庫	大阪府富田林市常盤町1-12	広大な敷地の一面に建つ小規模な平屋建の付属屋。外壁はモルタル塗で、腰下板貼とし妻側に大きな窓を開き、屋根はセメント瓦を葺く。主屋の背後にあって、簡素な外観ながら一体的につくられており、別邸の屋敷構えを構成する要素の一つとして知られる	
5	登録有形文化財(建造物)	岩根家住宅奥座敷	大阪府富田林市五軒家2-1525-1	主屋の西側に接続する。建築面積88㎡、木造平屋建、入母屋造および切妻造椼瓦葺で、2室の続き座敷の南・北に廊下を配する。15畳敷の座敷は良質なつくりの座敷飾りを備え、内庭に面して開く。欄間彫刻などの造作も丁寧な近代和風建築。	
5	登録有形文化財(建造物)	岩根家住宅主屋	大阪府富田林市五軒家2-1525-1	敷地中央に南面して建つ。建築面積180㎡、木造2階建、入母屋造椼瓦葺。東半は土間を基本として大型の竈を残し、西半は5間取の床上部で、南側に続き座敷を配する。当初は広い土間をもつ整形4間取とみられる。近世の大型農家の面影を伝える。	
5	登録有形文化財(建造物)	岩根家住宅酒蔵	大阪府富田林市五軒家2-1525-1	奥座敷の北、敷地の北西寄りに建つ。建築面積476㎡、土蔵造2階建、切妻造スレート葺。内部に広く高い空間を造る。麹室は煉瓦造で、その上には煉瓦造煙突を立ち上げ、醸造蔵の面影を伝える。大きな切妻屋根が特徴的な酒蔵。	
5	登録有形文化財(建造物)	岩根家住宅西蔵	大阪府富田林市五軒家2-1525-1	敷地西辺の中央に南北棟で建ち、酒蔵に接続する。桁行一三メートル梁間五・七メートル、切妻造椼瓦葺で、南東面に吹放しの下屋を廻らせる。西面は石垣上に建ち、腰高に縦板を張り、窓上に庇を通す。梁や下屋の軸組に丸太を使う。酒造場の景観を形成する酒蔵。	

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
5	登録有形文化財 (建造物)	岩根家住宅茶室		大阪府富田林市五軒家2-1525-1	酒蔵南側の中庭に所在する茶室で、知足亭と号する。直径、高さとも約二メートルの酒樽に、放射状に丸太垂木を配して円錐形の檜皮屋根を葺く。内部に床を設けて対面に躰り口を開き、側壁に円窓を穿つ。酒樽の内装を茶室化した異色な形態をもつ、蔵元の茶室。
5	登録有形文化財 (建造物)	岩根家住宅南蔵		大阪府富田林市五軒家2-1525-1	敷地南の通り沿いに建つ。桁行一八メートルの長い土蔵の西端に、庭に面して座敷を設ける。土蔵部の通り側は漆喰塗で腰を縦板張とし、敷地内側は吹放しの下屋に戸口を配す。座敷は四畳半を主とする茶室に縁を廻らす。集落景観に寄与すると共に庭園に趣を添える。
5	登録有形文化財 (建造物)	岩根家住宅門屋		大阪府富田林市五軒家2-1525-1	敷地東面南端に南北棟で構える切妻造の長屋門。門の南を米蔵、北を松寿亭と呼ぶ座敷とする。米蔵は土蔵造で漆喰で塗込め、腰を縦板張とする。松寿亭は真壁造で腰は簷子下見板張とし、内部は六畳に床や付書院を備える。南蔵とともに風格ある表構えを見せる。
5	登録有形文化財 (建造物)	岩根家住宅籠塀		大阪府富田林市五軒家2-1525-1	南蔵から西蔵の隅まで、敷地南西面沿いに折曲りにのびる塀。切石谷積の石垣天端に伏せた葛石上に建ち、延長四五メートル、高さ一・八メートル、切妻造棧瓦葺である。外側は腰高に縦板を張り、外側小壁と内壁を漆喰塗とする。歴史的集落の街路景観に寄与する。
6	登録有形文化財 (建造物)	旧田中家住宅乾蔵		大阪府富田林市本町423-4	主屋座敷部の後方、小路沿いに南北棟で建つ土蔵。桁行四・九メートル梁間四メートル、土蔵造二階建、切妻造棧瓦葺である。外壁は、小路側や軒廻りは漆喰で塗込めるが、それ以外は真壁とし、一階部分は縦板張とする。二階を座敷とするなど特異な形式の土蔵。
6	登録有形文化財 (建造物)	旧田中家住宅主屋		大阪府富田林市本町423-4	道路から後退して南面するつし二階建町家で、東面切妻造、西面入母屋造、棧瓦葺とする。東側の土間の入口廻りを黒漆喰塗として縦板張とする。西側は整型四間取で前面に出格子を設け、座敷飾や欄間の意匠も洗練されている。富田林の町家の特徴を示す近代住宅。
7	登録有形文化財 (建造物)	杉田家住宅主屋		大阪府富田林市本町5-13	木造、一部コンクリート造、2階建、寄棟造、瓦葺で、洋風の外観で玄関ポーチやその脇に洋室を配すが、その奥や二階には和室を造る。アールデコ風の玄関ポーチや室内各室など洗練された意匠になり、和洋の意匠を巧みに融合した特徴ある住宅建築である。
7	登録有形文化財 (建造物)	杉田家住宅蔵		大阪府富田林市本町5-13	木造、2階建、切妻造、棧瓦葺の建物で、敷地の南端部に位置し、主屋の奥に蔵前を介して接続する。白壁で大きな軒蛇腹を持つ丁寧な仕事になる伝統的な土蔵造で、立ちの高い外観は洋風の主屋と好対照をなし、屋敷構えを整える重要な要素となる。
8	登録有形文化財 (建造物)	中内眼科医院		大阪府富田林市富田林町146	富田林重伝建地区に近い堺町筋の角地に建つ。当初、国分銀行の本社屋として建設。RC造3階建てで、隅部に玄関を設ける。1階壁面に大型の半円アーチ窓、2階に半円錐窓台付の上げ下げ窓を配す。町屋建築が多いこの地域で、近代的景観を際立たせている。
9	登録有形文化財 (建造物)	桃花塾教室棟		大阪府富田林市大字喜志2067-5他	本館の東方、少し低い位置に建つ。桁行19m梁間7.6mと南北に長い木造平屋建、寄棟造棧瓦葺。西側に廊下を通し、東側に教室3室と便所を並べる。西面は腰板壁で、各柱間に引違ガラス戸をたて、明るく開放的に造る。簡素な造りの中に温もりが感じられる。
9	登録有形文化財 (建造物)	桃花塾本館		大阪府富田林市大字喜志2067-5他	丘陵地の緩い傾斜地に南面して建つ。木造2階建、寄棟造棧瓦葺。1階は中廊下で研究室や図書室、事務室、2階に講堂や拝礼堂等を配する。正面は中央に玄関ポーチを設け、壁は下見板張とし、窓を大きくとる。緑の多い敷地環境に調和した、簡明で良質な福祉施設。
10	登録有形文化財 (建造物)	富田林市立川西小学校教育歴史資料室 (旧川西尋常小学校)		大阪府富田林市新家1-3-1	昭和9年の室戸台風後の復興校舎で、玄関・職員室と高等科教室1室を残す。教室の天井を船底天井とし、室内天井下に挟み方柱を見せるなどの構造的な特徴のほか、東妻面に玄関ポーチを配して半切妻の2重構成とするなどの意匠的な見所もあわせもつ。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
11	重要文化財	旧杉山家住宅(大阪府富田林市富田林町)		大阪府富田林市富田林町14番31号	杉山家は寺内町富田林の創設にかかわった旧家の一つであり、江戸時代中期以降は造り酒屋として栄えた家柄である。富田林寺内町の古い町家は農家に類似した平面構成をもつことを一つの特色としているが、旧杉山家住宅はその中でも最も古い遺構であり、さらに江戸時代中期の拡張によって大規模商家に整い、座敷部も美麗で、質的にもすぐれた町家建築として貴重である。
12	重要文化財	錦織神社 本殿		大阪府富田林市宮甲田町	錦織神社には本殿がすでに重要文化財に指定されている。その本殿左右に小規模な摂社が一棟づつある。春日社本殿および天神社本殿と呼び兩殿とも二間社という特異な形式になり、室町時代末期の特色をもつ、本殿を中央に三殿並立の古式を保存する意味をも考慮して追加指定した。
12	重要文化財	錦織神社 摂社春日社		大阪府富田林市宮甲田町	錦織神社には本殿がすでに重要文化財に指定されている。その本殿左右に小規模な摂社が一棟づつある。春日社本殿および天神社本殿と呼び兩殿とも二間社という特異な形式になり、室町時代末期の特色をもつ、本殿を中央に三殿並立の古式を保存する意味をも考慮して追加指定した。
12	重要文化財	錦織神社 摂社天神社本殿		大阪府富田林市宮甲田町	錦織神社には本殿がすでに重要文化財に指定されている。その本殿左右に小規模な摂社が一棟づつある。春日社本殿および天神社本殿と呼び兩殿とも二間社という特異な形式になり、室町時代末期の特色をもつ、本殿を中央に三殿並立の古式を保存する意味をも考慮して追加指定した。
13	重要文化財	富田林興正寺別院 本堂		大阪府富田林市富田林町	<p>富田林興正寺別院は、重要伝統的建造物群保存地区である富田林市富田林寺内町の中央に境内を構える真宗寺院である。本堂は、寛永15年(1638)の建立で、近畿地方における最古級の真宗本堂である。</p> <p>古式な平面や構造と江戸時代初期の装飾細部を兼備しており、初期の真宗本堂の成立過程を知る上で価値がある。</p> <p>本堂北に対面所、境内東南には鐘楼、東北に鼓楼が建ち、山門と御成門を開く。富田林興正寺別院は、本堂や対面所を中心に江戸時代末期に整えられた境内が良好に維持されており、富田林寺内町の歴史的景観に欠くことのできない存在として貴重である。</p>
13	重要文化財	富田林興正寺別院 対面所		大阪府富田林市富田林町	
13	重要文化財	富田林興正寺別院 鐘楼		大阪府富田林市富田林町	
13	重要文化財	富田林興正寺別院 鼓楼		大阪府富田林市富田林町	
13	重要文化財	富田林興正寺別院 山門		大阪府富田林市富田林町	
13	重要文化財	富田林興正寺別院 御成門		大阪府富田林市富田林町	
14	重要文化財	竜泉寺仁王門		大阪府富田林市大字龍泉	
15	重要伝統的建造物群保存地区	富田林市富田林 寺内町(エリア)		大阪府富田林市	石川西側の河岸段丘上に室町時代末に開かれた興正寺別院を中心とする寺内町。現在もほぼ寺内町の町割りをとどめ、街路に沿って江戸時代以降のつし二階、本瓦葺、平入の大規模な町家が軒を連ね、全体として厚重な歴史的景観を伝えている。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
16	重要文化財	烏帽子形八幡神社本殿		大阪府河内長野市喜多町305	
17	登録有形文化財(建造物)	河内長野市立武道館(旧長野町尋常高等小学校講堂)		大阪府河内長野市西代町904-1	間口8間、奥行15間、木造平屋建、銅板葺で、背面に奥行2間の瓦葺下屋が付く。屋根は半切妻で、外壁は上壁をハーフトインバー風とし、腰壁を板張(鉄板仮張)とする。正面に間口4間、奥行2間、切妻造の玄関を設け、安定感のある洋風の意匠とする。
18	重要文化財	観心寺恩賜講堂		大阪府河内長野市寺元453	恩賜講堂は、昭和3年の昭和天皇天礼の際に、宮内省により京都御苑内で建てられた大饗宴場の下賜材を再利用して、同5年に観心寺境内に建てられた講堂である。設計は大阪の建築家の池田谷久吉による。内部は広壮な一室の講堂で、有職文様が描かれた二重折上格天井、シャンデリアや鍔金物、布帛、壁紙といった下賜材が室内を華やかに彩っている。 観心寺恩賜講堂は、大饗宴場建設時の豪華絢爛な意匠と、短期間で効率的に建てるための様々な工夫を継承しながら、講堂として再構成したもので、我が国の近代における皇室建築の展開を理解する上で、高い価値を有している。
18	登録有形文化財(建造物)	観心寺恩賜講堂		大阪府河内長野市寺元453	昭和天皇即位大典のために京都御苑に建てられた饗宴場の一部を移築改造したもの。桁行21m強、梁間24m弱の規模で、屋根は入母屋造、スレート葺。内部は二重折上格天井に彩色を施す壮麗な意匠を持つ。当初設計は宮内省内匠寮、移築時の設計は池田谷久吉。
18	国宝	観心寺金堂		大阪府河内長野市寺元453	
18	重要文化財	観心寺建掛塔		大阪府河内長野市寺元453	この建築は初重しかない未完成の塔であるが、木柄は太くて力強さがあり、質もよい。国宝の金堂とともに加藍の一環をなす貴重な遺構である。
18	重要文化財	観心寺書院		大阪府河内長野市寺元453	
18	重要文化財	観心寺訶梨帝母天堂		大阪府河内長野市寺元453	
19	重要文化財	金剛寺金堂		大阪府河内長野市天野町	
19	重要文化財	金剛寺御影堂		大阪府河内長野市天野町	
19	重要文化財	金剛寺鐘楼		大阪府河内長野市天野町	
19	重要文化財	金剛寺食堂		大阪府河内長野市天野町	

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
19	重要文化財	金剛寺多宝塔		大阪府河内長野市天野町	
19	重要文化財	金剛寺楼門		大阪府河内長野市天野町	
20	登録有形文化財(建造物)	西條合資会社旧店舗主屋		大阪府河内長野市長野町13-11	街路に北面して建つ酒屋。桁行10間半梁間3間半のつし2階建て入母屋造。棧瓦葺とし、北と東に庇がつく。東半をミセドマ、西半を居室とし、南に吹抜の土間と座敷が突出する。正面は1階西寄りを出格子とし、塗籠の2階には虫籠窓を開き、出桁造とする。
20	登録有形文化財(建造物)	西條合資会社旧店舗土蔵		大阪府河内長野市長野町13-11	主屋の西に接続する土蔵造の平屋建てである。桁行3間梁間2間の東西棟で、屋根を切妻造、棧瓦葺とする。切石の基礎の上に建ち、外壁は白漆喰塗で、腰は縦羽目板張である。南側に両開土戸を釣込んだ戸口を設け、主屋から縁が接続する。北面には小庇付の窓を開く。
21	登録有形文化財(建造物)	長野神社本殿		大阪府河内長野市長野町8-19	
22	登録有形文化財(建造物)	辻野家住宅主屋		大阪府河内長野市向野町123-1	街道沿いの敷地の中央に南面して建つ。木造平屋建、茅葺(鉄板仮葺)の高塙造で、南面東寄りに入母屋造本瓦葺の玄関棟を突き出し、東面に角座敷を付ける。玄関棟は式台と使用者の間からなり、角座敷にはトコや付書院を構える。地方における上層農家の形態を伝える。
23	重要文化財(工芸品)	鉄燈籠(貞永二年中春良心ノ銘アリノ)	写真なし	大阪府河内長野市寺元475	鎌倉時代の作品。
24	登録有形文化財(建造物)	八木家住宅主屋		大阪府河内長野市三日月町1109	高野街道に西面して建つ。間口8間半規模の平入町家で、切妻造棧瓦葺とし、正面に本瓦葺の深い軒を付ける。中央南寄りに大戸口を開く。内部は南半部を土間のニフなどとし、北半部にザシキやミセなどを配した。旧三日月宿にあって町家の伝統様式をよく残す。
24	登録有形文化財(建造物)	八木家住宅土蔵		大阪府河内長野市三日月町1109	主屋の北側に建ち、通りに妻を見せる。切妻造本瓦葺の土蔵造2階建。外壁は白漆喰仕上げとし、腰に杉の焼板を張る。通り側の妻には窓を各階に開け、銅板の扉を吊り、下階の窓には漆喰仕上げの庇を付ける。主屋とともに旧宿場町の街路景観を形成する。
25	重要文化財(建造物)	摩尼院書院		大阪府河内長野市天野町	慶長年間に造られた書院であって、正規の様式をもつ。
26	重要文化財(建造物)	遊仙窟残巻	写真なし	大阪府河内長野市天野町996	『遊仙窟』は、唐(とう)の張文成(660頃～740)が著した小説である。8世紀には日本に舶載され、『万葉集』をはじめ上代文学に多大な影響を与えた。主人公が黄河の上流で道に迷い、神仙の窟に一夜の宿を求めて、2人の神女の歓待を受け、機知あふれる会話や詩歌がかわされるという話である。文章は六朝時代に流行した駢體を用い、巻末には訓詁伝授に関する伝承を記している。 本書は残巻ではあるものの、鎌倉時代後期の書写になる現存最古の写本として貴重であり、また漢籍受容史上にも注目されるものである。
27	重要文化財(建造物)	海会寺本堂、庫裏及び門廊 門廊		大阪府堺市堺区南旅籠町東三丁	
27	重要文化財(建造物)	海会寺本堂、庫裏及び門廊 本堂及び庫裏		大阪府堺市堺区南旅籠町東三丁	

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
28	重要文化財(建造物)	旧浄土寺九重塔		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町二丁目堺市博物館構内	
29	重要文化財(建造物)	高林家住宅(大阪府堺市百舌鳥赤畑町)表門		大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁目647番地	高林家はこの地域の庄屋をつとめた家柄で、主屋と表門が重要文化財に指定されている。主屋の背後には米蔵や西蔵が並び、土塀で囲まれた宅地の西方には屋敷林や溜池が続き、この地方の豪農の住宅としての屋敷構えがよく保存されていて価値が高い。
29	重要文化財	高林家住宅(大阪府堺市百舌鳥赤畑町)主屋		大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁目647番地	
29	重要文化財	高林家住宅(大阪府堺市百舌鳥赤畑町)西蔵	写真なし	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁目647番地	
29	重要文化財	高林家住宅(大阪府堺市百舌鳥赤畑町)米蔵	写真なし	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町五丁目647番地	
30	国宝	桜井神社拝殿		大阪府堺市南区片蔵	
31	重要文化財	多治速比売神社本殿		大阪府堺市南区宮山台二丁目	
32	重要文化財	大安寺本堂		大阪府堺市堺区南旅籠町東四丁目	一説に豪商納屋助左エ門の旧宅を移築したという。桃山時代の書院造である。なお障壁画には、いろいろ面白い伝説がある。
33	重要文化財	南宗寺 仏殿		大阪府堺市堺区南旅籠町東三丁目	
33	重要文化財	南宗寺 唐門		大阪府堺市堺区南旅籠町東三丁目	
33	重要文化財	南宗寺 山門		大阪府堺市堺区南旅籠町東三丁目	
34	重要文化財	日部神社本殿		大阪府堺市西区草部	

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
35	重要文化財	法道寺食堂		大阪府堺市南区鉢ヶ峯寺	室町時代初期。建具に後世の改造があるが、その他は保存がきわめてよい。
35	重要文化財	法道寺多宝塔		大阪府堺市南区鉢ヶ峯寺	
36	重要文化財(美術品)	漆塗太鼓形酒筒		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	大太鼓形を模した酒器で、一木を割り貫いて木口に板を張り、頂部に一孔を開けて、三重菊座に切子頭付の栓を一体とした蓋を鉄懸金具で止めている。また鼓面には舞楽の太鼓に見られるような剣巴文を朱漆で描き、切子頭は各面を黒・朱漆で塗り分けている。
36	重要文化財(美術品)	大阪府大野寺跡(土塔)出土品		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	奈良時代の高僧・行基が建立した大野寺境内の土塔出土品。土塔は仏舎利を安置する仏塔の一種で、各層に葺かれていた瓦には、知識と呼ばれる結縁者の人名が多数線刻されていた。、神亀4年(727)年の型押銘がある瓦もあり、文献の記載とも一致し、仏教思想の普及を良く示す。
36	重要文化財(美術品)	大阪府陶器窯跡群出土品		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	本件は大阪府陶器窯跡群から出土した、古墳時代から平安時代までの資料一括である。 今回は陶器窯跡群の初期須恵器製作期(五世紀)から平安時代(九世紀)までの約500年間にわたって製作された須恵器の編年基準となる資料に、文字資料や窯道具類を加えて指定するものである。須恵器2572点、窯道具類3点、瓦せん類10点から構成される。
36	重要文化財(美術品)	短刀(銘国光ノ)	写真なし	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	新藤五国光の作。国光有銘確実のものは割合とあるが、この種の出来のものは会津新藤五を始め二、三を数える。小振りながら内反りで上品な姿であり、ことに刃中の働きは見事である。国光の典型作として貴重である。
36	重要文化財(美術品)	木造観音菩薩立像		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	仁徳陵を擁する堺市の百舌鳥【もず】古墳群の一画に存する円通寺に客仏として伝えられた観音菩薩檀像である。 本像の伝来については今明らかになることはできないが、半島系渡来人にゆかりの深いこの地において七世紀後半頃に制作されたものと考えられる。白檀材を輸入しての制作ということになるが、飛鳥時代に大陸から完成品を請来した可能性も完全には否定できない。 わが国に伝存する檀像中、最古例の大作として注目される。
36	重要文化財	脇指(朱銘長義ノ)	写真なし	大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	南北朝時代の作品
37	登録有形文化財(建造物)	旧是枝近有邸		大阪府堺市北区百舌鳥梅北町4丁185	木造モルタル塗4階建て、四方に急傾斜の袴腰の妻をみせ四方対称とし、中央に塔屋を載せたひときわ目立つ洋風意匠の外観が特徴。2層分のコリント式の柱で支えたペランダや角を丸く処理した壁面を用いる点も特異である。施工は村田元蔵。
38	登録有形文化財(建造物)	旧天王貯水池		大阪府堺市堺区中三国ヶ丘町3-78-1、2	市北部にある煉瓦及びコンクリート造貯水池。総面積662㎡の2つの貯水槽が、スパン約3.6mの煉瓦造ヴォールトで覆われる。上部を曲線状にした出入口と、帯・笠石に花崗岩を用い楔石をダイヤモンド状山切とした出入口を構える。設計は野口広衛。
39	登録有形文化財(建造物)	堺市茶室黄梅庵		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	橿原市今井町の豊田家から小田原の松永耳庵邸に移され、再度現在地に移築保存された。8畳の広間に3畳下座床の茶室が接続し、裏側に勝手・水屋等が付属する。広間・茶室とも正當な草庵の意匠・技法を踏襲しつつ、平面構成や細部に独特の創意と造形をみせる。
39	登録有形文化財(建造物)	堺市茶室伸庵		大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館	東京芝にあった仰木魯堂設計になる建築。玄関棟、広間・茶室棟、2階建て敷棟が中央の中庭を囲んで建ち並ぶ。面皮材、丸太材、榎角材等多様な材を用い、柱間も田舎間、中京間、京間を使い分けるなど、古典的手法に依りながら随所に近代らしい特徴がみられる。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
40	登録有形文化財(建造物)	小谷家住宅主屋		大阪府堺市南区豊田1612	小谷城址南西隅の敷地中央に南面して建つ。木造平屋建、大和棟形式の切妻造棧瓦葺で、西寄りに式台玄関を構える。東端を広い土間とし、床上部に多数の部屋を配り、西北隅を奥座敷とする。重厚な軸部構成で造作も上質。堺市内で希少な江戸中期の大型民家。
40	登録有形文化財(建造物)	小谷家住宅正門		大阪府堺市南区豊田1612	敷地西面に南北棟で建つ長屋門で、入母屋造本瓦葺である。中央南寄りを門口とし、鏡柱に板戸を開き、両側に潜戸を設ける。門の南に物見格子付の五畳、北に二室を並べ、北端室は落棟とする。外壁漆喰塗で腰を筋子下見板張とし、厳格な雰囲気を出している。
40	登録有形文化財(建造物)	小谷家住宅土塀		大阪府堺市南区豊田1612	敷地西側の道路沿いと、敷地入口から正門に向けてS字状に斜上する石畳沿いに湾曲して配された土塀。斜路北面を木造真壁造とするほかは土塀とし、総延長一三二メートルを測る。玉石積基礎に布石を伏せて土塀を築き、棧瓦葺とする。屋敷導入部に風格を与える。
40	登録有形文化財(建造物)	小谷家住宅南門		大阪府堺市南区豊田1612	敷地南辺に南面して建つ長屋門で、東側に土蔵が接続する。木造平屋建、切妻造本瓦葺で、東端を門口として板扉の両側に潜戸を吊り、西側に三室を並べる。外壁漆喰塗で腰を縦板張とし、要所に物見格子や武者窓を配して、城門のような重厚な外観をもつ。
41	登録有形文化財(建造物)	小谷城郷土館瓦蔵・靱蔵		大阪府堺市南区豊田1602-1	門長屋の西面に接続し、北西に延びる。内部は東を靱蔵、西を瓦蔵とする。真壁造の平屋建で、切妻造の屋根は南を本瓦、北を棧瓦で葺き分ける。基礎は玉石積に切石を据え、南外壁は上部漆喰塗、下部を縦板張にする。門長屋とともに屋敷の外構をよく整えている。
41	登録有形文化財(建造物)	小谷城郷土館主屋		大阪府堺市南区豊田1602-1	敷地のほぼ中央に南面して建つ。西の居室部と東の座敷部からなる平面で、各室は質の高いつくりである。居室部は切妻造、銅板葺、西の竈屋は低い瓦葺、座敷部は入母屋造、瓦葺で、南に式台玄関を突出する。変化に富む雄大な外観は、地域景観の核となっている。
41	登録有形文化財(建造物)	小谷城郷土館土蔵		大阪府堺市南区豊田1602-1	二番蔵の東面に接続し、表構えを整えている。もと米蔵で、現在は展示室に活用している。方形平面とした土蔵造の平屋建で、屋根は切妻造の置屋根式、本瓦葺とする。基礎は精緻な玉石積とし、内部は壁から桁・梁・天井まで漆喰で塗り固めた重厚なつくりになる。
41	登録有形文化財(建造物)	小谷城郷土館二番蔵		大阪府堺市南区豊田1602-1	門長屋の東面に接続する。ほぼ等分された内部は、東を米蔵、西を書庫とし、それぞれ北面に戸口を設ける。土蔵造の平屋建で、切妻造の屋根は南を本瓦、北を棧瓦とする。南外壁の下部は縦板張で、上に窓を設ける。門長屋とともに屋敷の表構えをよく整えている。
41	登録有形文化財(建造物)	小谷城郷土館門長屋		大阪府堺市南区豊田1602-1	主屋の南に建ち、門口とその東西に附属した部屋からなる。門口は中央に板扉を吊り、西に潜戸を設け、起りのある切妻造、本瓦葺の屋根を架ける。東西の部屋は塗屋造で、一段低い瓦葺とし、正面には楕円窓を設ける。豪壮な屋敷に相応しい表構えを演出している。
42	登録有形文化財(建造物)	霜野家住宅(土塔庵)旧主屋		大阪府堺市中区土塔町2209	敷地の中央に北面して建ち、建築面積278㎡、木造平屋建、入母屋造棧瓦葺で、周囲を下屋とする。西側を土間とし、床上部は、式台風の構えをもつ玄関や勘定場、仏間などを配し、玄関の東にトコと付書院を備えた角座敷を張り出す。豪壮なつくりの大型民家。
42	登録有形文化財(建造物)	霜野家住宅(土塔庵)内土蔵		大阪府堺市中区土塔町2209	主屋背面の南東隅に建ち、座敷南面の池に面する内蔵である。桁行5.9m梁間3.9m、土蔵造平屋建、切妻造本瓦葺で、西側を出入口として蔵前を附属する。外壁は漆喰塗で、軒下まで縦板張とし、東面に窓を開ける。池や植栽とともに良質な庭空間を構成している。
42	登録有形文化財(建造物)	霜野家住宅(土塔庵)二階土蔵		大阪府堺市中区土塔町2209	敷地北西隅に建ち、桁行4.9m梁間4.0m、土蔵造2階建、切妻造、置屋根式の本瓦葺で、南側に桁行4.7m梁間4.5m、木造平屋建、切妻造、本瓦葺及び棧瓦葺の井戸屋形を附属する。外壁は漆喰塗と腰板張の外観を統一し、角地の歴史的景観をつくる。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
42	登録有形文化財(建造物)	霜野家住宅(土塔庵)納屋		大阪府堺市中区土塔町2209	主屋後方、敷地の南辺に建ち、桁行28m梁間3.9m、木造平屋建、切妻造、棧瓦葺である。内部は八室に区画され、「加羅壽納家」や「綿納家」、「柴納家」、「牛部家」などとし、外壁は中塗仕上げで腰を縦板張とする。富農の生活様態と屋敷構えをよく伝えている。
42	登録有形文化財(建造物)	霜野家住宅(土塔庵)門長屋		大阪府堺市中区土塔町2209	主屋土間入口の前方、二階土蔵の東面に接続する。桁行5.7m梁間2.0m、木造平屋建、両下造本瓦葺で、東側に門口2.0mの門を構え、潜り付の板戸を両開に吊る。外壁は二階土蔵と揃えた漆喰塗と腰の縦板張で構成し、旧家に相応しい表構えを形成している。
43	登録有形文化財(建造物)	大阪府立三国丘高等学校同窓会館(旧三丘会館)		大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町2-2-36	旧制堺中学校の図書館機能を有する記念館として建設。設計は、同校の1期生で、初代鉄道省建築課長の久野節。玄関庇を支持する先ずぼまりの円柱、階段室塔屋の縦長の連続窓と庇の構成などモダニズム色の強い造形に特色が認められる。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅隠居所		大阪府堺市中区陶器北1404	主屋の西、屋敷西側の通りに面して建つ。平屋建、南妻入母屋造、北妻切妻造(庇付)、本瓦葺で、中央に通用門を開き、その北を隠居所、南を馬小屋としていた。簡素な造りだが、隠居所表側に格子窓を設けて長屋門風とするなど、屋敷の西面にあつて目立つ施設。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅外蔵		大阪府堺市中区陶器北1404	納屋の西方、敷地の北西隅に建つ。平屋建、切妻造、本瓦葺の土蔵で、外部は漆喰塗、腰を縦板張とする。小規模ながら内蔵とは異なり軒廻り、蟻蝸羽を一連に塗り込めた本格的な造りで、敷地北西隅の目立つ位置に建ち、屋敷構えの構成要素として欠かせない施設。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅座敷		大阪府堺市中区陶器北1404	主屋の東に接続。入母屋造、本瓦葺で、南・東に矩折れに廻る縁部分は鏝葺とする。表側は主室、次の間を並べ、背後に茶室、仏間、化粧の間を配す。角柱で長押を廻し、主室に床、連棚、付書院を設け格式を備えるが、木割が細く天井高も押さえ瀟洒な意匠となる。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅主屋		大阪府堺市中区陶器北1404	市内村邑部にある豪農の屋敷。敷地中央に南面して建つ主屋は、2階建、入母屋造、本瓦葺で、西半を土間、東半を6間取りの居室部とする。正面に虫籠窓をあけつし2階風に見せるが、登梁による小屋組で本2階とする。入母屋を重ねた屋根等、重厚な外観を造る。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅取り合い		大阪府堺市中区陶器北1404	主屋の背後、北方の内蔵との間の接続部分。南半を2階建、北半を平屋とし、屋根は2階建部分が切妻造で下屋を付し、平屋部分は両下で、いずれも本瓦葺とする。平屋部分の西に湯殿・便所を張り出す。簡素な付属施設だが、主屋と一連の堅固で上質な造りとなる。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅土塙		大阪府堺市中区陶器北1404	屋敷東部の庭園の南・東・北及び内蔵・納屋間は内外とも塗り込めた土塙の形式で、屋敷南西隅、門長屋・隠居所間に矩折れに廻る塙は、柱・腕木・出桁を表し上半漆喰塗・下半縦板張とする。外面する隣接建物とともに、屋敷構えの構成要素として欠かせない施設。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅内蔵		大阪府堺市中区陶器北1404	家財を収容する施設で、主屋の背後に取り合いを介して接続する。2階建、切妻造、本瓦葺の土蔵で、外部は漆喰塗仕上げ、腰を縦板張とする。装飾要素は一切用いず簡素な造りだが、破風、垂木等を塗込めた丁寧な仕事になり、立ちの高い平明な姿が目立つ存在である。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅納屋		大阪府堺市中区陶器北1404	主屋の北、内蔵の西に隣接して建つ。平屋建、切妻造、棧瓦葺で、前面に腕木で持ち出した出の大きい庇を一段下げて付ける。外部は漆喰塗、腰縦板張で、内部は桁行きに3室に仕切り、漬物や柴、農耕具を収納していた。屋敷構えの構成要素として欠かせない施設。
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅門長屋		大阪府堺市中区陶器北1404	屋敷正面やや西寄りに建つ。平屋建、入母屋造、本瓦葺で、正面を黒漆喰塗、他を白漆喰塗とし、腰を縦板張とする。ほぼ中央に門を開き、その東西を現在は納屋とする。桁行きに長く表側に横連子窓を並べた長屋門形式で、屋敷の正面構えの中心となる建物である。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
44	登録有形文化財(建造物)	兒山家住宅離れ		大阪府堺市中区陶器北1404	座敷の東面北端に突出した寄棟造、棧瓦葺の付属棟で、座敷の一部改造にともなって増築された。3畳大の小室の3方に縁を廻し、北東には湯殿と便所を張り出して設ける。小規模で簡素な建物だが、座敷に不可欠な施設であり、南の庭園に面して瀟洒な外観を造る
45	重要文化財(建造物)	吉村家住宅(大阪府羽曳野市島泉町)表門		大阪府羽曳野市島泉五丁目3番5号	南河内地方にあって庄屋を勤めていた上層農家で、広大な屋敷地には大和棟の主屋(十七世紀後半、十八世紀改造)、表門(寛政十年<一七九八>)、土蔵(十八世紀前半)がある。
45	重要文化財(建造物)	吉村家住宅(大阪府羽曳野市島泉町)土蔵		大阪府羽曳野市島泉五丁目3番5号	
45	重要文化財(建造物)	吉村家住宅(大阪府羽曳野市島泉町)主屋		大阪府羽曳野市島泉五丁目3番5号	
46	国宝	金銅透彫鞍金具	写真なし	大阪府羽曳野市菅田3-2-8菅田八幡宮	大阪府南河内郡古市町菅田応神天皇陪塚丸山古墳出土古墳時代の資料。
47	重要文化財(美術品)	袈裟禪文銅鐸/大阪府羽曳野市西浦出土		羽曳野市島泉8-8-1羽曳野市陵南の森歴史資料館	大阪府羽曳野市西浦出土 本鐸は、昭和五十三年九月二十七日、大阪府羽曳野市西浦小学校の校舎改築現場から見つかり、直ちに市教育委員会が調査した。銅鐸は、幅六五センチ、深さ三五センチの穴に四五度の角度で埋められていた。 銅鐸の形状は、鈕の形式による分類では突線鈕式で、鈕の外縁と鍔の外縁に双頭渦文の飾耳がつき、舞の上部に鈕脚壁がある。外面の文様は六区袈裟禪文で区画内の文様はない。鈕の中央の綾杉文帯に太い突線を入れ、鋸歯文帯の斜線はすべて方向を揃える。
48	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅外塀		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	屋敷地南辺沿いに長屋門南東端より東へ延び、屋敷地南東隅で北に折れて東辺道路沿いに延びて建つ全長約39m規模の外塀。石基礎の上に建つ真壁造、棧瓦葺の木造塀で、腰を縦板張、上部を漆喰塗で仕上げる。屋敷地東方の景観を構成している。
48	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅主屋		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	大規模な茅葺の民家で落棟と下屋を本瓦葺とする。主体部は桁行11間、梁間5間半規模で、東方を土間、西方床上部を4室とし、南西8畳の正面に式台を設ける。主体部の西には8畳と6畳の教寄屋風の奥座敷が取り付く。河内の大和棟の庄屋屋敷の遺構として貴重。
48	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅長屋門		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	主屋土間玄関の南方に位置し、東西棟で建つ。桁行7間、梁間2間規模の平屋建の長屋門で、屋根は東端を入母屋造につくり、南側を本瓦葺、北側を棧瓦葺とする。東方を蔵とし、西方には供部屋6畳2室を配し、正面に横連子窓と出窓を設けて表構えを整えている。
48	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅土蔵一		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	主屋奥座敷部の北方に東西棟で建つ。桁行3間、梁間2間規模の2階建土蔵で、切妻造、本瓦葺の置屋根を載せる。石積の基礎とし、腰は縦板張、上部を白漆喰塗とし、主屋側の南面に庇を差し出して戸口を設ける。屋敷地北面の構えを形成する。
48	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅土蔵三		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	主屋床上部の南方、長屋門の西側に接して東西棟で建つ。桁行4間、梁間3間規模、切妻造、棧瓦葺の平屋建土蔵で、北面全面に下屋庇を差し掛けて東寄りに戸口を開ける。内部は荷摺りを密に立て、登梁形式の小室を架ける。庄屋屋敷の表構えをつくる要素のひとつ。
48	登録有形文化財(建造物)	松村家住宅土蔵二		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	主屋土間の北方に東西棟で建つ。桁行4間、梁間2間規模の平屋建土蔵で、屋根は切妻造、本瓦葺とする。土蔵一と同様のつくりで、石積基礎、腰板張、上部白漆喰塗とし、境に水切、軒部に鉢巻を廻し、南面中央に庇を差し掛けて戸口を開ける。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
48	登録有形文化財 (建造物)	松村家住宅内堀		大阪府羽曳野市島泉2-6-27	主屋式台玄関の西方から南方に延び、土蔵三の北面前へ回り込む。木造、真壁造、棧瓦葺の塀で、玄関寄りに棟を高くした切妻造、棧瓦葺の庭門を設け、庭門の南に上方弓形の潜口を開ける。主屋奥座敷部の庭園を区切るとともに、玄関の前庭を整える。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅応接室		大阪府羽曳野市郡戸470他	東西棟の主屋南正面の中央部あたりに付く、南北棟の切妻造棧瓦葺平屋建の洋室。外部は基礎部を鉄平石張、壁モルタル塗とし、南壁面にペイウィンドウをつけ、欄間付両開のガラス窓を設ける。母屋材を破風板より突き出し、妻面を飾る。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅仕切塀		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地内部を画する塀。主屋南西隅から西に延び、先端に片開板戸の潜りをつけ、その先で折れ曲がり、納屋の北東隅に接続する。切石基礎の上に築き、頂部に棧瓦葺屋根をのせる。壁は白漆喰仕上げとし、軒を塗り込める。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅主屋		大阪府羽曳野市郡戸470他	畑田家は、庄屋や村長を勤め村の経営に携わってきた旧家である。主屋は広い敷地の北東側に位置し、つし2階のある規模の大きい建屋である。平面は標準的な田の字型になり、内部の架構も伝統的な技法になる。白漆喰塗の外観は、旧家の風格を良く伝えている。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅西築地塀		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地の西側を仕切る土塀で、南築地塀の西端付近から北に29m延びる。石敷基礎の上に築き、頂部に棧瓦葺屋根をのせる。中塗仕上げの土塀で、独特の風情をつくる。屋敷地の構成要素であると共に、往時の地割を伝える。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅蔵1		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地の南側にあり、南面道路に接して長屋門、蔵1などの建物が並ぶ。蔵1は小規模な白漆喰塗の土蔵で、軒廻は妻側に水切り線を入れる簡素な構成になるが、屋根は本瓦葺とする。両妻側に建物が隣接するため、窓を設けず閉鎖的な構えになっている。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅蔵2		大阪府羽曳野市郡戸470他	南と東側に道路が走る広大な屋敷地の南面中央に位置する。東側に連なる蔵1や長屋門とともに腰に板を貼り道路側の意匠を整える。敷地にそって附属屋を並べる構えはこの地方によくみられるが、規模が大きく庄屋の屋敷にふさわしい豪壮な構えとなっている。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅長屋門		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地の南東角に建つ長屋門で、屋根は角地に面する部分を片入母屋造とする。西半部は下男部屋で、道路側に小さな灯明窓が取り付け、内法壁を黒漆喰塗りとし趣のある風情を保つ。小規模ながら、全体的に伝統的な工法に則った丁寧な造作になる。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅東塀		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地東側にある塀で、長屋門と付属屋に接続する。切石布基礎の上に1間ごとに柱を建て、屋根棧瓦葺とする。通り側は腰を縦板張、小壁を白漆喰仕上げの真壁とし、腕木が出桁を支持する。落ち着きのある屋敷構えを構成する。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅南築地塀		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地南側の土塀で、長屋門から西に延びる。総延長10mで、石敷基礎の上に築き、棧瓦葺の屋根をのせる。壁は漆喰仕上げで、通り側は壁面を下見風に仕上げる。東端付近には切妻造棧瓦葺、間口2.1mの腕木門を設ける。長屋門と共に屋敷地正面を構成する。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅納屋		大阪府羽曳野市郡戸470他	屋敷地の西側に建つ平屋建の納屋で、棧瓦葺の切妻屋根は両端部のみ3筋分押さえの丸瓦を葺く。外壁は軒下は真壁であるが、内法部分を塗込とし腰板を貼る。東面の開口部は、板戸4枚を1本溝引分として大きく開く。旧家の屋敷構を構成する遺構の一つである。
49	登録有形文化財 (建造物)	畑田家住宅付属屋		大阪府羽曳野市郡戸470他	主屋の右手前に建つ切妻造、平屋建の小規模な建物。屋敷地の東側を画する塀が取り付く。建築年代は不明であるが、材料工法などから主屋と同時期と考えられる。南側は便所・風呂など便益施設が設けられ、北側は居室となる。屋敷構を構成する要素として貴重。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
50	重要文化財(建造物)	高橋家住宅(大阪府和泉市池田下町)	写真なし	大阪府和泉市池田下町1608番地	高橋家については明らかでない。この住宅は江戸時代後期に火災で土間を焼失したが、居室部および座敷は古い。座敷は三室からなり、その主室および次の間は太い柱で書院風の意匠が見られる。この住宅は十七世紀中期の建設と推定され、異色の遺例として貴重である。
51	重要文化財(建造物)	聖神社 末社三神社本殿	写真なし	大阪府和泉市王子町919	和泉五社の一で、信太神社とも称す(本殿は慶長九年<一六〇四>の建立で、重要文化財)。両社とも小規模な春日造社殿であるが、三神社本殿は類例の少ない三間社で、装飾が豊かである。本社本殿とあわせて、各社それぞれに特色をもつ桃山時代の遺構として重要。
51	重要文化財(建造物)	聖神社 末社滝神社本殿	写真なし	大阪府和泉市王子町919	
51	重要文化財(建造物)	聖神社 本殿	写真なし	大阪府和泉市王子町919	
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅主屋		大阪府松原市別所6-623	木造つし2階建、整形六間取の農家で、桁行11間半の東4間を土間とする。屋根は瓦葺で土間上部に越屋根を載せる。西側落棟の奥座敷3室は後の増築。南正面に玄関、北に内蔵、東に井戸のある土間を接続する。材太く、造作も上質で、豪農の威風を伝える。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅寝部屋		大阪府松原市別所6-623	主屋の北方、北二階蔵の東に接続する使用人の休憩所。北二階蔵の外壁から片流の瓦葺屋根をかける。外壁は漆喰塗、東面南半に板戸を建て、両妻と平側にガラス障子の高窓を開く。正面に腕木で支えた切妻屋根は、かつて併行していた土蔵との間に設けられたもの。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅瀬戸物蔵		大阪府松原市別所6-623	米蔵の北に建つ、桁行3間梁間2間の土蔵造平屋建、切妻造、棧瓦葺。東面南寄りの戸口に瓦葺庇をつけ、西面中央に鉄扉付の窓を開く。外壁は漆喰塗で、下半は縦羽目板張とする。内部は板敷、四周に棚を設け、陶磁器類を納める。小屋組は地棟に登り梁を架ける。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅炭蔵綿蔵		大阪府松原市別所6-623	主屋玄関の南にあり、玄関との間に木戸塀を設ける。桁行5間梁間2間の南3間分が炭蔵、北が綿蔵である。土蔵造平屋建、切妻造、棧瓦葺で、東側は腕木で軒を出し、2箇所の戸口を開く。炭蔵は土間床、綿蔵は板敷。小屋組は梁に東立てで棟木と母屋を受ける。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅長屋		大阪府松原市別所6-623	敷地北辺に建つ桁行18間梁間1間半の物置。東端入母屋造、西端切妻造の屋根を棧瓦葺とする。外壁は東面が黒漆喰塗、北面が土壁で、腰は縦羽目板張。西面は板張とする。東7間が木小屋で、以下2間毎に仕切り、西端3間は水車置場。北からの景観を整える。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅長屋門		大阪府松原市別所6-623	敷地正面を飾る長屋門。敷地南東角に南面する。桁行4間半梁間2間の入母屋造、本瓦葺。両開門扉の右手に脇戸がつく。東側桁行1間半は供部屋で、北へ2間延びて寮に連する。西側1間は納屋で南へ半間広げる。北面屋根は西に続く二階蔵の蔵前まで一連とする。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅湯殿		大阪府松原市別所6-623	主屋の南西、奥座敷南に位置する木造平屋建の浴室。桁行2間梁間1間の切妻造、棧瓦葺。構造材に磨き丸太を用いた数寄屋風で、化粧小屋とする。外壁は漆喰塗の刷毛引き。2畳の脱衣場は両平に障子を建て、開放的である。風呂は溜風呂で、給湯用の戸口を開く。
52	登録有形文化財(建造物)	中山家住宅南蛮蔵		大阪府松原市別所6-623	敷地東辺、主屋東端に接続し、南に寮が続く。砂糖等の渡来品を納めた。土蔵造平屋建、切妻造、本瓦葺で、西面戸口に本瓦葺の庇がつく。外壁は漆喰塗で、腰を縦羽目板張とする。桁行2間半梁間2間で、曲材の梁2本に立てた束を貫で固め、母屋と地棟を受ける。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
52	登録有形文化財 (建造物)	中山家住宅二階蔵		大阪府松原市別所6-623	敷地の南端、長屋門の西に接続する道具蔵。桁行3間梁間2間の土蔵造で、北面に長屋門から一続きの庇をつけ蔵前とする。外壁は白漆喰塗で、腰は縦羽目板張。南面の2階に2箇所の窓を開く。小屋組は地棟に登り梁を架け、切妻造、本瓦葺の置屋根を載せている。
52	登録有形文化財 (建造物)	中山家住宅塀		大阪府松原市別所6-623	敷地外周の石積水路沿いに建つ瓦葺塀。外側は主屋東端から本蔵まで22mが縦羽目板張と黒漆喰塗、裏門から長屋まで8mが縦羽目板張、長屋から南27mが縦羽目板張と土壁で、内側は須柱に石の控え柱が付き、主屋から本蔵間が白漆喰塗、その他は土壁とする。
52	登録有形文化財 (建造物)	中山家住宅米蔵		大阪府松原市別所6-623	北二階蔵の北に建つ。桁行2間半梁間2間の土蔵造平屋建で、外壁は中塗仕上げとする。東面南端の戸口に鉄板葺の小庇をつけ、西面北端に窓を開く。土台を束立とし、床下に通風をとる。小屋組は梁に束立てで棟木と母屋を受ける。屋根は切妻造の置屋根。
52	登録有形文化財 (建造物)	中山家住宅北二階蔵		大阪府松原市別所6-623	主屋台所の北に接続する。桁行5間半梁間2間で、1階南端1間半は内蔵として台所に蔵前を開く。西面中央の戸口と台所の間には濡れ縁と瓦葺庇がつく。外壁は白漆喰塗で、腰と北妻が縦羽目板張。小屋組は地棟に登り梁を架け、切妻造、本瓦葺の置屋根を載せる。
52	登録有形文化財 (建造物)	中山家住宅本蔵及び裏門		大阪府松原市別所6-623	敷地の北を限る板塀に開く門と文庫蔵。長屋門形式である。外壁は敷地内側が白漆喰塗、外側が黒漆喰塗と舟板張に仕上げを交える。蔵は真壁造、門は主門と脇門一戸を開く。蔵の棟がやや高いが、北面の屋根を一連に造る。敷地北からの景観を引き締めている。
52	登録有形文化財 (建造物)	中山家住宅寮		大阪府松原市別所6-623	敷地の東辺、長屋門と南蔵蔵の間に建つ木造平屋建、切妻造、棧瓦葺の長期滞在用客間。桁行2間半梁間2間で、北面に床の間と押入を設ける。外壁は漆喰塗の真壁造で、腰を縦羽目板張とする。北へ半間延ばした屋根を本瓦葺とする。前庭景観の構成要素である。
53	登録有形文化財 (建造物)	田中家住宅外塀		大阪府松原市高見の里3-167、167-1、168	屋敷地北辺西寄り、西辺の土蔵より南方に建つ。切妻造、棧瓦葺の木造で、腰を縦板張、上部を白漆喰塗とする。西辺は土蔵の南に裏門を設け、南端近くに潜戸を開く。北辺は上部小壁に小判形と横長形の虫籠窓風開口部を設けて道路沿いの景観を整えている。
53	登録有形文化財 (建造物)	田中家住宅主屋		大阪府松原市高見の里3-167他	屋敷地の北寄りに位置し、東西棟で建つ。桁行10間半、梁行4間半規模、入母屋造、棧瓦葺のつし2階建で、東方を土間、西方床上部を四間取とし、2階正面に虫籠窓を開く。土間が桁行5間半分と広く、南面西方の仏間前方に勘定場を設けるのが特徴。
53	登録有形文化財 (建造物)	田中家住宅長屋門		大阪府松原市高見の里3-167他	主屋の北東、屋敷地北辺に沿って東西棟で建つ。桁行5間半、梁間1間半規模、西を入母屋造、東を寄棟造、棧瓦葺、木造平屋建の長屋門で、西端を門口、東端を通路とし、その間に2室を設ける。門口は間口2間で東に潜戸を付ける。屋敷地北面を構成する要素。
53	登録有形文化財 (建造物)	田中家住宅土蔵		大阪府松原市高見の里3-167他	主屋の西南方、屋敷地西辺沿いに南北棟で建つ。桁行2間、梁間1間半規模、切妻造、本瓦葺、置屋根形式の2階建土蔵で、北面に戸口を設け、東面全面に1間幅の庇を出して物置とする。外部は漆喰塗で、西面道路沿いは腰に縦板を張る。屋敷地西面を構成する。
53	登録有形文化財 (建造物)	田中家住宅離れ		大阪府松原市高見の里3-167他	主屋の南東に、隣地との敷地境沿いに南北棟で建つ。桁行8間、梁行2間半規模、切妻造、棧瓦葺の木造平屋建で、西面南半に縁側を配し、その東側に床付き8畳間と6畳間を並べる。北半は、落ち棟とし、納屋、風呂場、漬物小屋を納める。
54	登録有形文化財 (建造物)	田中家住宅主屋		大阪府松原市南新町1-50-1	通りの西に占める敷地の中央に北面して建つ。入母屋造で周囲に下屋庇をまわし、南側に角屋を付ける。木造つし2階建。東寄りに大戸口を開き、土間を設け、西に仏間など床上部を設ける。木柄の大きい差物で固めるなど、近世の大規模な農家建築の面影を留める。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
54	登録有形文化財(建造物)	田中家住宅長屋門		大阪府松原市南新町1-50-1	通りに東面して建つ。木造平屋建て、入母屋造本瓦葺とする。桁行11m梁間4.0mで、中央に4.0mの門口を開き、その南北に2室を配し、北室に床や天井を造る。壁は漆喰仕上げで、腰下見板張とし、出格子や与力窓を構える。重厚な外観になる長屋門の一例。
55	登録有形文化財(建造物)	嶋田家住宅奥座敷棟		大阪府松原市天美東8-627	主屋西側に接続する入母屋造棧瓦葺の建物。十畳主室と七畳半の次の間を東西に並べ、南北に縁を通し、次の間南に三畳半茶室を張出す。主室に座敷飾を備え、室境に山並みを模した欄間を飾る。竹の落掛など、数寄屋を加味し、洗練された意匠の離れ座敷である。
55	登録有形文化財(建造物)	嶋田家住宅玄関書院		大阪府松原市天美東8-627	南面する主屋の前面に鞘の間を介して建つ。東面する式台玄関は正面小壁を円弧状に切り取り、格子をいれて優美な外観とする。南側の座敷はトコに丸窓を開け、落掛を斜めに振るなど斬新な意匠の数寄屋である。独立した玄関棟で、大阪近郊の近代邸宅の一例を示す。
55	登録有形文化財(建造物)	嶋田家住宅大門		大阪府松原市天美東8-627	敷地東面南寄りに位置し米蔵と蔵の間に建つ。間口七・〇メートル、両下造本瓦葺で、両端間を物入とする。中央間を門口として舟肘木で梁を受け、本柱内にケヤキ扉を吊り、両脇に潜戸を開く。物入は表側を彫り下見板張とする。雄大かつ重厚で風格を備えた表門。
55	登録有形文化財(建造物)	嶋田家住宅道具蔵		大阪府松原市天美東8-627	敷地北西隅、奥座敷棟の北側に南北棟で建つ。土蔵造二階建、桁行五・二メートル梁間四・三メートル、切妻造本瓦葺で、躯体は校木を積む井筒組とする。外壁は軒裏まで塗込め、腰高に縦板を張る。東面に戸口を開いて下屋を設ける。当地方には珍しい構造の土蔵。
56	重要文化財(建造物)	葛井寺四脚門	写真なし	大阪府藤井寺市藤井寺一丁目	
57	重要文化財(美術品)	埴輪水鳥／大阪府城山古墳出土		藤井寺市岡1-1-1藤井寺市役所	本件は、史跡古市古墳群のうち、大阪府藤井寺市に所在する城山古墳(津堂城山古墳)の内濠内に造られた、方形鳥形施設から出土した水鳥の埴輪である。 三箇とも円筒台の上に水鳥の姿を表している。丸味を帯びた卵形の体部と細長く直立した頭部をもち、頭部には目、鼻と断面三角形の嘴が表現されている。翼と尾羽は板状であり、足の指を表現した脚部も作られている。この水鳥はガンカモ科がモデルだといわれている。
58	登録有形文化財(建造物)	玉手橋		大阪府柏原市石川町・玉手町～藤井寺市道明	旧玉手山遊園地に通じ、石川に架かる橋長151mの鉄製5径間吊橋。補剛桁をハウトラス、下部構造をRC造とする。隣接する主塔を開腹アーチで結び、主塔頭部にケーブル定置を兼ねたバルメントを設ける。地域のランドマークとして広く親しまれている。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅衣装蔵		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	主屋の南方、屋敷地の西辺沿いに南北棟で建つ。桁行4間半、梁間2間規模、切妻造、本瓦葺の平屋建土蔵で、内部は2室に区画する。西面外部は、主屋の西面と一連につくり、腰を縦板張、上部を白漆喰塗とし、南妻は塗込める。門前通りの歴史的景観要素。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅主屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	屋敷地の中央西寄りに東西棟で北面して建つ。桁行8間、梁間4間規模、切妻造、棧瓦葺のつし2階建て、棟の東端近くに煙出しを上げる。東方を土間、西方を四間取の床上部とし、北西に8畳座敷を配する。西面が通りに接し、門前通りの歴史的景観の核となる。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅西納屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	衣装蔵の南方に南北棟で建つ。桁行4間、梁間2間規模、切妻造、棧瓦葺で、内部は南北2室に区画する。外部西面は衣装蔵と一連につくり、南面は東納屋の南面が延びて下屋状に納める。屋敷地西辺から南辺にかけての景観の要となる。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅東納屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	屋敷地南辺に沿って、西納屋と裏門との間に東西棟で建つ。桁行6間、梁間1間、切妻造、棧瓦葺の細長い建造物で、東方桁行2間分を部屋とする他は作業庭側の北面を吹き放ちとする。外部南面は腰を縦板張として、屋敷地西辺沿いと連続した通り景観をつくる。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅道具蔵		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	表門の北側、離れの西方に東西棟で建つ。桁行2間半、梁間2間規模、切妻造、本瓦葺の2階建土蔵で、南面東寄りに庇を差し掛けて戸口を設ける。外壁は白漆喰塗とし、軒部に鉢巻を廻す。門前通りに面する西面は腰を縦板張とする。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅南米蔵		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	屋敷地の東南隅、裏門の東方に南北棟で建つ。桁行4間、梁間2間半規模、切妻造、棧瓦葺の2階建土蔵で、南北2室に区画し、北室を東西2室に分け、西面に土庇を差し掛けて2戸口を開く。南側の通り沿いの妻面は腰を縦板張として、塀等と外構意匠を合わせる。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅表門		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	屋敷地西辺中央の北寄り、道具蔵と主屋北面西端に取り付く増築便所との間に建つ。桁行2間半、梁間1間半規模、南北棟、切妻造、棧瓦葺の門で、腰を縦板張、上部を黒漆喰塗とし、南寄りに門口、南端に通用口を開ける。門前通りの景観要素のひとつ。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅北米蔵		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	主屋土間の東方、主屋東面に接して東西棟で建つ。桁行3間半、梁間5間半規模、切妻造、本瓦葺の比較的大きな平屋建土蔵で、西面北寄り、主屋土間の勘定場近くに戸口を開ける。外部は主屋と同様に軒裏まで漆喰で塗込める。現在は応接室等に使われている。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅裏門		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	屋敷地南辺の東寄りに位置し、南米蔵と東納屋の間に建つ。桁行2間、梁間1間規模、東西棟、切妻造、棧瓦葺の門で、腰を縦板張、上部を白漆喰塗とし、西側に門口を開ける。作業庭への出入口であるとともに、屋敷地南辺の景観を整える要素のひとつ。
59	登録有形文化財(建造物)	藤本家住宅離れ		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-23	主屋の北方、玄関の前庭を隔てて東西棟で建つ。桁行4間半、梁間2間半、切妻造、棧瓦葺の木造平屋建で、東南隅を玄関とし、2畳土間と2畳上がり口の西方に6畳次の間と6畳座敷を並べ、西端に床・棚を設ける。北面に縁をもち、屋敷地北方の主要素になる
60	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅主屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	敷地中央に北面する。木造平屋建、建築面積三五〇平方メートル、入母屋造棧瓦葺で、周囲に下屋を廻らす。正面は黒漆喰塗で腰を彫子下見板張とし、上部は虫籠窓を穿つ。内部は東側を広い土間とし、床上部は表側に座敷を配する。風格あるつくりの大規模民家。
60	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅正門		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	敷地北正面の中央に構える、間口二・二メートルの腕木門。切妻造棧瓦葺とし、向かって右手に潜戸、左手に供部屋を設け、さらに左右に袖塀を折曲がり延ばす。壁は鼠漆喰塗で、正面は腰を縦板張とする。堅実なつくりの表門で、風格のある表構えを形成する。
60	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅鳥小屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	敷地の南面、物置西側に東西棟で建つ。木造平屋建、桁行一・六メートル梁間一・八メートル、片流れ招屋根付棧瓦葺である。南面は、中央の鳥小屋部分に格子を建て、東西端の物置は大壁造とする。文鳥などを飼育した鳥小屋で、旧家の暮らしぶりを伝える。
60	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅東門及び長屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	主屋北東側に南北棟で建つ。木造平屋建、桁行一・六・八メートル梁間四・九メートル、切妻造棧瓦葺である。主屋入口近くの北寄りに東門を開き、南側に供部屋、北側に牛小屋や八畳などを配する。外壁は漆喰塗大壁で与力窓を穿ち、腰縦板張とする。
60	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅納屋		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	主屋南東側に南北棟で建つ。土蔵造平屋建、桁行一・七メートル梁間四・九メートル、切妻造棧瓦葺で、西面に土庇を設ける。北端の間分を通路とし、他を納屋とする。外壁は漆喰塗で腰を縦板張とし、東門及び長屋、主屋、米蔵とともに統一した景観を創る。
60	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅物置		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	敷地の南面、道具蔵と鳥小屋の間に東西棟で建つ。土蔵造平屋建、桁行三・七メートル梁間二・八メートル、切妻造棧瓦葺である。北面半間通りを吹放し、内部は土間の一室とする。外壁は土壁で腰を縦板張とし、南北面に小窓を穿つ。屋敷地背面の景観を整える。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

文化財等					
MAP番号	分類	名称		所在地	概要
60	登録有形文化財 (建造物)	藤野家住宅塀		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	主屋西側に南北にのびる土塀で、長さ一九・二メートル高さ二・三メートルを測り、切妻造棧瓦葺である。石積みの基礎の上に、厚さ約〇・四メートルで土を築き上げ、上部は水平の張出しを設けて軒をつくる。屋敷地外郭を画す土塀で、落着いた佇まいを醸す。
60	登録有形文化財 (建造物)	藤野家住宅米蔵及び道具蔵		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	敷地南東隅、納屋の南に接続して建つ。土蔵造平屋建、桁行八・五メートル梁間四・九メートル、切妻造置屋根式の棧瓦葺で西面に土庇を設ける。東側半間を長尺物入れとし、他は北半を米蔵、南半を道具蔵とする。長屋や納屋と同様の外観で、屋敷景観を引締める。
60	登録有形文化財 (建造物)	藤野家住宅露地門及び塀		大阪府藤井寺市藤井寺2-3-38	主屋北面の式台脇から延びる門と塀。露地門は間口一・六メートルの腕木門、切妻造棧瓦葺で、柱間に板戸引分けとする。左右の塀は総延長八メートルを測り、一文字瓦葺で、壁は真壁で東面のみ腰板を張る。前庭と主庭の間を仕切り、良好な庭空間を演出する。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

史跡				
MAP番号	分類	名称	所在地	概要
1	遺跡	烏帽子形城跡	河内長野市	阪府河内長野市の市街地の南、石(いし)川と天見(あまみ)川の合流点のすぐ南の標高約180mの丘陵尾根部に所在する中世の城跡である。城跡の東麓には京・堺と紀伊とを結ぶ高野(こうや)街道が走るなど交通の要衝に位置する。
2	古墳	観音塚古墳	羽曳野市飛鳥	
3	遺跡	観心寺境内	河内長野市寺元	
4	遺跡	金剛寺境内	河内長野市天野町	
5	古墳	金山古墳	南河内郡河南町	金山古墳は、この台地状をなす谷の奥部に築造された二つの円丘からなる双円墳である。小字名を「墓添」と称し、古くから墓として守られてきたため、保存状態は極めて良好である。
6	古墳	古市古墳群 古室山古墳/赤面山古墳/大鳥塚古墳/助太山古墳/鍋塚古墳/城山古墳/峯ヶ塚古墳/墓山古墳/野中古墳/応神天皇陵古墳外濠外堤/鉢塚古墳/はざみ山古墳/青山古墳/蕃所山古墳/稲荷塚古墳/東山古墳/割塚古墳/唐櫃山古墳/松川塚古墳/浄元寺山古墳/	藤井寺市古室・青山・藤ヶ丘・津堂・野中・藤井寺、羽曳野市誉田・軽里・白鳥	古市古墳群は大阪府藤井寺市・羽曳野市に跨り、4世紀後半から6世紀前半の大型前方後円墳や中・小型の円墳・方墳からなる古墳群である。
7	古墳	黒姫山古墳	堺市美原町	平地に営まれた前方後円墳で、前方部はほぼ西に面し、主軸の長さ約114メートルを有する。封土は二段に築成せられ北側のくびれ部には造り出しをそなえ、周囲に堀が存する。
8	遺跡	四ツ池遺跡	堺市浜寺船尾町西・鳳北町	大阪平野の南部、大阪湾にそそぐ石津川に向かって、和泉丘陵から北へいくつかの支丘が突出している。そのひとつ船尾台地の北端上に四ツ池遺跡が位置する。畿内弥生時代の遺跡として代表的なものの一つであるのみでなく、当時の和泉地方の状況を示す遺跡として重要なものである。
9	古墳	新堂廃寺跡 附オガンジ池瓦窯跡 お亀石古墳	富田林市緑ヶ丘町大字中野	新堂廃寺跡は、昭和11年に石田茂作によって紹介された。飛鳥時代前半創建の学史上著名な古代寺院跡である。
10	遺跡	通法寺跡	羽曳野市通法寺・御廟谷	通法寺は、早く鎌倉時代初頭において源頼義建立と伝えられていて「源氏之御願」といわれ、尔後或は「関東嚴重之御祈禱所」、或は「源氏御氏寺」ともいわれて来た。寺跡は山の谷と称せられる谷状地の入口に位し、低い丘陵の南麓にあつて、前面には御廟谷の丘陵がある。
11	古墳	土塔	堺市土塔町	
12	古墳	二子塚古墳	南河内郡太子町	大字山田にあり、推古天皇陵の東方約200メートルの傾斜地をなす段丘上に位するもので、二基の方形の墳丘が西南方から東北方にわたって並列し、あたかも主軸の長さ約60メートルの双方墳の形式をなしている。それぞれの墳丘に口を東南に開く横穴式石室があり、いずれも石棺が存する。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

史跡				
MAP番号	分類	名称	所在地	概要
13	古墳	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳/長塚古墳/収塚古墳/塚廻古墳/文珠塚古墳/丸保山古墳/乳岡古墳/御廟表塚古墳/ドンチャ山古墳/正楽寺山古墳/鏡塚古墳/善右エ門山古墳/銭塚古墳/グワシヨウ坊古墳/旗塚古墳/寺山南山古墳/七観音古墳	堺市	百舌鳥(もず)古墳群(こふんぐん)は大阪湾を望む台地端部を中心に立地しており、東西・南北約4kmの範囲に4世紀末から6世紀前半にかけて形成された古墳群である。古墳群の特徴は、巨大前方後円墳の仁徳(にとく)天皇陵古墳を核に、大型及び中型の前方後円墳、帆立貝式古墳、墳長20m前後の円墳や方墳など、様々な形態・規模の古墳で構成されている点である。
14	遺跡	野中寺旧伽藍跡	羽曳野市野々上	
15	遺跡	誉田白鳥埴輪製作遺跡	羽曳野市白鳥	大阪府下の古市古墳群は全国でも屈指の大古墳群であるが、埴輪窯を中心としたこの遺跡は、そのなかに立地し、その製品がこの大古墳群の造営に使用されたと推定できるものである。これまでに10基の登り窯と工房跡と推定される掘立柱柱穴が検出されている。
16	公園、庭園	龍泉寺庭園	富田林市竜泉	龍泉寺の創建は『資財記』(春日大社蔵)によれば飛鳥時代と伝える。寺域を囲む樹林、北西に聳える岳山を含めて、静寂幽邃な景観を作り出しており、この地方に稀な鎌倉時代頃の庭園として貴重である。
17	古墳	和泉黄金塚古墳	大阪府和泉市上代町	大阪府の南部、泉州地域に所在する、古墳時代前期末の墳長94mの前方後円墳である。

狭山池周辺の資源MAP（6km圏内）

MAP番号	分類	名称	所在地	概要
周辺施設				
1	文化ホール	大阪狭山市文化会館(SAYAKAホール)	大阪狭山市狭山一丁目875番地の1	大阪狭山市にある多目的ホール。愛称はSAYAKAホール。
2	博物館	近つ飛鳥博物館	南河内郡 河南町東山299	大阪府南河内郡河南町の大阪府立近つ飛鳥風土記の丘にある人文科学系博物館。エリア全体が遺跡博物館ともいわれる陵墓・古墳の宝庫「近つ飛鳥」の中核的文化施設として、1994年に開館。
3	博物館	堺市博物館	堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 大仙公園内	大仙公園内にある人文科学系の博物館。市制90周年記念事業として1980年に開館。
4	博物館	堺市立みはら歴史博物館(M・Cみはら)	堺市美原区黒山281番地	『カタチ造りの達人』をグランドコンセプトに、「河内鑄物師」と「黒姫山古墳」を、メインテーマとした常設展示室、およびミニ展・特別展が開催できる特別展示室と、講演会・音楽会・映画会等の催しや、研修会・レセプション等の催しなど、文化・芸術にふれ、交流できるホールとの複合施設。
5	観光交流施設	じないまち交流館	富田林市富田林町9の29	富田林市の寺内町を訪れる方々に寺内町の歴史・文化についてさまざまな情報の提供や市民の交流の場、そして来訪者の休憩所を提供することなどを目的とした施設。
6	歴史関連施設	埋蔵文化財センター	富田林市寿町一丁目3の5	中学校の余裕教室を利用した、市内の歴史を探求する施設。市内で出土した遺物の洗浄や整理、展示を行っている。施設の見学については、事前に申し込みが必要。
7	観光交流施設	観光交流施設 きらめきファクトリー	富田林市本町19番8号	観光をメインに、文化とアートを届ける観光交流施設
8	観光交流施設	寺内町センター	富田林町15の4	寺内町の町並み散策や歴史学習にだれでも利用できる施設。重要文化財旧杉山家住宅の向かい側にあり、明治期の町屋のデザインをしている。
9	資料館	すだれ資料館	河内長野市天野町1014-1	平成16年に「簾(すだれ)」の産地である大阪府河内長野市に設立。館内には歴史的に価値の高い国内外の珍しい簾、当時の貴重な道具や機械、巻物・文献・映像など数多くの資料を展示。

狭山池周辺の資源MAP (6km圏内)

その他観光資源

MAP番号	分類	名称	所在地	概要
1	史跡・公園	狭山池・狭山池公園	大阪府大阪狭山市大字岩室	大阪狭山市内に数あるため池の中で、最も広い面積を誇っている。平成の大改修は平成13年3月に完了。「さくらの名所」として復活させようと、池や博物館の周辺におよそ1,300本が植樹された。
2	公園	さやか公園	大阪狭山市狭山2丁目974-6	さやま遊園の跡地。再開発された住宅地となり、その中央に新しく整備されたのが市営のさやか公園である。
3	公園	副池・オアシス公園	大阪狭山市池之原1丁目1220	狭山に元々自生していた植物が残され、人の手を加えない場所が設けられている。ボランティアの方々によって季節の花々が楽しめる心地よい自然の空間となっており、池の西側のみ遊歩道がある。
4	寺社	報恩寺	大阪狭山市狭山4丁目2284	狭山藩北条氏の位牌所。門前には『子安地藏尊』への道標が建っていて、かつて大阪狭山市駅の東側にあった地藏寺(廃寺)の本尊もこの報恩寺に伝わっています。
5	寺社	風輪寺	大阪狭山市半田2丁目427	融通念仏宗の寺で、古くから安産厄除の寺として知られている。本尊は木造の地藏菩薩(子安地藏尊)で、春日佛師の作と伝えられており、鎌倉時代独特の力強さと勢いが感じられる相貌が特徴。本堂には、平安末～鎌倉時代の作と伝えられる、国の重要文化財に指定されている『絹本着色釈迦如来及四菩薩像』(市に寄付)が所蔵されている。
6	寺社	狭山神社	大阪狭山市半田1丁目223	狭山神社は天照大神と素盞鳴命を祭神とし、古来より狭山郷の鎮守の神様として崇拝されてきた。創建の年代はわかりませんが、狭山池築造の以前からあったものと推測される。
7	体験施設	ふれあいの里	大阪狭山市東野東1丁目32-2	園内にはバーベキュー広場やキャンプ場をはじめ、テニスコート、アスレチック、青少年野外活動広場、リス園などがあり、一日中自然を満喫できる遊びアウトドアスポットである。
8	寺社	三都神社	大阪狭山市今熊5丁目647	三都神社は天野街道を通過して、紀州熊野に向かう人々が参詣したことから熊野神社とも呼ばれていた。かつて同じところにあった金蔵寺の鎮守として奉られていた。鎌倉時代末期の毘沙門天像など数々の遺物が残っている。
9		天野街道		天野山金剛寺への参詣道。熊野参詣にも利用され、西高野街道の旧経路とも考えられている。ここで西高野街道と分岐して、陶器山の尾根筋上を南下して、大野の穴地藏を経て天野川の段丘上を進み、金剛寺に至ります。
10		穴地藏	大阪狭山市大野西689	大野奥山と呼ばれていた現在の穴地藏さんと呼ばれる北向きのお地藏さんがひっそりとたたずんでいる。ご利益は、目・鼻など穴という穴のすべての病気に霊験があるという有難い御地藏さんである。また、ここにお参りをすると子宝が授かると古くからの言い伝えがあり、子宝が授かった人は、お礼参りで名前の書いた涎掛けを奉納するそう。

名産

1		池もろこ／岡田神力堂	大阪狭山市狭山5-2252-3	狭山池に昔から生息していた「もろこ」を忘れないようにと「池もろこ」作られたもの。大納言小豆を主体とした粒餡の風味満点の最中。
2		大野ぶどう／果樹振興会	大阪狭山市茱萸木3-249-1	100年以上の歴史があり渋みが少なく糖度が高いことで有名。
3		狭山シフォン／香翔		大阪狭山市と商工会の特産品開発で誕生。季節本来の味を大切に市内の農産物をテーマに焼き上げている。

大阪府

ESCO事業導入マニュアル

改訂3版



広報担当副知事
もすやん



大阪府住宅まちづくり部公共建築室設備課

1 ESCO事業の概要

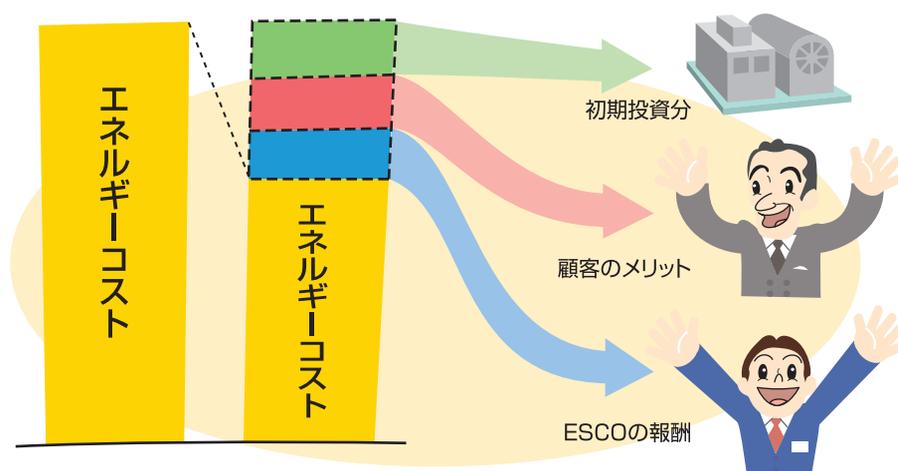
ESCO (Energy Service Company) 事業とは、1970年代にアメリカで生まれた民間ビジネスで、欧米においては省エネルギー推進手法の中心的存在として位置づけられています。

アメリカではその市場規模は10億ドルに達するといわれています。またイギリスでも潜在的な市場規模は15億ポンドといわれています。

ESCO事業とは

ビルや工場の省エネルギー化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスです。そして、それらのサービスを提供する際に、決してそれまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を実現し、その効果を保証する事業です。

また、ESCO事業者の経費は、顧客の省エネルギーメリットの一部から受け取ることも特徴となっています。



「包括的なサービス」とは、以下の全てまたはそれらの組み合わせで構成されます。

(1) 省エネルギー方策発掘のための診断・コンサルティング

(2) 方策導入のための計画立案・設計施工・施工管理

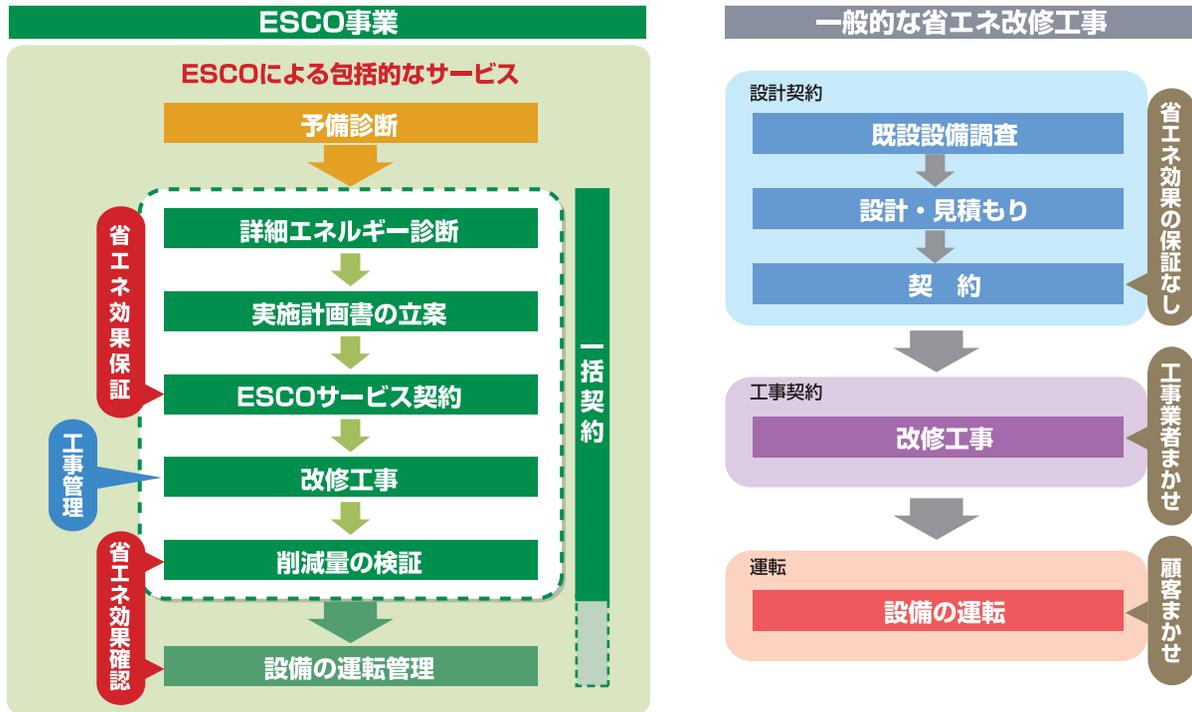
(3) 導入後の省エネルギー効果の計測・検証

(4) 導入した設備やシステムの保守・運転管理

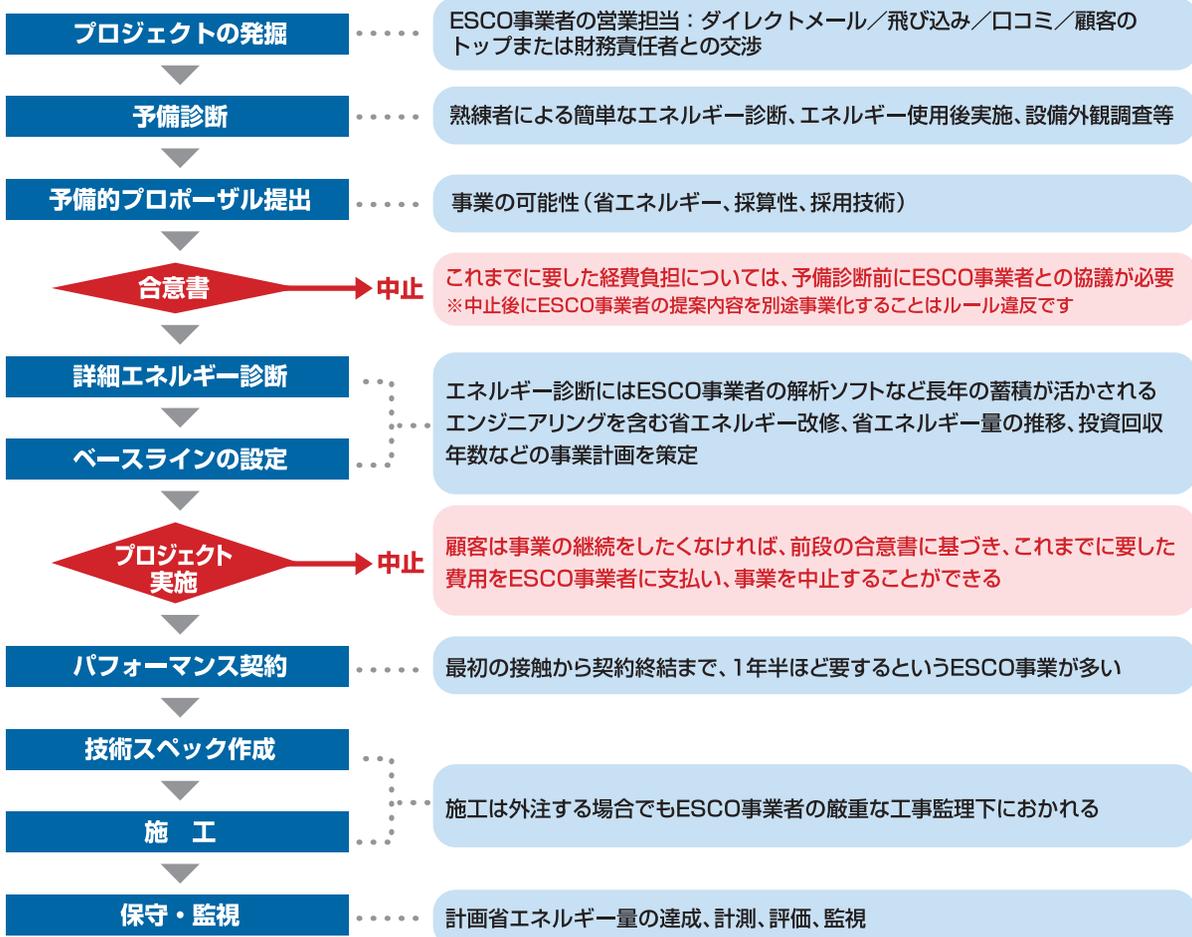
(5) 事業資金の調達・ファイナンス

なお、ESCO事業者は、省エネルギー効果を保証するために顧客との間において、エネルギーサービス契約を締結します。

ESCO事業と一般的な省エネ改修工事の比較



ESCO事業の業務フロー



ESCO事業の特徴

確かな省エネルギー効果を保証します。

さらに、初期投資費用がなくても省エネルギー可能な契約もあります。

①省エネルギー効果(メリット)を保証し、包括的なサービスを提供します。

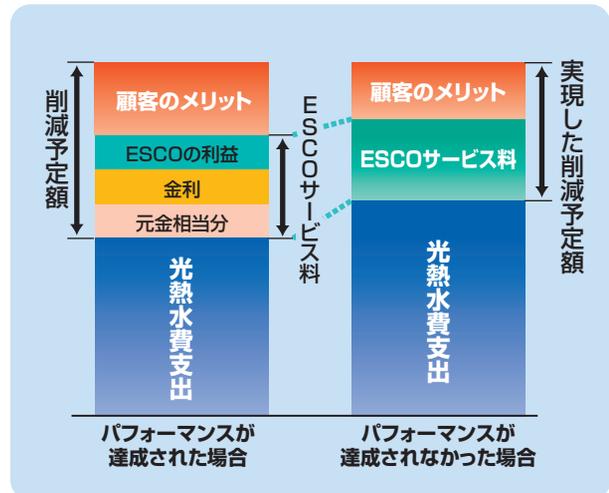
ESCO事業導入による省エネルギー効果をESCO事業者は一定保証します。この際、顧客の利益が達成できない場合は、ESCO事業者が補償します。性能保証を行うと同時に顧客の利益補償を行います。このように効果を保証(パフォーマンス契約[※])するためにもESCO事業者は、省エネルギー診断以後の直接工事に関わるサービスをはじめ、改修後の効果確認、運転管理、資金調達、会計分析を含む包括的なサービスを提供します。顧客に省エネルギー改修に関するノウハウがなくても、要員を確保しなくても、全てをESCO事業者が責任をもって行います。



※シェアドセイビングス契約のみ

※パフォーマンス契約

パフォーマンス契約とは出来高契約のことで、ESCO事業が、省エネルギー改修による経費節減分で全ての事業経費をまかなうことを基本とし、事業実施により実現する省エネルギー量により、ESCO事業者の取り分が変化することを示しています。同時に顧客の利益も、実現する省エネルギー量により変化しますが、少なくとも顧客の経費が、事業実施前に比べ高くなることのない範囲の保証をESCO事業者が行います。つまり、経費削減が実現しなかった部分については、ESCO事業者が弁済する補償契約を含んでいます。

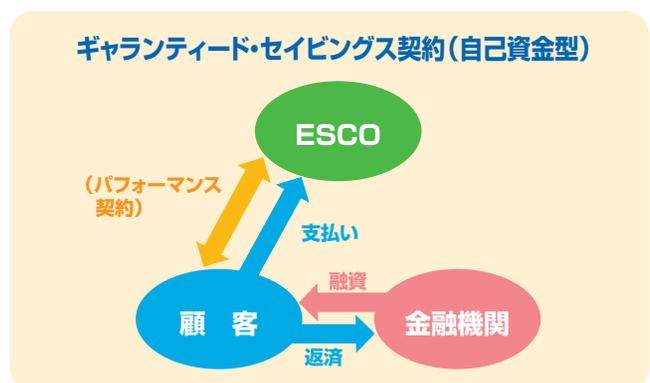


②ESCO事業の契約方式は大きく分けて、次の2種類があります。

(1) ギャランティード・セイビングス契約(自己資金型)

ギャランティード・セイビングス契約の特徴は、顧客とESCO事業者の関係、顧客と金融機関の関係に分けることができ、顧客とESCO事業者の間にはパフォーマンス契約が交わされ、顧客と金融機関の間には、融資に関する契約が交わされます。

- 顧客が改修工事の建設資金を確保します。
- ESCO事業者は顧客に対し改修工実施による節減額を保証します。
- 顧客は改修工事が実現する節減額を償還原資とし、建設資金等を一時にESCO事業者を支払います。



(2) シェアド・セイビングス契約(民間資金活用型)

シェアド・セイビングス契約の特徴は、ESCO事業者と顧客の関係、ESCO事業者と金融機関の関係に分けることができます。ESCO事業者と顧客の間にはパフォーマンス契約が結ばれ、ESCO事業者と金融機関は融資に付随する契約を結びます。この際、顧客は一切の金融負担を追わないことになります。

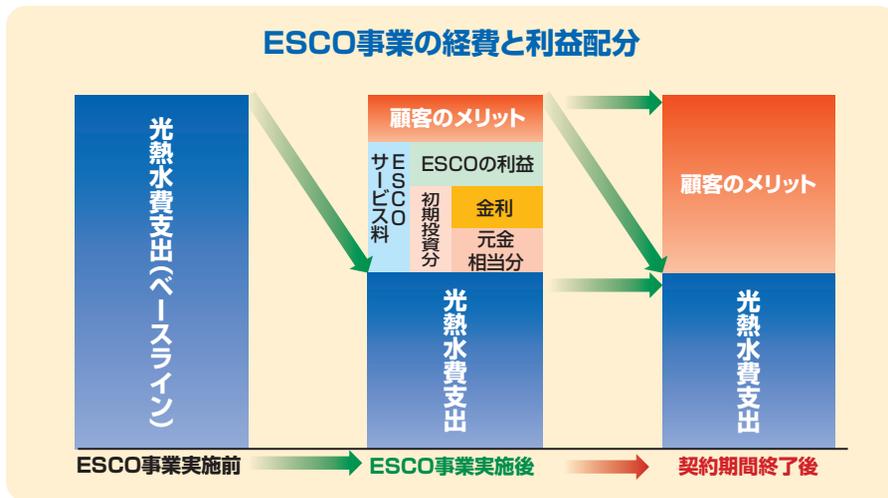
- ESCO事業者が改修工事の建設資金を提供します。
- ESCO事業者は顧客に対し改修工実施による節減額を保証します。
- 顧客は改修工事で実現する節減額から一定割合をESCO事業者を支払います。



注 シェアド・セイビングス契約の場合、金融機関のリスクはESCO事業者あるいは顧客の与信リスクとパフォーマンスリスクの両者となります。

③ 光熱費等の削減分で全ての経費をまかないます(シェアド・セイビングス契約の場合)。

省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO事業者の経費等は、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれます。また、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となります。



我が国におけるESCO事業の将来予測

平成9年度に(財)省エネルギーセンターに設置した「ESCO事業導入研究会」で、ESCO事業の業務部門・産業部門を合計した将来の市場規模を、次のように推計し報告しています。

- 潜在市場規模:2兆4,700億円
- 潜在省エネルギー可能量:400万kl(原油換算)(霞ヶ関ビル10棟分)

また、ESCO事業の受注実績について、2011年度までは概ね下のとおり推移しています(ESCO推進協会による市場規模調査結果公表資料をもとに作成)。

